

# 足利義植終焉の地「撫養」の比定に基づく

## 阿波公方・平島公方の再評価

―義植・義維・義栄の居所と死去をめぐる歴史地理的政治史―

桃崎 有一郎

緒言

室町幕府一〇代將軍足利義植は、一二代將軍義澄の遺児義晴を擁する細川高国との抗争に敗れて和泉堺を辞し、一年半後の大永三年四月、阿波の撫養(五三)にて五八歳で波乱の人生を閉じた。彼の没落先が阿波であった理由を物語る史料は確認されておらず、他ならぬ撫養であったことの意義を探究した先学は管見に触れない。義植の阿波移居は概ね、その後の政治史で養子(一)（とされる）義維が阿波から堺へ上り「堺公方」として京都の義晴らと対峙する前史、という扱いを出なかった。阿波移居に〈中央の覇権闘争に敗れ、再起できぬまま終わった〉という以上の意味が認められなかつたためと推察され、最近初めて著された義植の評伝も、敗者の寂しい晩年(二)と評価するにとどまる。

しかし、当該問題のかかる扱いは、複数の重大な疑問を残す。最も素朴な疑問は、義植の阿波移居が、中央政界にコミットする意欲の喪失・諦念を表す引退の意思表示なのか、それとも再起を諦めない積極的な逆転計画の足場であったのが、不明なことである。彼の人生を省みれば、政治生命の維持に対して類い稀なる不屈の意欲を有したことは明らかで、応仁の乱中の美濃没落や明応の政変後の越中・越前・周防没落等、どれほどの僻地を何年流浪しようとする中央に振り返るまで前進を貫く闘争心を失わなかった。それらから帰納する限り、畿内に近い阿波に一二年撤退した程度の事実から義植の諦念を推測することは、到底自明と思われない。氣力喪失して当然の老齡とまではいえない五八歳で没した義植が、京都復帰の熱意を失っていなかった可能性は、大いにあり得るのである。その可能性を認める場合、次の複数の問いが立つ。義植はいかなる再起計画を温めていたか。そして、その実現前に義植が没したことは、以後の畿内・幕府政治史をどう動かしたのか。具体的にいえば、政治史を動かした各プレーヤーがいかなるデメリットを免れ、いかなるメリットを得たのか。それらへの解答は、以後の幕府史・政治史の初期条件を構成するのであるから、学界の関心対象外のままでよいとは思われない。

かかる問題に直接答える文献史料は知られておらず、義植が抱いたビジョンは〈撫養で没した〉という史実から導く以外に、現況では手段がない。一般に、政治史における人の居場所は〈自らをいかなる地政学的環境に置こうとするか〉、具体的には〈何とどれだけ近づこうとし、何とどれだけ遠ざかろうとするか〉という意思の反映であり、しばしばその積極的なアピールでさえある（義植の曾祖父義満が幕府政庁を室町亭に定めた事実は、その最たる典型例<sup>3</sup>）。とすれば、終焉地が撫養であった事実は、本格的に分析すれば義植のビジョンについて少なからぬ情報を引き出せる素材と見込める。

かかる観点から改めて室町幕府の歴史を通覧すると、義植終焉の地が阿波であり撫養であったことに全く自明の

必然性がないことに気づく。後の義維の場合と異なり、阿波は義植の故郷ではないし、そもそも最後に堺から没落する以前に足を踏み入れた形跡もない。撫養は阿波の守護所でもなければ、足利将軍家との縁故も持たない。義植に撫養を拠点として腰を据える意図があったか否かも現状では定かでなく、彼の滞在を「居住」といえるのか、それとも流浪の途中に短期滞在した場所で偶然寿命に負けただけであるのかさえ、従来は不明で、そもそも関心を持たれなかったと思しい。

かかる状況は、義植死去の政治史的考察を不可能にする致命的な情報欠落をもたらした。一般に、移動行為に込められた当事者の意図は、出発地・経由地・到着地の絶対的位置・性質に基づく相互の相対的関係から導き出されないが、その大前提として各地点の絶対的な位置情報が必須となる。ところが、義植の（堺↓淡路↓撫養）という移動の含意を政治史的に探ろうとすると、到着地たる「撫養」が具体的に地図上のどこに該当するのか不明で、袋小路に陥るのである。

今日も「撫養」地名は存在するが、その来歴を瞥見すると、範囲が変動を繰り返し、しかもかなりの広域に及んだ歴史があり、その範囲は性質を異にする多様な土地を、最も甚だしくは四国本土と沿海島嶼部の両方を含んだ歴史がある。義植が最後の拠点を設けた場所が四国本土か島嶼部かで、意味が全く変わることは多言を要しまい。かほどに分析結果を左右する義植終焉地「撫養」の具体的立地を特定する厳密な考証が、未だ果たされていない。それはすなわち、義晴期以降の政治史の起点を不明瞭にし、大局的な歴史像の復元を妨げる大きな足枷に等しい。室町幕府史・中世後期畿内政治史の解明にあたっては、当該問題がどうしても歴史地理学的に解決されていなければならぬ。

かかる観点に立つと、義植の養子とされる義維の四国における拠点の問題が、右問題と不可分で一つの大問題を

構成することに気づく。平島公方家となる義維とその子孫の阿波平島定住の意味は、家の始祖（とされる）義種の阿波（撫養）居住と無関係ではあり得ず、相互に比較して初めて議論を深め得る。義種の撫養居住の具体相と政治的意義の解明を進めれば、義維一家の定住地が他ならぬ「平島」であったことの意義を新たに浮き彫りにし得る。あまり知られていないが、義維にも撫養に滞在したという有力な異説がある。撫養は明らかに義種・義維・義栄の三代を貫く歴史地理学的な鍵であり、彼ら阿波公方家とその後裔たる平島公方家の政治史的性質を根幹で規定したファクターとして総合的に考察するに値する（なお、阿波公方家の最近の専論を著した天野忠幸は「阿波公方」を義維以後と定義している<sup>4</sup>。それに対して本稿では、義維の養父とされ阿波で没した義種との連続性や、次に述べる通り義種を念頭に置いて「阿州公方様」の語が当時使われた事実を重視して、義種以降を「阿波公方家」と呼ぶ）。

さらに、その観点から関係史料を再検討すると、阿波公方家歴代が（阿波で没する）ということが、単に（地方での逼塞・失意）を意味するのではなく、固有で特殊な政治的手段として活用可能な積極的意味を有したことにも気づく。具体的には、義種の死を隠蔽する情報操作によって実在しない「阿州公方様」を旗印に掲げ、また故意に義栄死亡説を流すことで、政治的プレゼンスを維持しようと三好勢力が仕掛けた情報戦の様相が、浮き彫りになるのである。

そしてこの情報戦の詳細を追跡してゆくと、これまで先学が疑ってこなかった（義維は義種の養子）という設定が、実は史実でなかった可能性が浮上する。すなわち、（義維は、失意の養父義種の遺志を継いで義種流將軍家の復権を目指した）という通説的な筋書きが、情報操作による偽装物語<sup>カバーストーリー</sup>に過ぎず、したがって当該期畿内政治史の軸線が書き換わる可能性が見えてくるのである。

右の問題群は、義植がいつから撫養におり、その撫養とはピンポイントでどこを指し、それらが義植のいかなる政治的ビジョン（攻勢か守勢か、それらの中長期的計画とゴールは何か）を示すか、という歴史地理学的考証からのみ立論・解決可能である。本稿では順を追ってそれらに取り組み、義植晩年以降の室町幕府・将軍家・阿波公方家や（淡路・阿波まで連続する）畿内情勢についての理解を深める新たな軸線・知見を提示し、もってそれらを取り巻く政治史の全体像の更新を目指したい。

## 一 近世・近現代「撫養」の領域変遷と中近世移行期の塩田開発

### I 近世撫養と現代鳴門市撫養町の領域変遷

「撫養」という地名は、現在、四国本土の北東端にある徳島県鳴門市「撫養町」として残り、同町南浜にはJR鳴門線「撫養駅」もあって、義植終焉地「撫養」の故地は明らかであるかに見える。しかし歴史上、「撫養」地名の領域は変転を繰り返し、現行の「撫養」のどこが中世「撫養」であったかが明らかでなく、そもそもそこに中世「撫養」が含まれたことさえ自明ではない。義植終焉地「撫養」の現地比定を行うためには、現今の鳴門市撫養町に至るまでの「撫養」の領域の変遷過程を把握せねばならない。

現「撫養町」は、鳴門市を構成する七つの「町」(撫養・里浦・鳴門・瀬戸・大津・北灘・大麻)の一つである。右七ヶ町のうち大津・北灘・大麻の三ヶ町は昭和三〇年以降に順次、鳴門市に編入された大津村・北灘村・大麻町の後身である。「撫養町」は当該編入以前からの鳴門市(以下、旧鳴門市)域を構成する四ヶ町の一つであった(図1)。これらの「町」は、元来からの一体性を重視して市の統計等では個別の「町」のように扱われているが、実

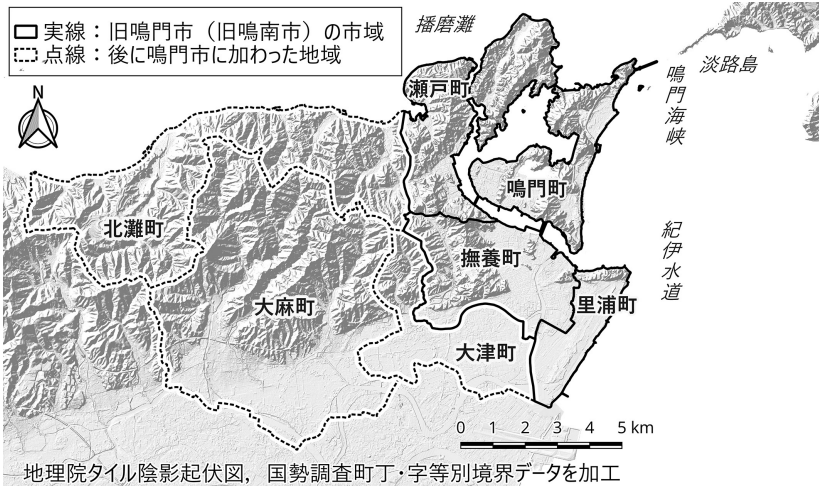


図1 現鳴門市・旧鳴門市（鳴南市）域と撫養町の範囲

はその名を冠して「〇〇町××」という形を成す大字の一群である。「撫養町」も前述の撫養町南浜をはじめとする一々の大字の集合体であり、「撫養町」を除く固有名部分を列举すると、南浜・齋田・黒崎・大桑島・小桑島・林崎・岡崎・弁財天・北浜・立岩・木津から成る（訓は標準的な地名辞典に基づく。以下同じ）。これら一ヶ大字は、昭和二年五月の旧鳴門市の発足時から存在し、すべて島嶼部ではなく四国本土（と現在は見なされる地域）にある。

その旧鳴門市は、昭和二年三月に発足して二ヶ月だけ存在した鳴南市の名称だけ変更し、市域を維持した市である。「鳴南」の市名は市民に馴染みがないとして短時日で捨てられ、鳴門海峡を表徴する地名として望ましい「鳴門」が採用されたという。しかしそもそも、「鳴南」を先に採用した理由は、撫養地方、一帯が「鳴南」と呼び習わされていたことに拠っていた。<sup>6)</sup> すなわち、鳴南市域（＝旧鳴門市域＝撫養町＋里浦町＋鳴門町＋瀬戸町）全体を「撫養」と広域地名のように呼ぶ慣行が存在した。その内部に「撫養町」を抱えていたので、「撫養」地名は、（狭域地名「撫養」と、それに代表される広域地名「撫養」の二重構造

を成していたことになる。ここにすでに、単に「撫養」と呼んだ場合にどの範囲を指すのか判別困難になる構造が現れている。

旧鳴門市は、後に大津町を編入して市域が南西に若干拡大し、北灘町・大麻町を編入して市域が西に大きく拡大した。逆にいえば、旧市域は現市域の東部およそ三分の一程度であり、徳島県の最北東端に位置した。その旧市域と領域が同じ昭和二二年発足の鳴南市は、撫養町・里浦村・鳴門町・瀬戸町の四ヶ町村（三ヶ町・一ヶ村）が合併して成立した。合併以前の四ヶ町村は独立の自治体であったが、合併後も旧町村内の大字の名を旧町村名で修飾する前述の「○○町××」という形にすることで、町村・大字の名と領域を保存した。そうして残った撫養町は、北で瀬戸町（本土と一つの島嶼〔島田島〕から成る）と接し、北東では鳴門町（二つの島嶼〔大毛島と高島〕から成る）と接し、東は地続きで里浦町（合併以前は村）と接した。その領域にあつて「撫養町○○」の形を取る現一ヶ大字は、鳴南市の一部となる前の撫養町（以下、旧撫養町）の大字を過不足なく継承したものである。

その撫養町は、明治二二年に一ヶ村が合併して成立した。母胎の一ヶ村は、撫養町の一ヶ大字と同名・同領域の村々である。これらの集合体が「撫養町」と命名されたのは、一ヶ村のうち木津村を除く一〇ヶ村が近世に「撫養郷」に属したことに由来する。

「撫養郷」は近世に特有の郷名で、最初は板東郡に属し、寛文四年からは板野郡に属した。中世まで「撫養郷」は存在した確証がないので、古代令制の国郡郷制とは無関係に、幕藩体制下の徳島藩領として新たに成立した行政区分と見てよい（後述の通り、令制の当該地は余部郷）。

この近世「撫養郷」は、近代「撫養町」の町域と一致しない（以下、図2を適宜参看されたい）。文化二二年の『阿波志』によれば、撫養郷を構成したのは三ツ石・土佐泊・黒崎・大桑島・小桑島・斎田・林崎・立石（現立岩）。

北浜・弁財天・岡崎・里浦さくら・粟津浦あむつ・南浜の一四ヶ村浦であった。近代に合併して撫養町となる一ヶ村のうち木津村を除く一〇ヶ村を含み、かつゴシック体で示した四ヶ村浦が合併後の撫養町に参加せず、別の村の一部となった(三ツ石・土佐泊は近代の鳴門村の一部に、里浦・粟津浦は近代の里浦村の一部に)。

これらのうち里浦村は近代撫養町と地続き(岡崎・林崎・立岩の東隣)で四国本土(と現在は見なされる地域)だが、鳴戸村は大毛島おおげしまという島嶼の東部である。

大毛島は、現在、面積の大部分(東部)を占める鳴門町土佐泊浦と、その西の鳴門町三ツ石から成る。また、三ツ石の西面は両端が海に繋がる細い南北方向の水路で、それを挟んだ西隣に高島たかしま(現鳴門町高島)が面しているが、水路の幅は最大で四〇mほどしかなく、短い橋梁で接続された今の大毛島・高島は実質的に一つの島のようになっている。その北西には「ウチノ海」という文字通りの内海を挟んで島田島があり、これらで当該地域の三大島嶼を成す。

この大毛島・高島・島田島を、本土との間で隔てる小さな海峡(最も狭い東端・西端で二〇〇m余り、最も広い中央部で六〇〇m余り)を、小鳴門海峡こなるとという。形状はL字型に屈曲し、大毛島と本土が成す南東端で紀伊水道と接続し、島田島と本土が成す北西端で瀬戸内海の播磨灘と接続している。この小鳴門海峡は、義植終焉地「撫養」の特定作業において重要なアンカーポイントになる。

以上を踏まえると、文化一二年段階の近世「撫養郷」は、本土側の一二ヶ村浦と、大毛島と、双方の間の小鳴門海峡を含む地域であった。それが近代「撫養町」となった時に、島嶼部全部と本土側一部を放出し、縮小したのである。

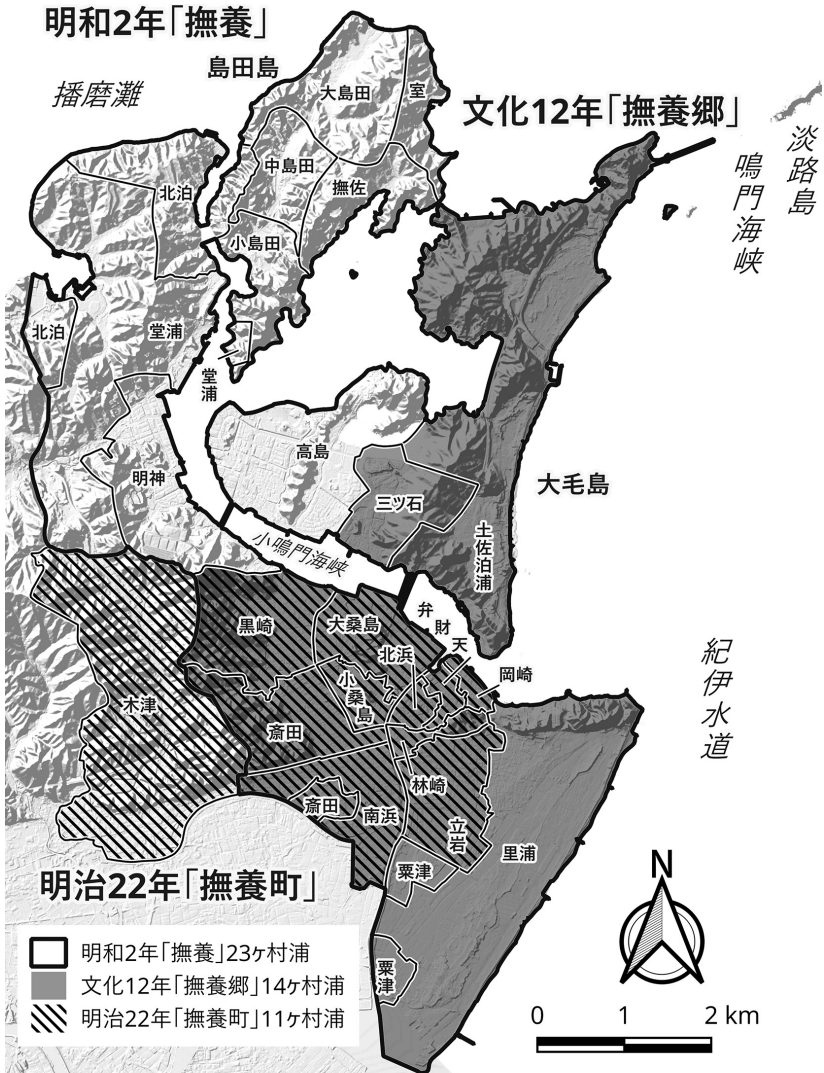
さらに遡って明和二年の『阿陽記』によれば、齋田・南浜・黒崎・明神あきのかみ・堂浦どうのうら・北泊きたどまり・小島田こしまだ・中島田なかしまだ・大島おおしま

田・室・撫佐・高島・三ツ石・土佐泊・大桑島・小桑島・岡崎・弁財天・北浜・林崎・立岩・里浦・粟津浦の二三ヶ村浦を「撫養」と称したといい、後に堂浦から湊谷みなとだにが分村して合計二四ヶ村浦となった。<sup>(8)</sup> ここにも後に合併して近代撫養町となる一〇ヶ村浦が含まれ、かつ近代撫養町には参加しなかったが文化一二年の撫養郷には存在した四ヶ村浦も含まれるが、いずれにも見えない一〇ヶ村浦の名(ゴシック表示)。大部分は大毛島・高島・島田島の村浦)が見える。

それらのうち小島田・中島田・大島田・室・撫佐は島田島にあり、これらで島田島全体を成す。明神・堂浦(湊谷)・北泊は本土の最北東部で、島田島の各村浦と合わせて現瀬戸町を成す。また、高島は前述の通り大毛島の西隣にあり、大毛島を構成する二ヶ村浦と合わせて現鳴門町を成す。要するに、明和二年までに二三ヶ村浦(後に二四ヶ村浦)として成立した「撫養」は、四国本土最北東部のすべてと、小鳴門海峡を挟んで隣接する三大島嶼すべて、すなわち阿波国の最北東部すべてを指していた。

それが五〇年後の文化一二年までに、島田島・高島を切り離し、本土最北東部も切り離して一四ヶ村浦の「撫養郷」へと縮小し、七四年後の明治二年には大毛島も切り離して本土側だけになり、(木津村を新たに組み込みつつも)一ヶ村浦の「撫養町」へとさらに縮小したのであった(図2)。

右のように明和二年段階の「撫養」から近世撫養郷・近代撫養町へ向けて縮小を重ね、その間に木津村の出入りがあった歴史は、元来の「撫養」地名が指す領域の特定を困難にしている。近現代「撫養町」の印象をもって中世「撫養」を論ずることは、複数の誤った先入観に誤誘導されるリスクを伴う。第一に、(島嶼部を含まない)という先入観。第二に、かつて「撫養郷」であったが今は「撫養町」と呼ばれない現瀬戸町(小島田・中島田・大島田・室・撫佐・明神・堂浦・湊谷・北泊)・現鳴門町(高島・三ツ石・土佐泊)・現里浦町(里浦・粟津)の各地を無条件に



地理院タイル陰影起伏図, 国勢調査町丁・字等別境界データを加工

図2 近世・近代を通じた「撫養」の縮小

候補地から排除してしまふ先入観。第三に、近世「撫養郷」には含まれなかつた木津を無条件に候補地に入れてしまふ先入観である。

これらの先入観を除去した上で、近世「撫養郷」から近世的要素を切り落とし、中世「撫養」の所在地を絞り込んで行く必要がある。そうして歴史を遡上すると、明和二年段階の「撫養」を構成した二四ヶ村浦のうち少なからぬ部分が、近世に新たに成立した村浦であつた事実にとり着く。

(二八二)

文政一年の「撫養庄屋共之内旧家成立庄屋役相統之連申上書」によれば、「撫養」のうち岡崎・北浜・大桑島・

小桑島・三ツ石・高島・南浜・弁財天・小島田・林崎浦・土佐泊浦・里浦・大島田・中島田・粟津浦・湊谷村の一六ヶ村浦の多くが、淡路・播磨から主に慶長年間に移住してきた人々によって「開基」されたという。これらのうちゴシック体で示した八ヶ村浦は、近代に撫養町となつた一ヶ村浦の部分集合であり、すなわち近代撫養町の構成村浦の大部分は近世新興の村浦であつたと同書は主張している。

それより約一世紀ほど遡る享保一六年の「板野阿波美馬三好四郡村付帳」<sup>(七三)</sup>では、「板野郡村々」の中に才田(斎田)

村・小桑島村・林崎浦・岡崎村・北泊浦(以上、近代撫養町になつた一ヶ村浦のうち)・三ツ石村・撫養里浦・

粟津浦・土佐泊浦(以上、文化二二年の撫養郷一四ヶ村浦のうち)・小島田村・高島村・堂浦・大島田村・撫佐村・室村(以上、明和二年の撫養二三(後に二四)ヶ村浦のうち)が挙がる。

ここには、注目すべき情報が二つある。一つは、明治二二年に合併して近代の町を形成する段階で、撫養町に参加せず里浦町となつた(いわば「撫養」から離脱した)里浦が、逆にわざわざ「撫養」を冠して「撫養里浦」と書かれた事実で、これもまた近代撫養町が元来の「撫養」の範囲と必ずしも関係ないことを示す。しかも、右「村付帳」の一五ヶ村浦はすべて明和二年の「撫養」や文化二二年の「撫養郷」のいずれか、もしくは双方に含まれるにも関

ならず、「撫養」の二字を冠する村浦は「撫養里浦」のみである。この事實は、元来の「撫養」の立地を強く示唆する情報である。

もう一つの情報は、右「村付帳」の一五ヶ村浦のうち三ヶ村浦を除くゴシック体の一二ヶ村浦に「但郡村御帳」は新村と御座候」と注記され、それらが「新村」と認識されていた事實である。このことや前述の文政一一年の申上書からは、「撫養」に含まれる村浦が近世初期に爆発的に拡大した後、近世・近代を通じて縮小した、という流れが見える。

## Ⅱ 中近世移行期の大規模塩田開発で中興・成立した村浦

このうち拡大の全容、換言すれば近世撫養の成立については、阿波の各村浦の来歴と執筆時の現況を簡潔にまとめた寛政七年成立の地誌『鳴門辺集』<sup>(一七九五)</sup>から把握できる。そこで、同書に拠って近世「撫養郷」の最大時の領域に含まれた二四ヶ村浦の成立過程を分析し、もって「撫養」全体の成立・展開過程へと近づきたい。行論の都合上、同書における出現順とは順序を入れ替えて、同類型のグループごとに分析する（下部の文字は村浦の産業。塩は製塩、農は農業、漁は漁業、船は船持<sup>かせ</sup>、山は山持、商は商業）。各村浦の地図上の位置については、適宜図2を参照されたい。

二四ヶ村浦のうち、成立の時期・経緯ともに不明なものは六ヶ村浦あり、うち近世以前の一切の来歴も不明とされたものに次の三ヶ村浦がある。

- ⑦大島田村……成立不明。
- ①中島田村……成立不明。

漁山  
漁山

㊦北泊浦……成立不明。「尤古キ浦」。

漁山

右のうち㊦・㊧は瀬戸内海の播磨灘に北で面する島田島にあり、島の北東部・中部の大部分を占める。『鳴門市史』(上巻(以下同じ)二九三頁)によると、㊦の大島田には土師器・薄手製塩土器片が出土した大島田遺跡があり、㊧の中島田でも土師器が出土したという。また大島田の東隣で島田島北東部を占める室には、土師器・厚手製塩土器片が出土した室南方遺跡、土師器・須恵器・中厚手製塩土器片が出土した室遺跡、土錘が出土した室北方遺跡があった。すなわち、島田島には古代の相当早い時期から、製塩を伴う漁業集落があった。

なおかつ㊦の北泊浦は、撫養郷の浦々のうち「最古の浦」という。北泊の西部に位置し、播磨灘に向けて西へ口を開く日出湾(ひでうで)の北岸である瀬戸町堂浦字日出には、若干の弥生式土器と多数の土師器・須恵器・製塩土器等が出土した日出遺跡があり、弥生時代と、それに直接接続しないながらも五世紀の漁業集落が確認されている。<sup>(12)</sup> 鳴門市最北東部の北泊や島田島は、確かに近世地誌編纂者の手に負える範囲を越えた古い地域であった。また、同じ島田島の残りの村々(小島田・室・撫佐)は、後述(後掲㊨・㊩・㊪)の通り近世初頭に対岸(本土)の堂浦から分出して成立した。それは、当該地にすでに島民がいれば起こらないことであろうから、中世末期に島田島の大島田・中島田以外は無人であったと推定できる。

その近世初頭の村々の分出は、慶長年中(一五九六―一六一五)の鳴門市域沿岸部の大規模な塩田開発に起因した。当該開発は古い既存の村浦から製塩を主要産業とする新たな村浦を多く派生的に分出させたが、それら地域から外れた右㊦・㊧の三ヶ村浦は塩田化せず(産業は漁業と山持のみ)、新村浦を分出させないという、鳴門市域の村浦としては例外的な態様を保った。本考察で最初に言及を済ませた理由もそこにあり、これを踏まえて、以下で本題というべき慶長の塩田開発の波に洗われた村浦を検討したい。その波によって産業構造が大きく転換したのは、次

の四ヶ村であった。

㊦才田村……慶長年中に播磨赤穂出身者が塩浜を造成。  
塩農漁 商

㊧南浜村……慶長年中に播磨出身者が塩浜を造成。  
塩

㊨黒崎村……慶長年中に播磨出身者が塩浜を造成。  
塩農 船

㊩大桑島村……慶長年中に播磨出身者が塩浜を造成。  
塩農 船

右四ヶ村はすべて、慶長年中に播磨から技術者を呼び塩浜を築成して製塩に本格進出した集落だが、次に挙げる  
㊪以下の村浦群のように「他の村浦から分出した」旨の記述がない。これら四ヶ村は慶長年中に塩業を村落経済の  
新たな柱とすべく改革されたが（そのため近世に「新村」として扱われた）、慶長以前から農業・漁業・商業・船  
持等を収入源とする中世村落が存在していたと見てよい。後述の通り、㊫の齋田（才田）が（二四九）建長元年段階で港湾機  
能を有する集落として存在したことは、その明徴である。

次に、最も目立つ一群、すなわち慶長年中に新規成立した村浦を検討しよう。

㊬粟津浦……慶長年中に里浦より分出。  
農漁

㊭小桑島村……慶長年中に林崎浦より分出（塩浜を造成）。  
塩 船

㊮三ツ石村……慶長年中に土佐泊浦より分出（塩浜を造成）。  
塩 船

㊯高島村……慶長年中に堂浦より分出（塩浜を造成）。  
塩

㊰明神村……慶長年中に堂浦より分出（塩浜を造成）。  
塩農 山

㊱小島田村……慶長年中に堂浦より分出（塩浜を造成）。  
塩農 山

㊲撫佐村……慶長年中に堂浦より分出（塩浜を造成）。  
農 山

㉞ 湊谷村……（年代不明）堂浦より分出（塩浜を造成）。

農 山

㉟ 室村……（年代不明）撫佐村より分出。

漁 山

右のうち㉞㉟の七ヶ村浦は、慶長年中に他の村浦から派生して生まれた。また、㉞の湊谷村は慶長年中成立の㉞㉟を含む二三ヶ村浦が出揃った後に成立した村であり、㉟の室村は慶長年中成立の㉞から派生した村なので、いずれも慶長かそれ以降の成立である。すなわち、右の㉞㉟の九ヶ村浦はすべて慶長以後の成立なので、中世「撫養」の故地の候補から外せる。

これを換言すれば、それら九ヶ村浦を派生させた里浦・林崎浦・土佐泊浦・堂浦こそが中世「撫養」の候補地であり、それら四ヶ村の成立時期が追究すべき次の焦点となる。夙に鳴門市域の産業史として注目され、また右諸事例から明らかなように、近世撫養（郷）の構成村浦の相当部分が形を成したのは、慶長年中における大規模な一斉塩田開発の結果であった（これらの塩田開発は、慶長元年の大地震により当該地方の干潟が隆起した結果であると文書に伝わり、地質学的調査からも支持されている<sup>14</sup>）。したがって本考察の肝は、この慶長の塩田開発の影響を濾過し、それ以前の撫養の姿を析出することにある。

前述の諸村浦を派生させた四ヶ村のうち、慶長の塩田開発の影響を最も大きく受けたのは林崎浦であった。

㊱ 林崎浦……「天正年中二四宮加賀守子孫四宮閼之丞」が林崎から「拾四軒屋（十四間屋・十四軒屋とも。後の岡崎）」まで「開基」した。慶安年中（一六四八〜五二）までは鰯漁の漁村であったが、次第に漁場が塩浜として築成された。周囲の立岩村・弁財天村・北浜村・大桑島村・小桑島村・斎田村・南浜村も塩浜として自立した七ヶ村となり、拾四軒屋は岡崎村として分出した。これら地域の自立後、林崎浦は近隣の塩田が必要とする薪を搬入する船や、産出する鰯を肥料の干鰯として搬出する船の往来で商業的に賑わい、宝暦年

中（一七五一～六四）からは郷町同断の扱いとなった。

②立岩村・⑦弁財天村・①北浜村……慶長年中に林崎浦の内に塩浜が築き立てられて成立。塩浜以外の産業なし。

④岡崎村……天正年中（一五七三～九二）に四宮閔之丞によって拾四軒屋として成立。後に岡崎村。「淡州渡海場」。交易船往来以外の産業なし。なお、後述の寛永絵図に該地を指して「十四間屋」、元禄絵図に「十四軒屋」の地名注記があり、岡崎村成立後も旧地名の名残を残す。

後に述べるように、<sup>(一五七七)</sup>天正五年に三好長治が自害した段階で、林崎は四宮加賀守・左近大夫兄弟の拠点であった。それを踏まえると、林崎浦・拾四軒屋が天正年中に四宮加賀守の子孫によって開発されたという④の記述の信憑性は高い。拾四軒屋は後の岡崎であり、後述の通りそこは中世後期以降の撫養湊（津）であり、今日の撫養港である。すなわち、四宮家が「林崎から拾四軒屋までを開基した」とは、林崎（現撫養川東岸）を村落化して鰯漁を主な生業とする漁村を成立させたとともに、これを撫養湊に始まる撫養街道で繋げ、西の阿波守護所の勝瑞方面（最終的には伊予まで）との物流陸路を整備したことを意味しよう。

そこでいう「林崎」は、今日のごく狭い撫養町林崎の前身ではあるが、重要なのは、元来の林崎の範囲がそれより広がったことである。すなわち、慶長の塩田開発の波で、村内主要産業を塩業だけに特化した立石村（林崎の南隣）・弁財天村（北隣）・北浜村（北西隣）が分出し、拾四軒屋も岡崎村（北東隣）として分出したのだから、逆に慶長以後の林崎・立岩・弁財天・北浜・岡崎の五ヶ村浦すべてを合わせた領域が、慶長以前の古い「林崎」の範囲である（以下、対比する必要上、慶長以後の新しく狭い林崎〔撫養町林崎の範囲〕を「近世林崎」と呼び、慶長以前の古く広い林崎を「中世林崎」と呼ぶ）。なおかつ、その中世林崎の中から、慶長年中に塩浜が築き立てられて塩業だけを行う立岩・弁財天・北浜の三ヶ村が成立したということは、慶長以前のの中世林崎の内部では、その三ヶ村に

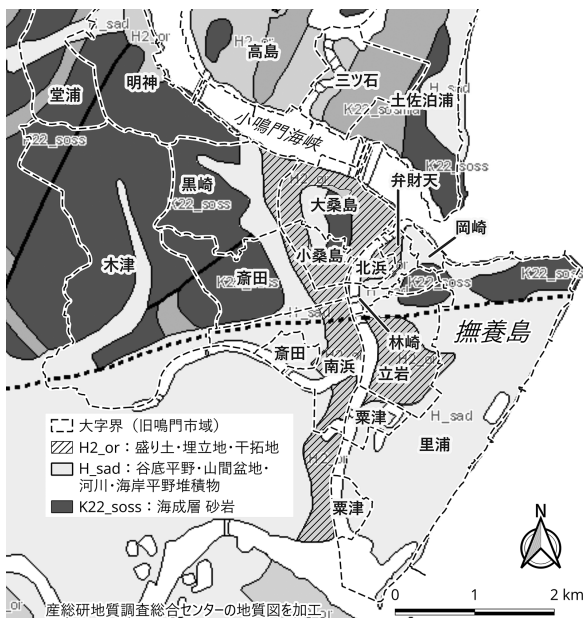


図3 齋田・小桑島間や撫養川兩岸の埋立地

あたる地域が無入・無産業に近かったことを意味しよう。

実際、地質学的調査に基づく図3によって、当該三ヶ村の陸地のほぼすべてが埋立地であったこと、すなわち当該三ヶ村の慶長の塩田開発における「開基（塩浜造成）」とは海の陸地化から始めた事業であったことが判明する。中世林崎からの三ヶ村の分出とは、中世林崎の既存の陸地を切り分けたのではなく、中世林崎を起点として周囲の海を埋め立てた現象なのであった。中世の当該三ヶ村は、無人の陸地だったのではなく、そもそも陸地ではなかつたのである。

中世林崎には、自然地形たる元来の陸地は近世林崎・妙見山・岡崎（拾四軒屋）しかなかった。そして図3を見れば（当該地域を拡大表示した後掲図10も参照）、林崎（とその前身たる洲崎。後述）・岡崎がなぜそう名づけられたかが一目瞭然である。「崎」の字は、日本語では「陸地が海や湖などの中へつきでた所」、岬を意味する<sup>(1)</sup>。埋立以前の当該地域の陸地は、妙見山から西の海へ近世林崎が伸び、北の海へ岡崎が伸びる形をしており、いずれも文字通り「崎（岬）」だった（両者間をつなぐ北浜・弁財天の地は、当時まだ海中）のである。妙見山は丘陵で中世沿岸村落の形成に適せず、

岡崎も天正以後に村落化したと⑦に明記されているので、中世林崎の村落があったとすれば、妙見山の西の平地（現大字撫養町林崎〔近世林崎〕の西半分）しか候補がない。そして、後述の通り室町初期の林崎には西福寺という寺院があり、そこか至近に村落があった可能性が高い。同寺は後に廃絶し、故地不明とされるが、平地なら近世林崎西部か岡崎、寺らしく山にあれば妙見山が故地である。

以上を総合するに、天正以前の中世林崎は、後の五ヶ村浦（今の五ヶ大字）のうち海の埋立地（北浜・弁財天・立岩）を除く範囲（近世林崎・岡崎）に絞られ、近世林崎か岡崎のいずれかに唯一の村落があり、岡崎にあたる北部の撫養湊（津）が風待・潮待港として機能していた、と概括できよう。かかる中世林崎の態様もまた、義植終焉地を特定する上で重要な鍵になる。

### Ⅲ 平安期以来の古代・中世村浦

慶長の塩田開発で多数の村浦を分出させた四ヶ浦のうち、林崎の集落としての本格的展開が天正まで遅れることは、実は例外に属し、残る三ヶ浦は圧倒的に古い歴史を有した。

②土佐泊浦：（年代不明。千年以上昔）。

農漁船山

③里浦：……（年代不明。千年以上昔）。

農漁山

④堂浦：……（年代不明。千年以上昔）。

農漁船山

右三ヶ浦の成立は、『鳴門辺集』著述時より千年以上の昔（奈良末〜平安初期の交）のこととされ、成立事情不明とされている。

このうち②土佐泊は、現に紀貫之の『土佐日記』（承平四年正月二九日条）に「おもしろきところに船を寄せて、こ（九三四）

こやいどこ」と、問ひければ、「土佐の泊」といひけり」と現れたほど古いばかりでなく、(貫之が土佐守として都と往来する時にしばしば同所に停泊したことが土佐泊という名の由来だ)と『鳴門辺集』に説明されている。

また、②里浦には成立伝承すら書かれていないが、平安(室町期)の歌人(最古が大式三位〔紫式部の娘〕、最新が宗祇法師)が「里の海士」<sup>あま</sup>「里の蟹」を詠み込んだ古歌を勅撰集・私家集等から紹介することで、中世以前から「里浦」が著名な歌枕となるほどの歴史の古さを示唆している。

ある程度まで中世の歴史を追えるのは③堂浦で、永祿九年の備中国新見莊使入足日記の「たうの浦にて」米を購

入した記録が指摘されている。<sup>(17)</sup>『鳴門辺集』には「櫛木三郎左衛門開基之所二而則櫛木ノ浦と号ス、寛正年中二堂浦と替ル」とある。最初は開発者の名字を取って「櫛木ノ浦」と名づけられたといい、寛正年中(一四六〇)

六六)に「堂浦」と改称されたという。大正一五年の『板野郡誌』は「古名結岐浦とも称す(櫛木浦)」<sup>(18)</sup>「寛正六年

酉三月櫛木と改称して後堂村と云ひしを堂浦と称す」とする。事実ならば、「堂浦」の名で室町後期(応仁の乱直

前期)まで遡れ、「櫛木ノ浦」の名ならさらに古く遡れることになる。

文化一二年の『阿波志』は「櫛浦亦在堂浦、或称由岐浦、又称船藏、寿永三年三月望中将平維盛出讀岐行宮、置船于此、以走于紀伊、」<sup>(19)</sup>「平維盛出屋島行宮至櫛木浦渡海之紀伊、」と述べ、ユキの

浦として知られる(後述)浦を「櫛浦」「櫛木浦」と書き、「櫛」または「櫛木」でユキと訓むと理解している。「櫛」

はアハキ/アオキと訓み、「櫛木」でも同訓となりそうだが、先学の間では、「櫛(櫛木)」をユキ/ユウキと訓ま

せるのは無理で『阿波志』の牽強付会に過ぎぬという見解も早くに出されている。<sup>(20)</sup>

しかし、『康熙字典』で「櫛」字を検すると、その発音は反切で「於力切」(「広韻」)、また「乙力切」(「集韻」「韻

会」)とある。これは日本語なら、漢音で「イキ」、呉音で「ヨク」となる。『和名類聚抄』が「壹岐島」の訓を「由

岐」とするように、現代にイキと訓む「壹岐」が古くはユキと訓まれ両者音通するならば、イキの音を持つ「櫛

岐」とするように、現代にイキと訓む「壹岐」が古くはユキと訓まれ両者音通するならば、イキの音を持つ「櫛

をユキと発音するのは無理ではない。訓読みならばユキから遠いが、音読みなら近いのである。『阿波志』の見解は正しく、「櫛」も「櫛木」もユキと訓み、堂浦の前名「櫛浦」「櫛木浦」はユキの浦として古典籍に求めて差し支えない。

(一八四)  
元暦元年、一ノ谷の合戦の後に讃岐屋島に拠点を置いた平家軍から離脱した平維盛は、海路で熊野を目指し、那智の沖で入水自殺した。彼は屋島から陸路で阿波に入り、阿波で乗船して海路で紀伊半島へ渡った。その行程が『平家物語』諸本に次のように見える。

- ① 「阿波国結城の浦より小舟にのり、鳴戸浦をこぎとほり、紀伊路へおもむき給ひけり」(覚一本卷一〇「横笛」)
- ② 「阿波国結城の浦より鳴戸の沓を漕ぎ渡り、和譚の浦・吹上の浜・玉津島の明神・日前・国玄の御前を思ひ遣り、紀伊国由羅の湊に著きたまふ」(『源平闘諍録』八之下「十三」惟盛熊野参詣の事 付けたり 那智の沓に身を投げらるる事)

- ③ 「阿波国伊吹浦ヨリ鳴戸ノ澳ヲ漕渡リ、白浦・吹上・和歌浦・玉津島ノ明神・日前国懸ノ社ヲバ只其トノミ伏拝、紀伊国由良湊ト云所へ付給フ」(延慶本第一〇冊一〇「惟盛卿高野詣事」)

- ④ 「阿波国雪の浦より鳴戸の沖をこぎ渡り、和歌の浦・吹あげの浜・玉津島明神・日前国懸の御前を過ぎて、紀伊ちの由良の湊といふ所に着給へり」(長門本「卷一七」)

- ⑤ 「阿波国由木浦にぞ著給ふ……さても御舟に乗移り給、音に聞阿波の鳴戸沖を漕渡り、紀伊の路をさして楫を取」(『源平盛衰記』卷三〇「維盛出屋島参詣高野付粉川寺謁法然房事」)

ゴシック体で示した出帆地の浦の名は「結城」「雪」「由木」「伊吹」と様々に漢字表記されるがすべて訓はユキで、(阿波のユキの浦を出帆して鳴門海峡を経て紀伊由良に上陸)という行程は諸本で一貫する。このユキの浦を、徳

鳥島海部郡由岐町（現在は合併して美波町。合併の結果、由岐中心部（JR牟岐線の由岐駅がある、由岐港を囲む港町）から行政地名としての「由岐」が消えてしまった。行論に支障を来すので、本稿では由岐町と呼ぶ）に比定する説がある<sup>22</sup>。そしてこれに従った国文学の注釈の中には、右『平家物語』のユキの浦について「徳島県海部郡由岐町の海岸。ただし、屋島から山越えに由岐へ行き、船で鳴戸の浦を通ったというのは、地理的に不可解である。屋代本には、船に乗った地を記していない」と不審を露わにし、出発地をユキの浦とする諸本の記述自体に誤りがある可能性を暗に示唆する解釈まである。不審は当然で、海部郡の由岐町は讃岐屋島から遠く、紀伊由良への経路地としては遠回りに過ぎる。

右『平家物語』諸本に沿って維盛の行程を分割すると、次のようになる。

㉗ 屋島を出た維盛は陸路で海岸沿いに三五kmほど東行し、南下して六kmほどの大坂越で讃岐山脈を踏破し、阿波の徳島平野に出たはずで、ここまでは動くまい。

㉘ その後は、そのまま一〇km余り吉野川沿いに東行して河口付近の海（紀伊水道）から出帆すれば、淡路島南岸を経由する最も安全・容易な沿岸航法で紀伊半島に至れる。

㉙ 現に、紀伊半島に着いてから和歌浦・吹上浜・玉津島明神・日前国懸宮を経由して由良に至ったということは、紀伊半島では最初に和歌山市の和歌山港付近に到達してから、半島西岸に沿って南下（直線距離で三〇kmほど。入り組んだりアス式海岸に沿うと里程はさらに長くなる）したはずで、ならば紀伊へは㉗のように淡路島南岸を経由して渡海したとしか考えられない。

㉚ ところが、海部郡の由岐町を経由するには、最も楽な経路でも吉野川河口からわざわざ海岸沿いに三〇kmほど南下して徳島県阿南市に至り、南西方向に直線距離で二〇km前後もある山岳地帯の谷間をジグザグに抜

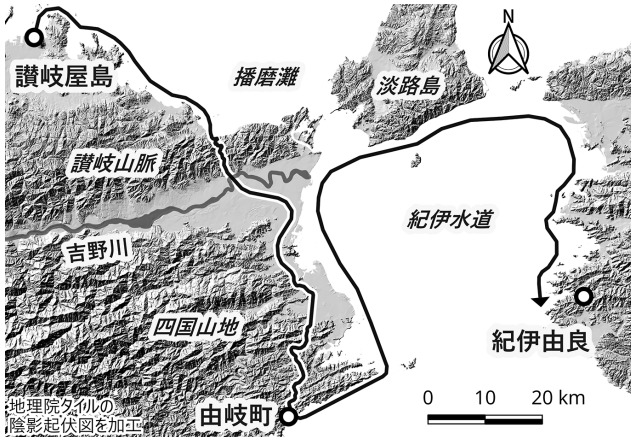


図4 ユキの浦を海部郡由岐町と見なす場合の平維盛の行程

けて由岐町まで至る（最も困難な行程なら四国山地を三〇km以上も踏破することになるが、生命保全を最大目的とする喫緊の逃避行以外では、そのコースはあり得まい）。

④そして由岐港で乗船して海岸沿いに今来た道を逆行する形で北行して吉野川河口まで至り、淡路島南岸を経由して和歌山市へ至り、三〇km以上も南下したことになる。

図示（図4）すれば明らかのように、この行程はナンセンス極まりなく、あり得べくもない。『平家物語』注釈書の中には「阿波国結城の浦を舟出した」という事実を取り消すか、「三月十五日八嶋の館を出た」ということを取り消すか」という二者択一に帰着して、実際に後者を取り消す解釈に至ったものさえあるが、歴史学（歴史地理学）的に見れば、その二者択一自体が誤っている。右の行程記事群がナンセンスに見えることは、ユキの浦を海部郡由岐町とする比定が誤っている明徴なのであって、別の比定地を求める方向へと議論が進まねばならない。

近現代国文学からの疑義表明を待つまでもなく、すでに文化一二年段階で『阿波志』が適確に比定していた通り、右⑦・①の如く、徳島平野に出た維盛は吉野川に沿って東行し、吉野川河口付近から乗船して、淡路島南岸経由で紀伊水道を東へ横断して和歌山港付近へ至ったと考える以外にない。堂浦が以前は櫛木浦であったという

近世地誌採録の伝承、「櫛」をユキと音読できる事実、したがって櫛木浦が維盛の航路に現れるユキの浦と同音であること、維盛の航路の合理性（乗船地のユキの浦は小鳴門海峡付近に違いないこと）等を総合すれば、（ユキの浦＝堂浦）という結論しか導かれまい。近世地誌の考証が正しかったのである。堂浦は、少なくとも一二世紀末の源平合戦期まで、「ユキの浦」の名で歴史を遡れると推断してよい。

このユキを表す漢字表記（結城・雪・由木・伊吹）は区々だが、「結城」は元来ユウキであったはずで、「伊吹」は元来のイフキが音便化してイウキとなり、ユウキに転訛し、短縮してユキに転訛したと考える他ない。当地は（イフキ→イウキ→ユウキ→ユキ）という音便化を重ねた末にユキの浦となったと見られ、「結城」の字が宛てられたことに鑑みれば以前はユウキといい、元来はイフキといった可能性が高いであろう。

とここで、慶長塩田開発以後、堂浦から南部が分出し、明神となった（現瀬戸町明神）。この「明神」はアキノカミと訓むが、関連して『一品流水学集海上湊之記』に興味深い記述が見える。同書は、元禄以後にしばしば刊行された海路記の源泉と目され、内容が中世に遡ると見られる村上水軍の軍学書である。同書は西国の国ごとに沿岸の地理を詳述するが、堂浦付近について「明神（アキノカミ） 高崎 北斎太 四軒屋 南斎太／右五ヶ所、北泊ヨリ堂ノ浦迄ノ間ニ続ク」とある。注目すべきは「明神」の「アキノウミ」という訓注で、現行の訓アキノカミがアキノウミの転訛（ただしウはカの誤写か）として生じたことが窺われる。重要なのは、アラクが「櫛」の訓（アハキ／アオキ）とほぼ同じことであって、慶長以前は堂浦の一部であった同所が櫛浦（櫛木浦）すなわちユキの浦であったことを証していると同時に、同所の古い名がイフキ／アフキに近い音であったことを窺わせる（アキノカミのカミは「上」で京に近いことを意味したか）。

『阿波志』（巻之三「板野郡一村里」）に「黒埼（櫛） 旧或名 伊吹浦」とある伝承も、これと関わりよう。一九世紀の記述であり、同

じ情報が他史料で管見に触れないため、「黒崎は伊吹浦の後身」という伝承の情報源や確かさは定かでないが、黒崎の北隣は明神であり、近世明神村は慶長年中に堂浦から分立した村なので、現瀬戸町堂浦・同明神・撫養町黒崎という小鳴門海峡西岸本土の一連の地域が、かつて伊吹浦すなわちイフキ／ユキの浦であった可能性は十分に考えてよい。

『御的日記』<sup>(26)</sup> 貞治七年二月一六日条に室町幕府弓始の射手として由木源次郎(『後鑑』同日条所引本文は由木孫次郎に作る)、また『相国寺供養記』<sup>(27)</sup> 明徳三年八月二八日条に管領細川頼元の「郎等二十三騎」のうち、筆頭の小笠原備後守成明・小笠原又太郎頼長・海部三郎経清に次ぐ第四位に由木太郎之春が見える。後者は海部名字の者の次に現れることもあつてか名字の地が海部郡由岐町と速断されることがあるが、鎌倉期以前まで遡れる撫養方面のユキの浦であつた可能性を無条件に捨て去るべき理由はない。

#### IV 義植終焉地の候補地絞り込み

以上をまとめると、成立時期ごとの区分では次のように概括できる。

十慶長以前の成立村浦……大島田・中島田・北泊・土佐泊・里浦・堂浦(ユキ)

十古いが慶長年間中興……斎田(鎌倉期以前成立)・南浜・黒崎・大桑島

十天正年間に中興開発……林崎・岡崎

十慶長以後成立……立岩・弁財天・北浜・粟津・小桑島・三ツ石・高島・明神・小島田・撫佐・湊谷・

室(撫佐村成立以後)

また、地域ごとの区分では次のように概括できる。

†大毛島：古い村浦は平安期まで遡る東部の土佐泊のみ。中部・西部は慶長塩田開発まで遅れる。

†島田島：古い村浦は起源不明な北～中西部。南～東部は慶長塩田開発まで遅れる。

†本土側

‡撫養川以西の北部：古い村浦は、起源不明ながら地域最古とされる播磨灘の北泊と、それに次いで平安末期のユキの浦まで遡れる堂浦。

‡撫養川以西の南部：大桑島・黒崎・斎田・南浜が戦国かそれ以前に遡る（斎田は鎌倉期まで）が、慶長塩田開発で装いを一新。

‡撫養川以東……………東部で紀伊水道に面する里浦が平安期まで遡る（慶長塩田開発で粟津が独立）。西部の五ヶ村浦分の中世林崎のうち西福寺周辺が先行して室町初期までに開発。林崎浦・岡崎が天正年中に興開発。隣接する海域が慶長塩田開発で立岩・弁財天・北浜として埋め立てられ独立。

なお、慶長年間成立とされる小桑島には、鎌倉期製作と推定される木造阿弥陀如来坐像（光徳寺）があり、天正年間開発とされる岡崎にも鎌倉期製作と思しい木造阿弥陀如来立像（蓮華寺）がある（『鳴門市史』四七二～三頁。いずれも市指定文化財）。ただし、後に他所から持ち込まれた可能性が否めず、村浦成立の古さを測る指標にはできない。

また、前述の享保一六年の「四郡村付帳」では、平安期に遡る堂浦、鎌倉期に遡る斎田、室町期に遡る林崎等が「新村」とされており、「新」しさと実際の古い歴史が食い違う。近世段階の「新村」は近世特有の領知制等と結びついた近世村浦としての把握に過ぎず、中世村浦の存否を測る指標としては使えないことを、ここで確認しておきたい。

以上を踏まえると、天正年間に林崎を中心に小規模に起こり、慶長年間に撫養地方全域で大規模に起こった村浦の爆発的成立が、近世「撫養」の領域拡大を意味しないことが判明する。それは、古い村浦と無人の地が混在する当該地域の中で、村浦内部の開発による独立と、無人地の開発による村浦化と、海の埋立による村浦化によって、近世「撫養」内部の生活・産業拠点が増加し、細分化され密度が上がったことを意味する。近世「撫養」は、開発の余地を多分に残した阿波国最北東部の本土・三大島嶼において、慶長年間に塩田化で一挙に細分化・密度上昇が進んで明和二年の二三ヶ村浦（後に二四ヶ村浦）となる極大点を経験した後に、文化一二年までに島田島・高島と本土最北東部を切り離して一四ヶ村浦の「撫養郷」へと縮小したのである（切り離しの理由として直ちに推測されるのは、人口・産業規模の肥大化による統合的管理の困難さと、海峡を挟んだ兩岸の統合的管理の困難さであろう）。以上を総合して、義植終焉地「撫養」が存在し得た古い集落を、近世「撫養」の範囲内で求めるならば、島田島北部か、大毛島南端か、本土側最北東部の北泊か、その南東に接して撫養川西岸にある一まとまりの地域（堂浦・黒崎（この二ヶ村浦がユキの浦）・斎田・大桑島・南浜）か、その東にあつて撫養川東岸にある中世林崎・里浦あたりとなろう。

## 二 義植死去地「撫養」の同定——古代・中世のムヤの海（戸）・牟野口村・撫養島

### I 古代海域「ムヤの海」と「ムヤの戸」

ここからさらに絞り込んでゆくために、切り口を変えてみたい。右の絞り込み範囲にも、そこから漏れた地域にも、村浦・字レベルの「ムヤ」という狭域地名が現存しない。そればかりか、古代・中世には「ムヤ郡」「ムヤ郷」「ム

ヤ村」「ムヤの荘（保）」等が存在した形跡もない。近世撫養郷・近現代撫養町は古代・中世の板野郡（後に板東郡）域に該当するが、『和名抄』が板野郡内として挙げる一〇郷（川島・井隈・津屋・高野・小島・田上・山下・松島・全戸・新屋）の中に、ムヤ郷は見えない。しかも、これら一〇郷のうち、井隈郷については徳島県藍住町奥野に小字「猪熊」や地名「井隈堀」が残存し、小島郷については徳島市応神町西貞方に字「小島」が残存している事実と対比するに、中世まで遡れて近世に大規模な郷となった「ムヤ」地名が字レベルで残っていないことには違和感がある。

義植終焉の地として伝わる以上、大きくとも郡以下の規模の地名として中世に「撫養」が存在したはずであろう。それが郷等の行政区分や村落・荘園等の名として存在した形跡がないならば、そもそも「撫養」とは何の名なのか。ここで、「ムヤ」が現れる最も古い記録に立ち返ると、奈良時代の所見が二つ知られている。一つは、平城宮出土木簡に「阿波国進上御贄若海藻沓籠（板野郡牟屋海）」と現れる「牟屋海」である。この「牟屋海」は、「若海藻」を産出した事実にも鑑みても明らかに海域名である。<sup>(30)</sup>

いま一つは鎌倉期の仙覚の『万葉集註釈』が『阿波国風土記』を引用して「中ノミナト、ハ、阿波国ニミナトアリ、中湖トイフハ、牟夜戸（奥カ）与美湖中ニ在ルカ故、中湖ヲ為名、見阿波国風土記」と述べた記事に現れる「牟夜戸」である。「戸」には〈両岸が狭まった水域〉の意味があり、恐らくその形状が建造物の門に似る（門は、左右に広がる屏の間に空けられた通路）ことから「門」とも書かれた。各地に「瀬戸」「長門（穴門）」などの地名で残り、撫養町を含む鳴門市が面する鳴門海峡はその典型例にほかならない。「牟夜戸」も海峡の名と見てよいであろう。

なお、寿永元年成立の『月詔和歌集』（巻第五―恋中―四七一）に源宗光女（村上源氏左大臣従一位俊房の孫か）<sup>(31)</sup>の詠歌として、「遠き人をこふといふことをよめる」という詞書を添えて「便りあらばむ（撫養）やはまぐりふみみせよ

遥(鳴門)なるとの浦に住むとも」の歌が見える。貝合に用いる蛤の名産地として撫養を読み込んだ歌で、文脈上、やはりこの撫養も海域名と読むのがよい。

以上より、「ムヤ」地名の最も古い所見例は海域の名としてであり、それは「ムヤ」が元来は海の名であって陸地の名ではなかったことを強く示唆し、それは令制(由来の)行政区分・村落・莊園・字等に一切「ムヤ」地名が発見できない理由の最もシンプルで合理的な説明となる。

「撫養」と称されてきた地域周辺で海峡といえは、直ちに鳴門海峡が想起される。しかし、鳴門海峡は古くは「粟門あほのみと」「阿波の水門みと」と呼ばれ、後掲の鎌倉前期の『南海流浪記』(史料2)も、淡路島の福良港から阿波へと渡る間の海峡(鳴門海峡)を「阿波ノ戸」と呼んでいる。また平安期以降、「鳴門(鳴戸)」の所見が枚挙に遑がない一方で、明瞭に鳴門海峡と判断できる場所が「ムヤト」と呼ばれた形跡がない。すなわち、「ムヤト」は鳴門海峡以外の海峡と考えざるを得ない。ならば、該当する海峡は一つしかない。明和二年の「撫養」二三ヶ村浦の領域に完全に含み込まれ、文化一二年の「撫養郷」でも大毛島と本土に挟まれた区間が含み込まれ、その段階から近現代まで複数の村浦・大字が面してきた小鳴門海峡である。

## Ⅱ 鎌倉期「牟野口村」の比定と「撫養」地名由来の考証

以上を念頭に、次の手順に進もう。それは、鎌倉中期に存在して「ムヤ」の名を含む「牟野口村」の現地比定である。仁治四年(一二四三)、高野山の本寺と末院の間で勃発した抗争の責任を取って、高野山執行代であった正智院の道範阿闍梨が讃岐に配流された。この時、道範は流刑地との間の往路・復路における旅程・景観・心情等を紀行文『南海流浪記』に記録し、京都へ讃岐間の具体的な旅程の貴重な具体相を今に伝えた。そのうち、赦免された建長元年(一二四九)

復路で、讃岐から阿波經由で淡路へと至る時の部分に、次の記述がある。

史料1 『南海流浪記』<sup>66)</sup>

同(八月)八日、立白山至引田、路六同九日、立引田、越阿波大坂、至紀津、路六即日酉始乗船、渡牟野、口村、路四移居、路四即子時許至淡路国賀集、一里、

右によると、彼の旅程は「讃岐国の白山しやまから陸路で六里を行き引田ひけたに至る。翌日に引田を出て阿波大坂おちざかを越え、阿波国の紀津きづまで陸路で六里。そこで船に乗り、牟野口村まで海路で四里。そこから淡路国の賀集かしようまで海路で一里」であった。ここに、阿波紀津(木津)と淡路賀集との間に「牟野口村」という集落の存在を確認できる。

右の旅程は、現今の地理で表現すれば次のようになる(図5)。香川県木田郡三木町の白山、山麓の白山神社付近から、北東へ進み瀬戸内海に出て、海岸沿いに東行して同県東かがわ市引田に至り、そこから海岸線を離れ、南東へ大坂峠を越えて讃岐山脈を北から南へと縦断し、西から東へ流れる吉野川沿いに開けた徳島平野に出る。そこから東へ讃岐山脈の山麓沿いに進み、徳島県鳴門市撫養町木津に出る。この木津が史料1のいう「紀津」で、木津城跡(一六世紀後半に三好実休に仕えた篠原自適〔実長〕の居城)と、その東に慶長六年創建の金刀比羅神社がある。道範が滞在したのはその付近であろう。瀬戸内海に出てから木津までのルートは、JR高徳線や讃岐街道(とほほそれに沿って走る国道一―号線〔引田まで〕・徳島県道・香川県道1号線徳島引田線〔引田から先〕)とほぼ重なる。大坂く木津間の距離を地図によって計測すると、確かに史料1に書かれた通り六里(約二四km)である。しかし史料1で、木津から牟野口村まで海路で四里とされたことには問題がある。今に「撫養」の地名を残す徳島県鳴門市撫養町の最東端の陸地まで測っても、木津の金刀比羅神社付近から三・五く四km弱(一里弱)しかなく、到底四里に及ばないのである。

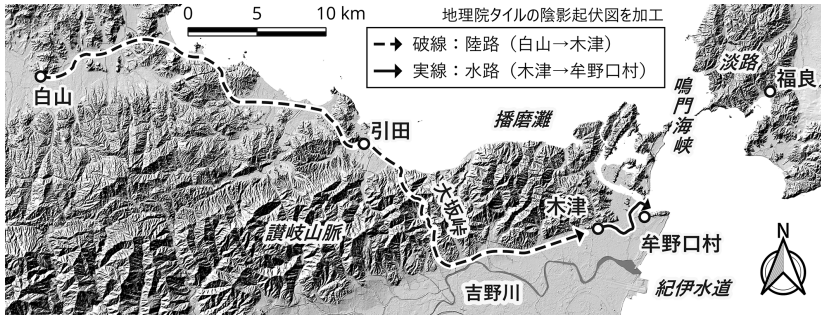


図5 道範上京の経路（讃岐白山→阿波牟野口村）

なおかつ、牟野口村から次の淡路の賀集<sup>かじり</sup>への里程にも問題がある。賀集は淡路島の南端に近い兵庫県南あわじ市賀集で、牟野口村からそこまで一里と書かれているが、賀集から、阿波方面への港である福良港までだけで約二・五kmあり、福良港から阿波方面へは撫養川河口まで約一二km（三里）も海を横断せねばならず、記載通りの一里では到底足りない。すなわち、木津と賀集の旅程記事には誤りがある。なおかつ、木津の金刀比羅神社付近から賀集までの距離は約一八km（四里余り）なので、木津と賀集の距離を合計五里とする記述と、総距離ではほぼ合っている。恐らくこの旅行記の現存テキストでは、誤記か誤写等の理由で、木津と牟野口と牟野口と賀集の距離が取り違えられている可能性が高い。事実、先に触れた寛政七年成立の地誌『鳴門辺集』<sup>(27)</sup>に「撫養川より所々江海上道法り……一、淡州福良江 三里」と、撫養川（牟野口村）・福良間の道程が三里と明記され、福良より内陸の賀集まで一里加えて四里とすることに無理がない。

以上に基づいて補訂し、（木津から牟野口まで一里、牟野口から賀集まで四里）として牟野口の立地を考えよう。木津まで陸路で来た道範は、木津で乗船し、牟野口まで船で進んだ。木津の金刀比羅神社門前には今日、吉野川支流の新池<sup>しんいけ</sup>が流れ、新池川は東に流れて直線距離二・五kmほど（現河道で二・七km）で南北方向に分流する。分流のいずれもが撫養川と呼ばれ、南方向の分流は本流の

旧吉野川の河口と繋がり、北方向の分流は小鳴門海峡と繋がる。道範は金刀比羅神社門前付近で新池川に入り、船で東行し、南北分岐点で北方向の撫養川へ入って北上し、小鳴門海峡に出たと見てよい。この行程は現河道で約四・九kmになり、上述の補訂後の木津・牟野口村間の距離である一里と近似する。すると牟野口村の立地は、現撫養川が北端で小鳴門海峡へと注ぐ河口付近と推測できよう。

史料1を読む限り、道範は木津で乗船した後、淡路まで陸路に転じた形跡がなく、その間はすべて船旅と見てよい。その中で、牟野口村において「移居」したとあるのは、川船から海船に乗り換えたことを意味すると見る以外になかろう。それに適した牟野口村の所在地は、やはり現撫養川北端河口付近と考えるべきである。その河口は、東の紀伊水道から西向きに小鳴門海峡へと入ってゆく入口（北岸の大毛島と南岸の四国本土（に見える）撫養町岡崎が二〇〇m余りまで接近する地点）の西三〇〇m程度に位置し、外洋たる紀伊水道との出入口と呼んでよい地点にある。かくして文献史的・論理的にはそこを牟野口村の最適な推定地としてよいのだが、さらに裏づけを得るために、近世の「阿波国大絵図」を参照したい。

「阿波国大絵図」は異なる時期に複数作成され、現在、徳島大学附属図書館の所蔵本がデジタル公開されている。それらのうち本稿で重要になるのは、①慶長一〇年に描かれた絵図（以下「慶長絵図」）と、②三六年後の寛永一八年に描かれた絵図（以下「寛永絵図」）と、③五九年後の元禄一三年に描かれた絵図（以下「元禄絵図」）である。<sup>38</sup> これらのうち寛永絵図（図6）・元禄絵図を検すると、まさに紀伊水道から小鳴門海峡に入る入口の海域に「撫養口」という場所名注記を見出し得る。別の絵図・地図の同じ場所の注記を検すると、さらに次の実例を得られる。<sup>39</sup>

- 「ムヤ口」……④元禄絵図の七〇年後に描かれた明和七年の「阿波国地図」（以下「明和地図」）。徳島県立博物館所蔵、<sup>(一八九二)</sup>
- ⑤明治二五年の「徳島県明細全図」（同所蔵）



であり、もし道範が土佐泊に停泊したなら、同じ紀行文として『土佐日記』を念頭に置くべき文章においては「土佐泊で船を乗り換えた」と書くであろう。

しかも、後に述べるように、戦国末期に撫養湊（撫養津）が存在し、それは撫養城の近隣にあり、撫養城は現撫養町林崎の妙見山の城跡と推定される。撫養城近隣という立地から考えて、撫養湊（津）は現在の撫養町岡崎の撫養港の前身で、そこを牟野口村の所在地と推定できる。同地を「岡崎」と呼ぶのは、前述の通り天正年間に林崎から分離独立して以後のことであり、それ以前の室町～戦国期には同地が「撫養湊（津）」として発展したため、牟野口村の称は鎌倉後期～天正以前に廃れたのである。

なお、「ムヤ」という名の由来については、「港に船をつなぐ意の「もやい」の転訛とする説が有力であるが、南海道の水駅として設けられた室屋の転訛とする説もある」とされる。<sup>(4)</sup>地名由来の語源説は往々にして牽強附会だが、右の第一の説は検討に値する。なぜなら「舫ふ」という語と同義の「むやふ」という言葉が確認されるからである。『日本国語大辞典』の「むやう」「むやふ」「むやい」「むやひ」「むやいぶね」「むやひ」の項は、次の用例を挙げている。

- ① 湊川 苫に雪ふく友舟はむやいつつこそ夜を明かしけれ（西行『山家集』、一二世紀後半）
- ② 舟むやふをしまがいそのかちまくら月さへやどるとまりなりけり（『守覚法親王集』、寿永元年～建仁二年頃）<sup>(110)</sup>
- ③ むやひするがまのほ縄の絶えばこそあまの橋舟行きも別れめ（『群書類従』本『堀河百首』、源俊頼、長治二年～嘉承元年頃）<sup>(111)</sup>
- ④ 浪の上にくだる小舟のむやいして月にうたひし妹ぞ恋しき（『六百番歌合』、藤原家房、建久四年頃）<sup>(112)</sup>
- ⑤ むつこともさらにぞいはぬむやひぶねこそたかさこのをじかきくとて（藤原公重『風情集』、治承二年頃）<sup>(113)</sup>

⑥彼の岸と同じ浮きよのむ、やい、舟渡るといふも離れざりけり（飛鳥井雅経『明日香井集』、永仁二年）<sup>(二二九四)</sup>

最も古い用例は③の一二世紀初頭、最も新しい用例は⑥の一二世紀末で、それらをおおよその上限・下限としつつ、院政末期～鎌倉初期に用例が集中している。同じ『日本国語大辞典』の「もやう」「もやふ」の項も、最古の用例として文永一二年の『名語記』の「船をつなきあはするを、もやうといへる、如何。答、もろゆふはむの反はもゆ<sup>(二二七五)</sup>

ふ也。諸結也」を挙げており、「もやふ」の語形では鎌倉中期までしか用例を遡れないようである。古い用例が約一世紀先行する「むやふ」が古形と見なされるが、電覧した限りでは院政末期より遡る古歌・古典には用例を見出し得ないため、奈良期まで用例を遡り得る「ムヤの海」の語源を「むやふ」に求めるには慎重を要する。ただ、牟野口・撫養湊が阿波を目的地として鳴門海峡を渡った船が最初に（船を舫<sup>むや</sup>う）場所として最適なのは間違いない、小鳴門海峡を挟んで至近の対岸にある土佐泊も同様であるから、当該地域がムヤと呼ばれる起源の候補として注意を払っておく価値は十分であろう。

なお、鎌倉期までのムヤは「牟屋」「牟夜」「牟野」等と書かれ、「撫養」の表記が管見に触れない。「撫養」は元来、文字通り「撫で養ふ（かわいがりやしなう。撫育）」ことを意味し、古くは『史記』呉起伝に「廢公族疏遠者、以撫養<sup>（七三）</sup>戦鬪之士」と見える漢語で、日本でも国史で「国司等宜勤加撫養<sup>（七三）</sup>量賑恤」、また願文で「哀涙難乾、何時復答撫養<sup>（七三）</sup>之徳」と用いるような紀伝道の語彙であった。地名表記を好字（儒教的価値観で望ましい文字・語彙）二字で表す和銅六年<sup>(七三)</sup>以来の風習に則って、中世前半頃までに紀伝儒の知恵を借りて宛てられた字かと推察される。

話を戻して以上を総合するに、「ムヤ」の名はまず「ムヤの海」「ムヤ（の）ト（海峡）」という海域（小鳴門海峡）の名前として現れた。その一方で陸地には、「ムヤ口」はあっても「ムヤ」自体が狭域地名として存在した形跡がなく、かつ近世以降に複数の（最大で二四の）村浦を跨ぐ広域地名のムヤの地名が根強く存在した事実がある。な

らば、次の結論が導かれよう。「ムヤの海（小鳴門海峡）」に面する海岸線を持った複数の村落が、後にまとめて「ムヤ」と呼ばれるようになった、と。近世以後、「撫養」の名で指し示す広域地名の内実が一定しなかったのは、〈周囲の一部がムヤの海（戸）に面する地域だが、内陸方面にどれほどの広がりを持つかは考え次第〉という曖昧さが招いた結果として理解可能である。

ただし、小鳴門海峡に面した全域が等しくムヤであったなら、南東端（紀伊水道との接続点）のみを特に「ムヤ口」とは呼ぶまい。現に寛永絵図は、小鳴門海峡の南東端（紀伊水道との接続点）を「撫養口」と呼ぶ一方で、反対の北西端（播磨灘との接続点）を「北泊口」と呼んでいる（図11「阿波図」も同様）。ムヤは、小鳴門海峡の中でも紀伊水道側に重心がある名称と思しい。このことは、中世「撫養」の現地比定を進める上で重要なヒントになる。

### Ⅲ 室町期「撫養島」の比定考証と「島御所」義植

以上を念頭に置き、ここで義植終焉地「撫養」追究の鍵となる事実の提示へと進みたい。これは、地元居住者や現地地理に明るい一部研究者にとっては自明のことの再確認に過ぎないかもしれないが、少なくとも先学の公表した文章で言及された形跡がなく、大多数の研究者に気づかれなかったか特段の意義を認められてこなかった事実の提示となる。

現在の撫養町は、地図上では、数本の川で分断されながらも橋で接続された、四国本土の一部のように見える。<sup>(一四二)</sup>しかし、実は室町前期の応永一九年に良禅という僧が北野社一歳経供養のために多数の経典を書写した時、その書写奥書に自己の住居を「阿州坂東（之）郡撫養島余部郷洲崎村西福寺」等と書き記しており、「撫養島」という島嶼が存在した明徴を得られることが判っている。<sup>(43)</sup>

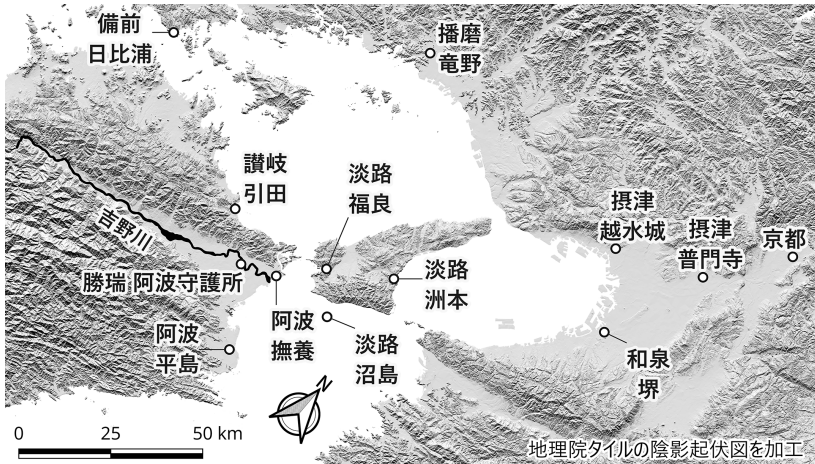


図7 阿波公方家・撫養城主に関わる重要地点

この撫養島とは、どこであろうか。それを特定するには、阿波の水系と、それに連続する海域（特に小鳴門海峡・紀伊水道）の全体像を踏まえる必要がある。

四国の大部分は山岳地帯で、四ヶ国のいずれでも、政治・経済の核として栄えたのは大河川の河口に近い平野部のみであって、阿波を除く三ヶ国においては海岸にごく近い地域に限られる。その中で阿波は特殊で、北の讃岐山脈と南の広大な四国山地の間を、西から東へほぼ一直線に吉野川が流れ、それが四国最大級の平野たる徳島平野を形成する。上流（西）の平野部の起点となる三好市から測っても、吉野川は河口まで約七五kmもある。それに沿って、左が突った錐のような、「一」文字型の平野が細長く形成され（図7）、阿波の発展の基盤となった。

この吉野川という大河は東端の河口付近で南北方向へいくつも分流し、多数の三角洲を形成する。その地域では川が複雑に分流・合流を繰り返してネットワーク状の水路を形成し、三角洲も縦横に分断され、あたかも島々のように存在していた（図8）。今でもその痕跡は現地の大小の流路に認められるが、明和地図（図8）を参照するとその様子は極端で、大小流路で寸断された四国本土



図8 吉野川の三角洲と島嶼(右が北。明和地図。とくしまデジタルアーカイブより引用)



図9 明和地図に見える『阿陽記』の「撫養」地域(上が北)

の三角洲群と、狭い小鳴門海峡を挟んでそれらに隣接する島嶼部の区別がつかない。この複雑で大規模なデルタ地帯が、南北に並ぶ吉野川と那賀川の河口付近に二つもあることが、四国の他の三ヶ国にない阿波固有の特色である。今、旧阿波国を「徳島県」と呼ぶのも、徳島藩の徳島城が「徳島」という島(吉野川の中洲)にあったからに他ならない(図9)。

それを踏まえて、明和地図と、その五年前に成立した『阿陽記』が「撫養」地域の中身として挙げた二三ヶ村浦を対比してみると、それら村浦が地図上では海・川を境界とする四つのまとまりに分けられることが判る(図8)。

① 小島田・中島田・大島田・室・撫佐

② 高島・三ツ石・土佐泊

③ 才田(斎田)・南浜・黒崎・明神・堂浦・北泊・大桑島・小桑島

④ 岡崎・弁財天・北浜・林崎・立岩・里浦・粟津浦

これらのうち、明和地図で「大毛山」が描かれている地域②は、今の大毛島である。また、その北西に隣接する地域①は今の島田島で、いずれも独立した島嶼である。

一方、地域③は、北東の小鳴門海峡と西の讃岐山脈に挟まれた南北に連なる地域で、現在は四国本土の北東端である。ただし、③のうち大桑島・小桑島は名称から見ても、かつて島であった可能性が高い。その傍証は、前述の高野山の道範阿闍梨が讃岐へと流される往路の旅程について記した、次の記述から得られる。

史料2 『南海流浪記』<sup>(註)</sup>

(仁治四年二月)十日、フクラヲ<sup>(福良)</sup>ヲ<sup>(庵)</sup>タチ、阿波ノ戸ヲワタリテ、佐伊田ニ<sup>(下)</sup>ナル、海路三里余、シマく入江くノ有様、悦目養意、舟ヲ、リテ阿波国坂東郡大寺二宿ス、

右によれば、道範は（福良を船で出発し、阿波ノ戸（鳴門海峡）を渡って三里余りの海路を進み、佐伊田（斎田）で下船し、阿波国坂東郡大寺で宿泊）した。出発点の福良については、『延喜式』（兵部省）の駅馬規定に「淡路国駅馬由良、各五、福良、各五／阿波国駅馬、石隈、郡頭各五疋」と見えるように、令制駅制の頃より、畿内から阿波へ向かう南海道で經由する淡路南端の中継拠点であった（阿波で最初に到達する「石隈」駅は「石濃」の誤写と見られ、今の鳴門市大麻町大谷字石園いそのに比定される（『鳴門市史』四八〇頁）。源平合戦期、「阿波・讃岐の在庁」が合戦に敗れて京都方面へ敗走した時に「淡路国福良の泊」に停泊したと『平家物語』（六箇度軍）に見え、さらに天正一三年の羽柴秀吉による四国攻めでも、総大将羽柴秀長が鳴門海峡を渡って土佐泊（大毛島の南端。撫養口の北方の対岸）經由で木津城（現鳴門市撫養町木津）を攻撃する直前に、福良で軍勢を集結させている。<sup>(15)</sup> 福良は、阿波方面へと連絡する淡路南端の主要港湾という役割を果たし続けており、その役割は今日も福良港に継承されている。

その福良を發つて淡路を去り、鳴門海峡を渡って阿波に着岸する行程で、道範一行が下船したのは、近世「撫養郷」内の一村（鳴門市の「撫養町」を冠する大字）となった斎田（佐伊田）であった。一行はここから、讃岐山脈を北へ縦断して讃岐に出る大坂越の南側（阿波側）の出入口にあたる大寺（現鳴門市板野町大寺）まで陸路を進んだ。すなわち、斎田は淡路方面から来て四国本土に上陸する場合の接岸地点であり、そこまでは海路であったこと、換言すれば斎田は海に面していたことが強く示唆されている。

ただし現在の撫養町斎田は、西に木津、北に黒崎、北東に小桑島、南に南浜（すべて「撫養町」を冠する大字）と地続きに接しており、水に面するのは、最東端のわずか一七〇m程で撫養川と接する部分に過ぎない。それにもかかわらず斎田が鎌倉期に海に面していたと見なされたならば、撫養川を海と見なすか、北東で地続きとなり「島」とは名ばかりの小桑島が当時は海に隔てられた真正の島嶼であったか、もしくははその両方であったと考えねばなら

ない。

このうち、小桑島が独立した島嶼であった痕跡は、現地の小字から確認できる。すなわち、大字界を挟んで、大字撫養町齋田の側に「北浜」、大字撫養町小桑島の側に「前浜」「西浜」という小字がある(図10)。これら三地点は今日いずれも内陸部であり「浜」と呼び得ないが、これらを「浜」と呼び、しかも齋田側の浜を「北浜」、小桑島側の浜を「西浜」と呼ぶためには、齋田北浜と小桑島前浜・西浜の間に海があった事実を、すなわち小桑島が文字通り島嶼であった事実がなければならぬ(現在、この大字界の一部が細い水路と重なっており、その水路こそ、往年に本土側の齋田と島嶼「小桑島」を分かつた海の後身と見なし得る)。

右推測を裏づける徴証は多い。例えば、『板野郡誌』は「なみの音梢に残る岩崎の巖の松にあられたばしる」の古歌を紹介し、また一九七六年刊行の『鳴門市史』に「昔からの口伝えによると齋田字岩崎の鼻に浪が打ちよせたとい、今にその海蝕痕が残っている」(四八〇頁)とある。それらでいう「岩崎」は今の齋田字岩崎にあたり、そこは齋田字北浜の西に隣接する(図10)。「崎」は前述の通り「陸地が海や湖などの中へつきでた所」を意味するので、「岩崎」という地名自体が、かつて同所が海に面していたことを強く示唆する。この岩崎は、南で新池川が東西に流れ、西から讃岐山脈が迫る立地で、それらの方角から海の波が寄せる可能性はない。なおかつ、北は陸地の黒崎に面しており、黒崎全土が水没しない限り、北から海の波が寄せる可能性もない。したがって波は東から寄せたと考えるしかなく、それは齋田字北浜の方角で、その先は小桑島字前浜である。このことは、やはり小桑島がかつて島嶼であったことを意味する。

右推測は、地質図によって裏づけ得る。齋田(北浜)・小桑島(前浜・西浜)間の大字界と、地質図に基づく埋立地は重なっている(図10)。この埋立地がなければ齋田・小桑島の間は海であり、ちょうどその海を挟んで齋田



図10 齋田・小桑島の大字境界線付近の小字（岩崎まで含む）

側の北浜、小桑島側の前浜・西浜が向き合い、そして小桑島側は完全な島嶼であったことが判る（齋田の北浜の背側〔西〕には浜端北・浜端南・浜端西、南には大堤という、海浜の名残の小字が残る）。

なお、大字「小桑島」が島嶼であった名残ならば、小桑島の北に陸続きで接する大字「大桑島」も、かつては文字通りの島嶼であった可能性を考えるとよい。寛永絵図では双方併せて「桑島」と書かれ、近世までに両者の間は埋まって地続きとなり一つの「桑島」となったが、双方に核となる丘陵が一つずつあり（図10）、大桑島と小桑島の間にも海の名残らしき水路（一部暗渠）があるので、古くは別個の島嶼だったと推測される。

以上によって、道範が齋田で下船したのは、陸路に転ずるためには島嶼たる桑島で下船しても無意味で、最初に出会う本土の集落たる齋田まで南下しなければならなかったからと見てよい。

右に見た島々の他に、実はもう一つ確実に、かつて島嶼であったことが確認できる地域を指摘できる。前述の地域④（岡崎・弁財天・北浜・林崎・立岩・里浦・粟津浦）である。当該地域は今、どの大字・小字にも「島」の字を含まず、独立した島としては扱われておらず、島嶼に

見えない。しかし、この地域の西端には撫養川が流れている。この撫養川は、西から流れ来た新池川の最下流部が南北へ二本に分流した先の名称で、二本とも海へ注ぎ、二本とも撫養川という。すなわちこの地域④は、撫養川を川と見る限り四国本土の一部に見えるが、撫養川は実質的に海（ごく小さな海峡）であって、それによって四国本土と分断されている。これは、かつて地域④が島であった痕跡と見なせる。

現に、この地域④の立岩や、それと撫養川を挟んで向かい合う本土側の地域③の黒崎は、今でこそ内陸部に見えるが、実は遅くとも慶長年間までに整備された塩浜から産出される良質の塩で知られ、「塩屋（塩方）」一二ヶ村として知られる村々の一部を成していた。塩浜があるなら海に面していたはずであり、今では撫養川として把握されている立岩・黒崎間の水路が当時は海らしい海として機能していたこと、したがって地域④が島嶼であったことを意味する。今、この地域が本土の一部に見えるのは、地域東端で紀伊水道に面する里浦地域にまず自然に発達した里浦砂州があり、その西（背後）が近世→近代に「干拓地か旧塩田の埋立地」（『鳴門市史』一八頁）として埋め立てられた結果である。

江戸時代に描かれた複数種類の「阿波国大絵図」を見ると、この地域④は明瞭に島として描かれている。元禄一三年の元禄絵図では、この島に「撫養林崎浦」や「撫養里之浦」という地名注記が書き込まれている。それらは現撫養町林崎・同里浦にあたるが、近世撫養郷・近代撫養町になった地域のうち、この元禄地図で「撫養」を冠して書かれた地名は右二ヶ所のみである。また前述の通り、享保一六年の「村付帳」で、同様にして「撫養」を冠して書かれた地名は「撫養里浦」のみであった。これらの事実は、林崎・里浦を含む④の島が撫養島であったことと、広く変動が激しい陸上の「撫養」のうち撫養島こそが本来の「撫養」であったことを強く示唆している。

これを裏づける絵図として、明和地図（図8・9）や「阿波図」<sup>(47)</sup>（図11）では、撫養が明瞭に島嶼として描かれて

いる。また慶長一〇年の慶長絵図でも、この島全体を示すように大きく「撫養」と書かれている。最も重要なのは、その横に「むや島」と明記されていること(図12)、ここに当該島嶼が「撫養島」だったという文献的証拠を得られる。

先に言及した『一品流水学集海上湊之記』に「大城、撫養島、三ヶ村、島廻り三里、桑島ノ東、大ヶノ南ニアリ、  
 〳撫養村十五丁、家、此島ノ北端漁人多シ、山二古城跡アリ、東浦ハ紀伊地ニ向 一千石ノ洲、南北ハ長キ洲アリ、洲ト島トノ間、船通ナリ、洲ノ東ノ方ハ大鳴門之汐条ナリ」とあるのを見ても、(大〳小)桑島の東、大毛島の南にあたる場所が撫養島である。

同書は砂洲の描写から見て明らかに紀伊水道に面する里浦までを撫養島と呼んでいるが、その範囲内に「三ヶ村」しかなかったという描写が注意を惹く。慶長塩田開発以後、当該範囲には七ヶ村浦(林崎・立岩・弁財天・北浜・岡崎・里浦・粟津)あるので、これは慶長以後に林崎・里浦から分立した立岩・弁財天・北浜・粟津を差し引いた三ヶ村を指しているよう。なおかつ岡崎は天正年中に「拾四軒屋」として整備されるまで自立した集落とされていなかったから、この三ヶ村は天正以後の構成である。すなわち、この「撫養島」の記事は天正〳慶長塩田開発以前という狭い時期の状況を反映した記事であり、同書の内容が天正・文禄頃に遡れることを証する。その時期の撫養島の範囲は、慶長絵図「むや島」の範囲と合致し、地域④の範囲と合致している。

この地域④を構成する現鳴門市撫養町岡崎・弁財天・北浜・林崎・立岩のうち、江戸期から今日にかけて存在する「林崎」は、近世の『阿波志』(三板野村里)に「林崎 旧名洲埼」とあるのによれば、古くは「洲埼(洲崎)」と呼ばれた(『鳴門市史』七五四頁は、「速洲埼」が「林崎」に転訛した可能性を推測している)。そして、前述の応永一九年に撫養島の存在を明記した良禪という僧は、その記述を含む經典書写奥書で自らを「阿州坂東之郡撫養



図12 慶長絵図の「むや島」

図11 撫養を島嶼として描く「阿波図」(右が北)

島余部郷洲崎村西福寺住侶／金剛仏子良禪」と名乗った<sup>(4)</sup>。すなわち、室町前期の撫養島洲崎村は近世の撫養郷林崎浦であり、その後身である今の撫養町林崎を含む一帯が確かに撫養島であり、近世まで文字通り島嶼であったことが、ここでも確認できる。そもそも「大八洲国<sup>(5)</sup>」という言葉があるように「洲」にはシマの訓があるから、「洲崎」は「島の岬」の意味で、その名称自体、そこが島であったことを直截に伝えている（なお「撫養島余部郷洲崎村」とあるので、撫養島が令制の板野郡の余部郷に属した明徴も得られる）。そしてこの撫養島が明らかに（林崎〔洲崎〕の北隣の）岡崎を含むことは、前述の考察によって現岡崎に比定された鎌倉期の牟野口村（中世後期の撫養湊〔撫養津〕）が、近世まで存在した撫養島の一部（北西端）であることを意味する。

この撫養島は、実は土御門上皇の流刑地の候補である。承久の乱で土佐に流され、後に幕府の計らいでより京都に近い阿波に移って阿波で没し「阿波院」と呼ばれた土御門院の謫居の場所は諸説あり、院の御所跡・廟は、同じ板野郡の大代（現鳴門市大津町大代）の天王山とする説や、名東郡池谷村の天王山の下（鳴門市大麻町池谷字大石。現在、土御門天皇火葬塚〔丸山。東に隣接する尼塚、西に隣接する蟹塚も飛び地として含め〕）として宮内庁管轄地）とする説<sup>(6)</sup>の他に、撫養里浦とする説がある。

『明月記』安貞元年閏三月一五日条に、「熊野悪党」が土御門院の身柄を奪おうとして阿波に兵船で襲来し、守護代が院の「御所前」で合戦して退けたという風聞を記した記事がある。二七日条で、合戦の事実はなく、ただ熊野から現地民に「熊野に味方するか、守護代に味方するか」を迫る文書が届き、また海上の多数の漁火を敵襲と速断して守護所が院御所を嚴重に警衛し往反を遮断する大騒ぎになったことが判明した。また、『承久軍物語』<sup>(7)</sup>に、詞書の間の絵が入るべき部分を解説して「あはのくにうみのちかき所に、そさうなる家づくりあり、そのうちにおん御しよおはします、御そばにさぶらひどもあまたあり、女ぼうもくげ衆も有べし」とあり、これらの徴証から阿

波守護所と土御門院の謫居が阿波の海岸至近にあったと推察されている（『鳴門市史』四三九～四一頁）。

撫養（かつての撫養島）最北東部の紀伊水道に面した小さな丘陵（いわし山）の南西端に接する麓に「清少納言墓所」と伝える天塚堂あまつかがあり（現鳴門市里浦字坂田）、文化五年の蒲生君平の『山陵志』によれば、現地人は誰のものとも知らない「石塔」を毎年一〇月一日に祀り、それが土御門院の命日と一致することから院の墓所と推定している。<sup>(52)</sup>墳墓（火葬塚）が御所の地に営まれる必要がなく、墳墓がない里浦に院の忌日を祀る風習があったことは、里浦が土御門院の御所であった形跡と認め得る。今は四国本土に見える里浦が、中々近世に撫養島という島嶼の最北東端であったという本稿の知見を踏まえると、次の新解釈を与えられそうである。父の後鳥羽院が隠岐、弟の順徳院が佐渡という孤島に流された時、自ら望んで土佐に流された土御門院は、都に近い阿波に遷るにあたって、せめて島である撫養島の里浦に遷った蓋然性が高い、と。

#### IV 義植終焉地の推定——「撫養島」の撫養城か北隣撫養湊（西光寺か）

話を戻せば、少なくとも、義植死去の大永元年から八四年後の慶長絵図と、義植死去の一〇九年前の応永一九年の經典書写奥書にそれぞれ撫養島の存在が明記されている以上、その間の義植死去時にも撫養島が存在したことは間違いない。では、義植終焉地「撫養」は、この撫養島と同一であろうか。この問いに直接答えを提供する史料は皆無に近いが、同時代史料に傍証を一つ、後代史料に明証を一つ得られる。

傍証の方は、同時代の義植に対する呼称である。大永元年三月に堺經由で淡路へ退き、京都への復帰を策していた間、義植は「島ノ公方様」と呼ばれた。<sup>(53)</sup>同時期に「淡路御所」「淡路武家」とも呼ばれたように、「島ノ公方様」の「島」は淡路を指している。しかし、彼は死去の四年後にも、京都の廷臣から「島御所」と呼ばれた。<sup>(55)</sup>通常、死

後の呼び名は当該人物の死去時の状況で呼ばれるので、撫養で没した義植が没後に「島御所」と呼ばれた事実は、撫養が島であったこと（すなわち終焉地が撫養島であったこと）を示すと解釈できる余地がある。

明証の方は、後代の編纂物ながら、撫養退去後の義植の具体的動向を伝える管見唯一の史料『日野豊田系図』<sup>(36)</sup>である。これは嘉吉三年に内裏を全焼させ三種の神器を奪った禁闕の変の主犯格として討伐された日野有光の子孫の系図で、同系図に基づく同一族の動向については早くに西岡虎之助が莊園制度史の一具体相として言及しているものの、本文が広く知られていない史料のため、煩を厭わず関係記事を次に掲げる。

史料3 『日野豊田系図』光朝（有光）資親—資章—光朝の項

義植卿天下ノ政務ニ倦給故、大永元年辛巳三月廿五日、潜ニ淡路へ御退、阿州、徳養、島、蟄居而号、島之公方、同四月十八日光朝参着御目見へ、同十二月義植卿將軍職ヲ停、同廿五日義晴朝臣任征夷大將軍、細川武藏守高国管領、同三年癸亥正月、於撫養島之御所年頭御祝儀申上、前大樹自野太刀一口・鎧一兩給、同四月九日從二位大納言前征夷大將軍淳和葬学（奨）両院別当源氏長官義植卿御逝去、拜号惠林院殿巖山道舜大居士、則葬于惠林寺、行年五十八歳、……同六月二日前大樹為御遺物賜蜀江錦并唐錦、島之公方御家督亀王丸義冬へ与力、実者鎌倉政知卿長男也、次男義通朝臣共ニ義植卿之御猶子也、此義冬平島之主也、

史料4 『日野豊田系図』資利（光朝息）の項

大永三年癸亥正月、前大樹義植卿阿州於撫養島御所御目見申上御武具拝領、同四月九日義植卿御逝去、葬于惠林寺、拜名惠林院殿、賜御遺物而御家督平島公方家亀王丸義冬君へ与力ス、

史料5 『日野豊田系図』光広（資利孫、資治息）の項

永正八末年当国雖移京都者新將軍義晴朝臣武威盛而被任征夷大將軍、細川武藏守（高国）自為管領、義植卿無是非京都

去而阿州撫養島ニ蟄居、

世代を超えた出来事について内容の重複があるが、総合するに、大永元年四月一八日段階で義植が撫養にいたこと（既知の史料に基づく通説では、この時期には淡路にいたことしか知られておらず、撫養在住の情報とは史料独自）、同年一二月の將軍職離任（剝奪）とそれに伴う義晴の將軍宣下の時も撫養におり、没年の大永三年年頭にも撫養にいて正月参賀を受け、四月に撫養で没した直後に恵林寺に葬られたこと等、他に所見を得ない動向が述べられている。同書は後裔の豊田種範（宝曆七年没）<sup>(一七五七)</sup>・種式（明和二年没）<sup>(二七六五)</sup>・女子（宝曆六年没）<sup>(二七八五)</sup>・種興（天明五年没）<sup>(二七八五)</sup>ら兄弟姉妹の世代で擱筆されているので江戸中期頃の成立と目され、光朝の父資章の項に引く寛正三年の將軍義政の御教書や、光朝の項に引く永正八年の船岡山合戦に関する義植の感状・宛行状には、文言・様式から見て後代の作文的要素が色濃いものの（資章は明応の政変で義植に殉じて戦死したという）、撫養滞在中については謁見年月日や恩典授受の具体性が豊かで、同家家伝に基づくらしい信を置ける所伝と見なし得る。その中で、目下最も重要なのは、義植の御所の所在地を一貫して「撫養島」と呼ぶ点であり、一次史料よりも信憑性に留保が多いものの、義植晩年の御所が撫養島にあったことを明記する管見唯一の史料として重視すべきものである。

以上の傍証・明証の存在に加え、他に矛盾する所見を得ないことも考慮して、義植終焉地「撫養」は撫養島と推断してよいであろう。すなわち、義植終焉地は、先に地域④に分類した現撫養町の林崎・岡崎・弁財天・北浜・立岩・里浦・粟津浦のどこか、という形に絞り込める。これらのうち、弁財天・北浜・立岩は慶長塩田開発以前に陸地・集落として存在せず、粟津は塩田ではないがやはり慶長以前にできなかった（前述）から、候補地から除いてよい。

残る林崎・岡崎・里浦から絞り込むために、類例を援用したい。義植は大永元年に二度、堺から淡路方面へ撤退した。一度目は三月で、七ヶ月後の一〇月末に堺に復帰したが、直ちに頽勢に陥って一月初旬に堺を脱出し、最

終的に撫養へと至った。このうち一度目の撤退時に、義植が「淡路国スモト」<sup>(洲本)</sup>に拠った記録がある<sup>(56)</sup>、洲本は大阪湾に面した堺方面の出入口で(図7参照)、北東方向に流れて大阪湾へと注ぐ洲本川の河口洲(文字通り、洲のモト)にある低地は頻繁な氾濫に晒された不安定な土地だが、河口に南から接する標高一〇〇m余りの三熊山に洲本城があつて湊を押さえ、港湾を通じた交通機能と要害機能を両立させた戦略拠点であつた。その同じ年に義植が撫養に入ったことや、天正・慶長の開発以前の撫養島の主要な機能もまた撫養湊の港湾機能にあつたこと等を総合すると、義植は撫養にも洲本と同様の機能を求めた可能性が極めて高い。すなわち、義植の撫養の居所は、撫養湊の至近で、かつ洲本城の如き丘陵上の要害(それ自体かその至近)と類推できる。これに該当する場所は唯一、標高六〇mの丘陵「妙見山」に遺跡が残る撫養城(岡崎城跡)かその至近だけとなる。撫養城のある妙見山の麓から撫養湊までの距離は一五〇m程度しかなく、いずれも中世林崎のうちである。

かくして、〈義植終焉地「撫養」は妙見山の撫養城(岡崎城跡)か、その至近の平地〉という推定を得られる。では、〈至近の平地〉はどう絞り込めるであろうか。

撫養島は、紀伊水道側の里浦と、撫養城のある妙見山と洲崎(林崎)西福寺を除くと、前城主四宮家の一族が天正年間に村浦を開発するまで開発されていなかった。しかも、現大字撫養町林崎にあたる妙見山西側の平地は、後掲史料21「内田宗信墓碑銘」によれば、四宮家の開発以前は全く無人で村落が存在しなかった。なおかつ、その開発まで、妙見山の南に接する立岩と、北西に接する弁財天・北浜は海であつて、陸地ではなかった。とすれば、撫養城の隣接地で中世の集落が存在した可能性があるのは、妙見山の北に接する岡崎の撫養湊(鎌倉期の牟野口村)しかない。そこは岡崎が天正以後に村として独立する以前は中世「林崎」、すなわちその前身たる室町前期の洲崎の一部である。その洲崎には、室町前期に西光寺が存在し、それは集落の中か隣にあつたと考えるのが自然である。

そして、流浪中の將軍がしばしば現地有力者の拠点に隣接する寺院に滞在した事実から類推しても、また後に義植の養子（とされた）義維が平島で西福寺という寺院を住まいにしたこと（後述）から類推しても、義植の平時の住居は寺院であった可能性が高く、該当する寺院は史料上に西光寺以外に求め難い。

以上を総合すると、（義植終焉地「撫養」は妙見山の撫養城（岡崎城跡。鳴門市撫養町林崎字北殿町の東半分）か、北接する撫養湊（撫養町岡崎東部）の西光寺）という結論を得られる。義植は、緊急時には背後の妙見山の撫養城に逃れる準備をしつつ、平時は撫養湊で小鳴門海峡を臨んで暮らしていたのではないか。

なお、その妙見山の北東の麓（撫養港との間。現里浦町里浦字花面。宝珠寺ほうしゅうじの裏山の高さ三〇m付近の円丘上）に、義植の墓と伝わる「將軍塚」という墳墓がある。ただし、この高さ三m・径三〇mほどの墳墓からは須恵器・円筒埴輪片等が出土していることから古墳時代の古墳であり、義植の墳墓ではあり得ないと推断(59)されている。ただ、没した義植は現地の居所付近で葬られたはずで、伝承のいう「將軍塚」の存在自体は史実性が高く、右古墳でない別の墳墓を指していた可能性があろう。

義植が撫養城に期待した要害機能は前述の通りだが、近世徳島藩の撫養城の扱いと、そこで回顧された三好・長宗我部支配時代の叙述によって、もう少し具体的に描ける。撫養城は、豊臣秀吉から阿波を与えられた徳島藩祖の蜂須賀家政が、秀吉の命令によって現地制圧・対外防衛のために徳島城の支城とした「阿波九城くじょう」の一つとなった。その成立に関する諸史料を以下に列挙する。(60)

#### 史料6 『蜂須賀家記』――瑞雲公

益田正忠脇内守撫養城、

史料7 『阿陽記』

淡州渡海押として撫養の城には益田内膳を指置、

史料8 『牛田家譜』

撫養之湊二者益田内膳被差置、

史料9 『阿波志』上

撫養湊城 益田内膳正、

史料10 『森氏古伝記』二

家政公国中御仕置ノ時、板東郡撫養ノ城御取り立、益田内膳正二正家政公ノ御叔父也、二御人数三百指添被籠、

史料11 『阿波志』下

撫養湊城 林崎浦 太田文撫養殿源氏 渭水曰、内膳有五子、曰長益田大膳、為撫養城主、天正十三年家政公

御入国の後、城郭を撫養港に構へ云々、

史料12 『古城諸将記』(『阿波国徴古雑抄続編』所収)(註) 附載「或説」第二条

岡崎之城事、往古の城主不知、中古公方足利義維義冬公在城と有、平島へ転坐之後は三好より留守を置といへり、三好

家阿州退去の後は、長曾我部元親の臣真下飛驒守居す、元親敗国の後、天正十三年、益田内膳正居すと云々、

史料13 『城跡記』(『阿波国徴古続編雑抄』所収)(註)

林崎城 年曆不詳

主将四宮加賀守・同左近大夫(太)

岡崎城 天正十二年(三)

主将益田宮内、公命〔シ〕<sup>(家政)</sup>テ築新城、一国一城御定以後廢セリ、息内膳守之、

右史料群を総合するに、撫養城は「撫養湊城」とも呼ばれ、「撫養湊」という港湾を把握して、淡路との航路の「押」とする目的で、蜂須賀家は三〇〇もの軍勢を駐屯させた。戦国期における撫養湊（津）の存在感と、わずか一五〇mほどの至近距離からそれを押さえる妙見山に三好家・長宗我部家が城郭を持ち、軍事的要衝として要害化してきたという史料12の所伝は史実と見てよい。それを、秀吉勢力によって長宗我部家の支配が退けられた後に徳高藩蜂須賀家が継承した。史料13によれば、蜂須賀家政は阿波を領国化した段階でここに本格的な城郭を新造したらしい。

右諸史料によれば撫養城の城番は最初、家政の叔父益田内膳正（正忠、また一正とも）が配置されていた。以後も益田家が継承したが、寛永一五年に城番益田正長が不行跡によって罷免されて城番不在となり、同年中に江戸幕府が元和元年の一国一城令の徹底施行を命じた結果、廢城となった。<sup>(63)</sup> 撫養城を描いた管見最古の絵図たる寛永絵図では、妙見山に該当する丘陵（北浜・弁斎〔財〕天・里村・立石に囲まれる）中の撫養城にあたる場所に「古城」とあり、「妙見御固」と貼付紙で注記されている。「古城」という表現は、直接には寛永絵図成立の三年前に廢城された結果であって、古い時代（戦国以前）の城を意味するわけではない。同地を「妙見御固」と呼ぶのは、阿波九城から城代とその勢力が退いても藩主直轄軍を配置・常駐させた「御固」の一つとして、警衛業務を引き継いだ拠点であったことを意味する。<sup>(64)</sup> そこは明らかに、淡路方面からの敵襲時に最初の防波堤として機能すべき要害で、戦争を前提とした山上の砦であった。

問題は、史料13が林崎城と岡崎城を別個に挙げ、史料12とともに、岡崎城の方を史料6・史料11の撫養城（撫養湊城）と同一視していることである。史料13が明瞭に書き分けることから、林崎城と撫養城（岡崎城）を別個の城

とする見解（『鳴門市史』四九八頁以下等）がある一方、現今の大字撫養町林崎・同岡崎を合わせても地域が狭小に過ぎ、四宮加賀守がいた林崎城を撫養城（岡崎城）と同一と見なす見解<sup>(55)</sup>もある。しかし、史料13のいう岡崎城は明らかに（中世撫養城を継承した）徳島藩撫養城であり、並んでいう林崎城の城主二人は、次に述べる通り明らかの中世撫養城主であるから、両城は同一である。中世林崎から岡崎が分離独立した事実を鑑みても、また岡崎城跡と呼ばれる撫養城跡の現住所が撫養町林崎、崎字北殿町であることを考慮しても、その結論が支持される。ただし、戦時用の山城とは別に平時用の居館が併存していた可能性は大いにあり得る。

### 三 義植来航前後の撫養——松瀬山城主（土佐泊）森家と撫養城主四宮家

#### I 土佐泊の森家と最後の撫養城主大代掃部助

以上によって義植終焉地「撫養」の位置を絞り込めたので、次の問題へと進める。それは（義植が撫養にいた理由は何か）だが、その問題を解くには、従来考察の対象とされなかった次の問題を經由する必要がある。すなわち（義植は誰と撫養にいたのか）という問題である。

義植は明応の政変直後、まず越中に逃れ、守護畠山家被官・守護代の神保長誠に匿われて正光寺を御所とした。<sup>(56)</sup>次いで明応七年に越前に移り、先に守護斯波家・守護代甲斐家を駆逐して越前を掌握していた朝倉貞景に匿われ、朝倉館を御所とした。次いで翌年に周防に移り、守護大名大内義興に匿われ、大内館を御所とした。また大永元年に淡路へ退いて再度堺に復帰した時には、淡路の海賊安宅一族の庇護を頼った。一方、競合した將軍義澄も、近江の奉公衆朽木家に匿われ、また近江守護六角家の守護所たる観音寺城至近の桑実寺に居住した。すなわち、この時

期に流浪した將軍の行き先は、匿ってくれる有力者の存在を前提としており、彼らの本拠地の要害か至近の寺院に居住するのが通例であった。これを敷衍すれば、義種の撫養島居住も、彼を庇護する現地有力者の存在を前提とし、その要害か至近の寺院を居所としてなされた可能性が極めて高い。

では、義種は誰の庇護を前提としたのか。換言すれば、撫養城は誰の城であったのか。その問題を解くため、行論の便宜上、時系列を遡る形で撫養城主の遍歴を跡づけたい。

前述の通り、(一五八五)天正一三年に阿波が蜂須賀家領国となつて益田一族が配置される以前、阿波は長宗我部元親の実効

支配下にあつて真下飛騨守が撫養城主であつた(史料12)。当該体制は、天正一〇年に元親が土佐から侵攻して阿波を制圧し、三好一派の支配を退けて敷かれたものである。その阿波侵攻で駆逐された三好勢力の撫養城主の名を明記した史料は、今日まで知られていない。ただ、小鳴門海峡を挟んで撫養島の北に向き合う土佐泊(大毛島南端)に拠つた森家の、この前後の動向が参考になる。

森家は徳島藩蜂須賀家に仕え、後裔が三好統治時代以来の歴史・系譜をまとめている。それらは二種あり、『森古伝記』と『森氏古伝記』という名で東京大学史料編纂所に謄写本が架蔵されているが、対比すると構成が異なり、内容も同一でない。

『森古伝記』は謄写本一冊で、内容に巻構成を持たず、内題に「森一族勳一卷」とあるので、元來一卷なのである(以下、混同を避けるため『森古伝記』は『森一族勳』と呼ぶ)。(一八八八)著者名は明記されず、明治二二年に淡路国津名郡由良浦の生子作右衛門の蔵本が採訪され、翌年謄写されたものである。

一方、『森氏古伝記』の方は謄写本二冊で、三巻構成(第一冊に卷之一・二、第二冊に卷之三)であり、各巻末に著作年月日と著者名が明記され、本稿と関わる卷之二末尾には「享保四己亥年五月十三日森甚大夫芳純(花押影)」とあ

る。『森一族勳』の探訪と同じ明治二二年に、阿波国名東郡の森甚五兵衛の蔵本が、徳島県庁に託して謄写されたものである。すなわち、『森氏古伝記』は著者も成立も明らかで阿波の森家そのものに伝来したが、『森一族勳』は著者・成立不明で、阿波の森家ではなく淡路の生子家に伝来した。なぜ生子家に伝来したかは本稿に関わる重要な問題で、その答えは『森一族勳』を伝えた生子家の別の家伝記録に潜んでいるが、それは後に詳述しよう。

問題は両者の内容の相違で、分量の差から明らかな通り、著しい相違がある。重なる部分も多いが、一巻本の『森一族勳』は三巻本の『森氏古伝記』の単純な抄出とはいえない内容で、書名(外題)も瓜二つだが、一方のみ『森一族勳』の内題を持つことが象徴するように、別の典籍である。両者の関係を論ずるには本文の精読・対比を要するが、今はその余裕がなく、両者とも分量が多く全文翻刻は本稿の手に余るので、それらは後考を期したい。ただし一読した限りでは、本稿に関わる範囲で相互の記述に看過し難い齟齬はない。

両書とも、森家を藤原秀郷の裔とし、中興の祖で因幡の人の鎌田筑後守(また九郎左衛門)が阿波名東郡西黒田村に入って現地の森家を継いだといひ、元亀四年の『太田文』<sup>(88)</sup>に見える「名東郡分……鎌田殿、藤原、木瓜」が同族という。木瓜という家紋は森家の家紋と合致しており、詳細は不明ながらも大筋で信を置いてよい。そして両書とも、具体的に詳密な記述は天正年中の森志摩守村春とその子弟の活躍から始まる。自家の功業の顕彰を目的の一つとした家記なので、そのみで歴史像全体を描くことはできないが、登場人物の名・地位や合戦と関わる具体的な地理情報については積極的に疑う理由がない。そこで、さしあたり『森一族勳』に拠って土佐勢の侵攻前後における撫養(岡崎・林崎)・土佐泊の三好方の防戦態勢を確認し、義種死去時の状況復元へと迫ってゆきたい。

#### 史料14 『森一族勳』(部分)

大形阿波国ヲハ元親切取、然レトモ森志摩守村春一族迄松瀬山、二取籠、元親ニ随ス、元親カ勢梅養、二押入焼勳

仕、所二、……一族トモ同意シテ和睦成難キ返答仕ル、元親甚立腹シテ土佐泊ニ勢ヲ指向ク、土佐泊ニハ是ヲ聞、森志摩守村春・森石見守村吉・森新正氏村・森彦七郎村重復森甚五郎ト云、実村吉ノ男也、村春男子無シ、是故ニ養子トスナリ、岡崎・林崎ニ出向テ防戦スル、然トモ元親大軍ナレハ追崩サレ、森ノ一族各船ニ取乗、此時村重十八歳横二鎗ヲ入、土佐勢是ニテ少シ追ヒ止ル、然ルニ土佐泊ニ籠タル一族トモノ妻妾下女トモ紙小旗ヲ指連レ船ニ取乗出ル、土佐勢是ヲ見テ淡州ノ援兵来ルト見ヘタルヲ定テ多勢成ヘシトテ追乱レタル、備ヲ立ントスレトモ直リ難ク先勢シトロニ成所ヲ村重進ンテ鎗ヲ入テ追ヒ崩ス、土佐勢足ヲ乱シテ引、村重急ニ追掛ル、然ニ元親ノ游兵後ヲサヘキリ村重カ勢ヲ取込メントス、是ニヨリ村重敗軍スル、敵ノ追事甚急也、村重帶スル所ノ銀作ノ刀ヲ敵ニ抛、敵是ヲ奪フノ間ニ急ニ馳テ波ヲ凌テ游沖ニ出ル、敵是ヲ見テ鉄炮ヲ発トイヘトモ竟ニ海底ヲク、リ船ニ乘リ去ル、村重ニ相隨フ者トモ或ハ討死又ハ隱遁シテ後日ニ歸リ来ル、誠ニ此時元親急ニ攻ル者ナラハ土佐泊ヲハ早速攻破ラルヘキニ、妻妾下女ノ謀ニテ元親攻ホグシテ帰陣ナル也、

右によると、天正一〇〇一一年にかけて三好方の守護所勝瑞城が陥落し、近隣の木津城の篠原自遁も淡路に逃亡して、土佐勢が阿波本土を制圧し撫養島・大毛島まで迫った段階で、元親は降参を呼びかけた。しかし、森村春一族は拒否し、大毛島の松瀬山城（土佐泊の背後）に籠城した。そこで元親は撫養の焼き討ちを開始させ、圧力を強めたが、森一族が再度和睦を拒否したため、元親は土佐泊を攻撃した。森一族は小鳴門海峡を渡って岡崎・林崎で防戦したが衆寡敵せず破れ、援軍到来を装う謀で土佐勢が怯んだ隙に海上を逃亡し、土佐泊は陥落した。これが三好勢力圏としての土佐泊の終局だが、右によって該地近辺の防衛態勢が判明する。一つは、大毛島の重要港湾たる土佐泊が丸裸ではなく、後背丘陵の要害（松瀬山城）と常駐將兵に守られていたこと。いま一つは、岡崎・林崎すなわち撫養島北西部の小鳴門海峡沿岸部が、対岸の土佐泊の守將によって守られていたことである。

森家はその後、若干の紆余曲折を経て羽柴秀吉に帰順し、天正一三年の秀吉軍の四国攻めに従軍した。その戦後処理について『森一族働』に次のようにある（この部分は翻刻がある<sup>86</sup>）。

史料15 『森一族働』（部分）

中ニモ板東郡撫養ノ城ヲ、益田内膳正一正ニ三百ノ人数添ラレ指置玉フ、是ニヨリテ森志摩守村春・森新正氏村ヲハ板東郡段関城ニ引移シ、森甚五兵衛村重ハ先祖ノ旧領ノ地ナレハトテ名東郡西黒田村ヘ在住ス、是故土佐泊松瀬山ノ城ヲハ剝捨ル也、

右によると、長宗我部が阿波から駆逐され蜂須賀家が撫養に入ると、前述の通り益田内膳正が撫養城の固めとして入り、森家は土佐泊を出て先祖の旧領という名東郡西黒田村に入り、土佐泊の松瀬山の城郭は破却された。以後、蜂須賀家の徳島藩政において土佐泊の要害は現れず、小鳴門海峡の撫養口の掌握は撫養城単独の職務となったが、裏返せば、長宗我部による阿波制圧以前の三好統治下では、小鳴門海峡は北岸の土佐泊（松瀬山城）と南岸の撫養城で挟み込む形で掌握されていたことが判る。同記には、その防衛態勢における森家の役割が次のようにある。

史料16 『森一族働』（部分）

天正七八年ノ比ヨリ阿州乱騒シテ四民我レ勝ニ切り取ニシケル、森志摩守村春・森石見守村吉・同弟森新正氏村一族トモ相催シ立江羽浦ヘ相動テ分捕乱妨シ、或ハ方上ノカミヘ船十艘計ニテ洪野ヘモ度相動タルコト多シ、此時阿波ノ国士拳テ元親ニ属ストイヘトモ、村春ガ一族ノミ居城土佐泊<sup>松瀬山也</sup>ノミ竟コレニ随ス、岡崎・林崎ニ向ツテ相戦テ元親ヲ防ク、……森村春ノ一族土佐泊松瀬山ヲ居城トシ近国ノ諸牢人ヲ抱シハク、

天正六〜八年に本格化した長宗我部の阿波侵攻に対して、森家は牢人を糾合しながら徹底抗戦を貫き、土佐泊の松瀬山城を拠点に対岸の岡崎・林崎まで出動して土佐勢の撃退に努めたという。岡崎・林崎すなわち撫養島北西部

の撫養城近辺が土佐勢・阿波勢衝突の最前線であったと判明するが、不可解なことに、同記には撫養城主の名前も活動も一切現れない。土佐勢侵攻に対して常に森家が土佐泊を出て対岸の撫養島まで出張っていたことと併せ考えらるに、撫養城はこの段階で無人化していた可能性が大いに疑われる。

この長宗我部の阿波侵攻の本格化は、天正五年の三好長治の自害に伴う三好領国の混乱に乗じて開始された。その長治の自害に伴い、三好勢力圏では弟の十河存保が家督継承に乗り出した。その動きの中で撫養城は重要な役割を果たし、少なくともその段階では城主がいた。

### 史料17 『三好家成立之事』<sup>(7)</sup>

一、長治自害ノ後八国ニ無守護人トテ十河存保ヲ下シ可申トテ、老従久保佐渡守御迎ニ堺へ上ル、存保ハ堺ノ警衛也、存保二百騎計ニテ下ル、天正六年正月三日阿波国撫養津エ下着ス、折節大雪ニテ一宿也、然所ニ木津城主篠原肥前入道自遁以使申ハ、御下国幸ニ候、勝瑞へハ入申間敷候、一戦可仕ト云、存保聞テ、改春ノ初兵ヲ出ス事弓矢ノ幸也ト返事ナリ、十河伊右衛門・同菊助・久保佐助走廻リ要害ノ地ヲ見ル、撫養辺ニ大代掃部助が宿所堅固ノ地成ケレバ、三人ノ者内へ入テ存保ノ御身方可仕哉ト問ニ、御身方可仕ト掃部助申ケレドモ倫立退ントス、伊右衛門・菊助捕之人質トス、掃部助ハ自遁ガ妹婿成故、難捨思ヒ自遁捨ヲ入、和談ニシテ存保ヲ入勝瑞也、

右によると、和泉堺を守衛していた十河存保は、兄長治が阿波で自害すると、三好家を継承し阿波守護所勝瑞城に入るため、翌天正六年正月に撫養津に着岸した。大雪のため一泊している間に、西の木津城主の篠原自遁(実長)から「貴殿の勝瑞城入城は拒否し、武力で追い払う」旨の通告を受けたため、供の三人が急遽近隣を走り廻って「要害の地」を探すと、撫養の辺りの大代掃部助の宿所が堅固な要害だと判明した。そこで三人はそこへ乗り込み掃部

助に支援を望んだが、掃部助は了承する素振りを見せつつ脱出を試みた。存保の供らは彼を捕らえ、人質として自遁を脅迫した。自遁は妹婿である掃部助の命を惜しんで脅迫に屈し、和睦して存保を勝瑞城に入れた。『三好記』にも同趣旨の記述があり、大代掃部助は「撫養ノ片辺」にあつて「宿所ハ要害堅ク、分内広シ、是レ究竟ノ陣所成」と描かれ、弟の大代三四郎も捕らえられ人質となったとある。

撫養津（湊）から徒歩で短時間の間に動ける範囲にあった大代掃部助の「撫養辺」の宿所は、明らかに撫養島の中にある。撫養津から徒歩で探索して最初に発見できる「堅固」な「要害」、かつ島内で唯一のそれは妙見山の撫養城であるから、天正六年正月段階で撫養城は大代掃部助なる城主のもとに機能していたことが判明する。彼は蜂須賀家人国以前の史料上で確認できる最後の撫養城主で、この事件の失態によって城主の地位を失った可能性が高い。そしてこの年には土佐勢の阿波侵攻が始まり、二年後の天正八年までに撫養城は無人化した。城主大代掃部助を失った撫養城は、三好の家督を継いだ十河存保のもとで新たな城主が配置される前か配置直後に土佐勢侵攻の戦乱に晒され、無人化したと推察される。

それまでの城主の「大代」という名字は史料上の所見が皆無に近いが、この撫養城乗っ取り事件の六年前の元龜三年に作成された三好時代末期の諸城将の配置記録に、以下の記述がある。

史料18 『故城記』(便宜黒丸数字を振った。①は異本の記載)

板東郡分

- ① 一、撫養殿 小笠原 源氏 松皮藤ノ丸
- ② 一、島田上殿 小笠原 源氏 松皮大瓶
- ③ 一、佐井田殿 小笠原 源氏 松皮臥籠

④ 一、撫養崎殿 〔飯沼 同〕 三目結<sup>①</sup>

⑤ 一、木津殿 藤原氏 唐草丸

⑥ 一、太代殿 小笠原 源氏 松皮二連銭

⑦ 一、姫田殿 小笠原 源氏 松皮臥籠

⑧ 一、馬詰殿 小笠原 源氏 松皮竹ノ丸

以下も記述が続くが、明らかに近世撫養郷内や隣接地域と見られるのが右八件となる（翌元龜四年の『太田文』<sup>②</sup>にも同内容が見えるが、⑤の木津殿の記載を欠く）。右のうち④撫養崎殿と⑤木津殿を除く六件が小笠原一族で、戦国末期の当該地域には、鎌倉幕府の阿波守護職世襲を足場として土着し、室町幕府の阿波守護細川家の守護代となつた小笠原一族が繁茂・盤踞していた様子が顕著である。その中で⑥に見える「太代殿」は現鳴門市大津町大代、⑧・図11の中央上部に見える）を名字の地としたと見られ、源姓小笠原一族であり、撫養城主の大代掃部助の同族に違いない。

## Ⅱ 四宮加賀守宗忠・左近大夫宗信兄弟の撫養林崎支配・開発

右史料18（や同内容の『太田文』）には、撫養の守将「撫養殿」も現れる。彼は一見、大代掃部助に比定できそうだが、実は十河存保の阿波渡海の前年天正五年まで、撫養を守備していたのは彼ではなく四宮加賀守・左近大夫という兄弟であった。

### 史料19 『三好記』<sup>③</sup>

四宮加賀守ト同ク左近ノ大夫ト兄弟ハ林崎ニ有テ承ニ、長治公淡州江御渡海可有義アリ、急キ船ヲ助任川マテ

被指越候得ト、今切ノ城篠原玄蕃正ガ所ヨリ、土佐泊ノ森志摩守方迄被仰越ニ付テ、志摩守急キ御迎舟ヲ拵ヘ、廿七日ノ宵ヨリ約束ノ如ク助任マテ遣ス由アレ共、明ル廿八日ノ朝マテ御舟ノ便ヲ不聞、人ニ可尋折柄ニモ非レハ、覺束ナサノ儘加賀守ト弟左近ト二人、我ニ齊キ郎等共ヲ五六人相供シ、甲斐々々シキ船指ニサ、セテ、三月廿八日ノ早天ニ思フ方ヲ心ザシ、舟ヲ急グ処ニ……長治公ノ御最期コソハ見候ハズ共、有合タル奴原ヲ通スナト云テ、兄ハ弟ヲ恥、弟ハ兄ノ心根ヲ恥テ、郎等共ヲ引供グシ、四角八方へ切テ廻ル程、侍ヲモ下郎ヲモ不嫌、十七八人ナギ臥ル処ニ、黒糸威シノ鎧着タル武者二人カケ出、加賀守兄弟ニ突カ、ル処ヲ、兄弟命ヲ不惜切テ懸ル程ニ、不忍シテ持タル鎧ヲナケ突ニシテ、二人ノ武者引退キタリ、ナケ突タル鎧加賀守カ額ノ右ノ眉ノ上ニ深々ト突立タリ、抜テ見レ共無左右不拔ハ、弟左近走懸テ引抜タリ、辺ヲ見レ共敵モナク、戦フヘキ敵モナケレハ我舟ニ取乗テ先林崎ニゾ引帰シケル、

右と同趣旨が『三好家成立之事』<sup>(75)</sup>にも見え、「四宮加賀守・同左近大夫、林崎ニ在リ……加賀守深手ヲ負林崎ニ引取也」とある。細川真之を擁する一宮成助・伊沢頼俊らに押されて阿波から淡路への脱出を企図した三好長治は、土佐泊の森志摩守（村春）と林崎の四宮加賀守・左近大夫兄弟に船の準備を命じたが、迎えに参じた彼らと合流できず、自害に追い込まれた。四宮兄弟は反長治の軍勢と交戦したが、敵の投げた槍が加賀守の額に直撃し、深手を負って林崎へ撤退したという。林崎で守将の拠点となり得るのは撫養城のみなので、三好長治が天正五年三月末に自害した段階の撫養城主は四宮加賀守と判断できる。後で典拠とともに詳述するが、彼は諱を宗忠という。

その四宮宗忠は、右の負傷後にどうなったか。実は、撫養城から直線距離で二〇km余り南の沿岸部、現徳島県阿南市（旧那賀郡）那賀川町島尻にあたる那賀川河口付近の答島長浜に、彼の後裔を名乗る一族がいた。その一人の清右衛門が、徳島藩蜂須賀家の塩方代官の質問に答えて、自家とその開発した塩田の起源を言上した文書がある。

史料20 「四宮清右衛門乍恐奉願上覚」<sup>(26)</sup>

一、私先祖ハ四宮加賀守と申候而、御国撫養之城ニ罷在候処、先年兵乱之砌、播磨へ落行、播磨ニ而与一右衛門と改名仕、其後御治世ニ罷成御国へ罷越、答島村ニ而山へ登り、山ニ而七日之断食仕七日之内ニ海之趣ヲ考、宜敷処ヲ浜ニ築立申度、(蜂須賀忠英)越前様へ相願候ハ、此浜ヲ築立君之世間イヲ祝シ長浜と号可申旨申上候処、越前様御満足ニ思召……右之懸リニ而浜築立成就之上、越前様より御自筆之御判物即左之通御座候、(六三六)以下、寛永一三年正月八日付蜂須賀忠英判物を引用するも略す)

右によれば、四宮加賀守(宗忠)は撫養城主であつたが、「先年の兵乱」の時に播磨へ落ち延び、播磨で与一右衛門と改名した。彼は、慶長年間に播磨の海岸地方で案出されたと考えられている入浜塩田の手法(『鳴門市史』一〇四二頁)を播磨避難中に学んだと思われ、天正一三年に蜂須賀家政が入国した後、阿波に帰国して答島村に入り、その地勢を見極めて、入浜塩田に対する答島村の適性を発見して藩主蜂須賀忠英(家政の孫)の許可を取り、築き立てた塩浜を「長浜」と名づけて忠英を満足させたという。

播磨の竜野は天正八年〜三年の間、蜂須賀家の領知であつた(『鳴門市史』一〇四四頁)。宗忠は播磨で蜂須賀家と縁故を結び、その蜂須賀家が阿波国主となつたのを好機として阿波に戻り、そのまま徳島藩に仕えたのである。

額に槍が刺さる重傷を負つた四宮宗忠は戦闘不能になり、直後に予想される敵の撫養城襲撃に抗戦できないことから播磨へ逃亡し養生を図つた、と見てよい。ただ、それほど重傷の彼がその後も長く命を保つたかは疑義なしとしない。そもそも、天正五年段階で成人しており、加賀守の受領名を名乗るほど年齢を重ねていた人が、五九年後の寛永一三年に生存していた可能性も極めて低い。一度加賀守という受領名(一般の国衆レベルでは生涯の官途

の到達点)まで名乗った侍が与一右衛門と改名することが一般的とはいい難いことをも勘案すれば、加賀守宗忠と与一右衛門は別人(親子等)と見るのが自然である。ただし、右史料20全体の筋書きを創作と見なす必要はなからう。

右史料により、四宮加賀守宗忠が確かに撫養城主であったこと、「先年兵乱之砌」に阿波を離脱し播磨に逃れていたことが判明する。帰国の契機は阿波の蜂須賀領国化だと主張され、それは長宗我部元親の駆逐と一つの出来事であることから、出国の理由すなわち「先年兵乱之砌」も天正六年以後の長宗我部の阿波侵攻であったと速断したくなる。しかし、管見の限りその戦争の参加者・戦死者いずれにも四宮加賀守宗忠の名は見えず、さらに前述の通り当該戦争以前の天正六年年頭の段階で撫養城主が大代掃部助であった事実を総合すると、彼は長宗我部の侵攻以前に撫養城を去り、播磨に逃れていたと結論せざるを得ない。すると、出国理由の「先年兵乱之砌」とは長宗我部の侵攻ではなく、反長治勢力との交戦を指すことになる。

では、加賀守宗忠の弟の四宮左近大夫は撫養城に留まらなかったのか。後に典拠を示して述べるが、彼は諱を宗信という。その諱を念頭に置くと、先学が当該期撫養の歴史復元に活用した形跡がない一つの金石文から興味深い情報を得られる。それは、まさに撫養城が所在した林崎の円隆寺に残る、内田宗信墓碑銘である。郷土史研究において釈読紹介<sup>⑦</sup>されている全文を、次に掲げる(読点は適宜改変した)。

史料21 「内田宗信墓碑銘」

正面

顕徳院宗信居士

右側

君諱宗信、本姓岡崎、称三郎左衛門、其考采女君関東人、失禄来于淡路、居内田村因氏焉、改称志摩守、君

即其嫡也、永禄中移住阿波撫養郷時、塩田末鬮<sup>末鬮</sup>、民家散在洲渚、君乃命從者壘山麗松林、得陸田若干、頃農漁兼營以便生産、遠近來歸、遂成聚落、名日林崎、而立岩・弁財天・北浜・岡崎等相繼成村、壤土接連常隸林崎後、漸至繁庶者蓋因君開墾之功也、文禄四年乙未八月九日没、年五十五、

左側

男関之亟継業、受命為里正、娶四宮加賀女子、弥<sup>孫カ</sup>遂冒母姓称四宮氏云、

天保十五甲辰五月 前川文撰

十一代弥<sup>孫カ</sup>元孝造立

右によれば、内田宗信は三郎左衛門といい、父の岡崎采女は関東の人であつたが主君を失つて淡路に流れ着き、住した内田村の名を名字とし、内田志摩守と名乗つた。宗信はその嫡男で、永禄年中に阿波撫養郷に移住した。当時の撫養郷に塩田はなく、宗信は從者に命じて山林を切り拓いて広い畠地を開墾し、後に漁業も行わせた。そこに遠近から民が来て定住し始めて集落を形成したので林崎と名づけ、追つて周圍に立岩・弁財天・北浜・岡崎の各村も成立して林崎に帰属した。それらの村々が繁榮したのを見届けて、宗信は文禄四年<sup>(二五九五)</sup>に五五歳で没した。彼の息子の関之丞は仕事を継ぎ、徳島藩主蜂須賀家の命令で林崎以下の集落群の長となり、四宮加賀すなわち宗忠の娘を娶り、子孫は彼女の名字を継承して四宮名字を名乗つたという。

先に触れた撫養地方庄屋の由来書にも、同趣旨が次のようにある。

史料22 「撫養庄屋共之内旧家成立庄屋役相続之運申上書」

林崎浦庄屋 四宮三郎左衛門／此者先祖三郎左衛門、父森崎采女と相名乗関東牢人二而、淡州内田村へ罷越在住仕、地名を以内田志摩守と相改候趣、筆記御座候へ共、不委由、尤三郎左衛門義ハ志摩嫡子二而、永禄年中御国へ罷越、撫養地山裾洲崎松林ヲ下人二開せ住居仕、只今之林崎・立岩・弁財天・北浜・岡崎、何れも海岸

洲崎二而、召連候者共渡世之ため地引網漁業をも相嘗せ居申内、林崎之地名ヲ諸役人ヲ集一浦ニ取立候趣、右隣村も開基仕様筆記相残御座候へ共、年ヲ経候義故、委細難相分、…併余所之義ハ格別、於林崎浦ハ開基之家筋庄屋ニ而、今以諸人繼承伝居申由、二代目三郎左衛門相統政所役相勤、蓬庵様御代、御目見被為仰付、…苗字之義、元祖内田姓ニ候得とも、二代目三郎左衛門母方之性を以、四宮と相名乗候趣、小庄屋ニ罷成候而も年来与頭庄屋役相勤候事故、其儘苗字帯刀御免被仰付罷在、先代勲功之家筋ニ而御座候、右冒頭で、三郎左衛門の父の名が「森崎采女」とあるのは「岡崎采女」の誤りと思われる。史料21墓碑銘と同じ内容が家伝の「筆記」に基づくことが知られ、林崎周辺を開発した四宮三郎左衛門の子孫がその名を襲名して林崎浦庄屋となり、蜂須賀家政の代に藩主御目見格となり、「先代勲功之家筋」すなわち三好統治時代の武士の家柄として苗字帯刀を許されたという。

史料21墓碑銘は天保五年、史料22文書は文政一年という新しいものだが、家伝「筆記」に依拠しており、周辺史実と比較的整合する具体的内容に富み、しかも先に言及した『鳴門辺集』等が伝える林崎・岡崎成立史とよく照応するので、大筋で史実を伝えると見てよい。

これらのうち、内田（岡崎・四宮）三郎左衛門の諱を宗信とするのは史料21墓碑銘の独自情報で、この内田宗信は明らかに四宮左近大夫宗信と同一人物である。内田宗信の息子関之丞が四宮加賀守宗忠の娘を娶ったとあるが、『三好記』等が加賀守宗忠・左近大夫宗信を兄弟とする所伝と微妙に一致しない。信頼性の高さでは『三好記』等に軍配を上げるべきであり、かつ永禄年間に撫養に入居した宗信が明らかに加賀守宗忠の同世代人と推察されることを勘案すると、右所伝を補訂して、〈四宮加賀守宗忠の姉妹を娶った内田三郎左衛門が宗忠の父の婿養子となり、名字を改めて四宮左近大夫宗信となり、加賀守宗忠の義弟となった〉と解するのが史実に近からう。文禄四年に

五五歳で没したのならば、三好長治自害に伴う小競り合いで加賀守宗忠が負傷した天正五年には三七歳で、義兄加賀守宗忠はやはりその前後の壮年であり、宗忠が寛永一三年まで生きたと見るのはやはり難しい（同年齢と仮定した場合、生きていれば九六歳）。

右碑文は、文書・記録史料から窺えない林崎開発史とそこにおける四宮家の歴史の空白を大きく埋めるものである。室町期に洲崎と呼ばれ、撫養城・撫養湊という要害・港灣しかなかった当地は、関東→淡路→撫養と二代かけて流れて来た内田（岡崎）三郎左衛門の一行が、ほとんど無人の状態から開墾して農業・漁業を興し、移住者を集めて林崎という地名と集落を創造し、派生的に周辺の立岩・弁財天・北浜・岡崎をも成立・繁栄させ、初めて民衆生活の場とした。そこには先住者たる要害の守将四宮家があり、武将四宮家からの庇護を要する宗信側と、直接撫養城を支える生産地たる村落群の開発・維持を歓迎する四宮家側で利害が一致し、婚姻関係が結ばれて一体化した。四宮加賀守宗忠の妹が内田（岡崎）三郎左衛門に嫁ぎ、三郎左衛門は舅の養子となり、四宮宗忠の弟として四宮名字・通字「宗」・官途を獲得して四宮左近大夫宗信となった、と考えられよう。

四宮宗信の父の岡崎采女は「関東」出身とされ出自が茫漠としているが、実は岡崎采女の名は、長尾政景の家士で実子の上杉景勝に帰属した「御譜代本手明組」を書き上げた『上田土籍』<sup>(28)</sup>の中に見える。同書に名の挙がる二九二名のうち二七八名には居所・知行地等が付記されているが、一四名だけそれがなく、岡崎采女はその一四名に含まれていて、史料21碑文の「失録」という記述と符合する。越後の長尾政景に仕えた岡崎采女が何らかの理由で采地を失って流浪し、三好勢力圏で庇護を得て淡路内田に住して内田志摩守と称して没し、息子が阿波に渡って撫養の開墾を担い、既存の四宮家と結合して四宮宗信となり、武士として活動したが、息子の四宮関之丞が完全に帰農して村落主導者となり、子孫が続いた、という流れを描けよう。

天正五年の戦場で重傷を負った撫養城主の四宮宗忠が戦域を離脱すべく播磨へ逃れた後、通常ならば宗信が撫養城主を継ぐのが順当であろう。ところが、翌天正六年正月初頭に十河存保が撫養湊に降り立った時には、撫養城主は大代掃部助であった。もし存保来航時に四宮宗信一家が撫養城にいれば、存保から撫養城への協力要請は四宮に對してなされはたはずであろう。その場面に四宮が登場せず、大代兄弟が城主として振る舞っていたことは、すでに四宮家が完全に撫養城を去っていたことを意味する。すなわち、長治自害と存保来航を隔てる一年弱の間に、撫養城主は交替していた。

前述の通り、その直後の土佐勢侵攻で岡崎・林崎で防戦した三好勢は土佐泊の森家であり、もし撫養城主がその時に健在なら膝下（というより撫養城そのもの）の岡崎・林崎の戦いに登場しないと考える。十河存保一行に敵対行動を見咎められて捕縛された大代兄弟は、存保が勝瑞城に入った後に撫養城を返されたとは考えられないから、存保による自派武將の撫養城への配置・定着に時間が足らず、撫養城は無人のまま土佐勢侵攻を迎えたと考えられよう。

以上を総合すると、天正五年に四宮宗忠が阿波を離脱するのとはほぼ時を同じくして、弟（義弟）宗信も撫養城を放棄したと推定できる。重傷の宗忠を単独で脱出させるのは現実的でないから、宗信も付き添って脱出したと見るのが自然であろう。宗忠一家は蜂須賀家の播磨竜野から阿波徳島への転封に促されて阿波に戻って答島に入り、宗信一家は撫養に戻って林崎の庄屋となった。ここで四宮兄弟の子孫の根拠地は分岐したが、実は兄宗忠の一家の中に、撫養に戻らず淡路に土着した者がいて、淡路に子孫と家伝文書を残した。

### Ⅲ 新史料『四宮系譜』——史料批判と四国・瀬戸内四宮一族の展開過程

(一八五七)

安政四年に著された『味地草』という大部(三四冊)の地誌があり、明治二十一年に、淡路国三原郡役所(兵庫県三原郡市村)の所蔵本を修史局編修長の重野安繹らが採訪して書写した。これは謄写本として東京大学史料編纂所に架蔵されているが、その影印複製が出版されており、その中に次の記述がある。<sup>(79)</sup>

史料23 『味地草』巻二九―三原郡―福良浦

村上氏世系

此浦納屋町住村上昌庵の家には、四宮加賀守嫡孫四宮善右衛門宗虎、牢浪の後此地に閑居し立たる家にて、宗虎嗣子なくて女甥阿州撫養里村上助之丞に其家を譲り今の昌庵に至り相続すと云、四宮の系図は宗虎か嫡女甥渡辺小兵衛に伝はり今小兵衛子孫此浦住の売人奈良屋佐太郎なる者伝持して其系図に云、

右によると、四宮加賀守(宗忠)の嫡孫の四宮善右衛門宗虎が流浪した末に淡路最南端の福良浦に閑居し、男子がなかったため、婿であった阿波の撫養里の村上助之丞に家を譲ったといひ、宗虎が所持していた四宮家の系図が、宗虎の嫡女を娶った渡辺小兵衛に伝わり、その子孫で福良浦の商人となった奈良屋佐太郎に伝わっているという。四宮宗忠一家からは、撫養に戻らず、しかし撫養の直近の港である淡路福良に定住し、撫養との縁を維持するために撫養の住人村上家と姻戚関係を作り、女系子孫を淡路に残して、家伝文書を伝えた家があったのである。注目すべきはその家伝文書に含まれた系図で、右に述べられた具体性とその蓋然性から見て伝来経緯が確かであり、すなわち四宮宗忠の孫宗虎の所持本と認めてよいので、撫養四宮家の系図としてかなり信頼性が高い。これまで用いていた四宮加賀守一家の諱も、他史料では判明しないものばかりだが、同系図だけには明記されており、相当程度の信頼性を認めて使うことができる。

その系図は、右史料23に続けて『味地草』に全文引用されている他、『四宮系譜』の名で東京大学史料編纂所に謄写本が架蔵されている<sup>④</sup>。謄写本『四宮系譜』の方は、書写奥書によれば、やはり明治二一年に修史局編修長重野安禪らが採訪して翌年に謄写したのだが、原本所蔵者は淡路国津名郡の生子作右衛門氏という。福良の東方近所に生子村がある<sup>せご</sup>ので、そこに男系・女系・姻戚関係等を織り交ぜて宗虎の系譜を引く人が土着（後に淡路島北東部の津名郡に移住）したのであろう。

その証拠に、同じ生子作右衛門氏の蔵本である前述の『森一族働』の冒頭（内題と本文の間）に「四宮氏／宗（花押影）」とある。『四宮系譜』所載の各人や前述の史料23の四宮宗虎の名に明らかな通り、阿波撫養や淡路の四宮家は「宗」を通字とした。「宗」一字では署判として不十分で、「四宮氏」も後補の追記と思われるが、元は「○宗（花押）」か「宗○（花押）」で、原本を書写する時に一字目が脱落したか、花押も写し取る時に花押と重なった諱の二字目が判読不能であった可能性を思わせる。いずれにしても、その署判・花押は同書の原本が四宮家で作成されたことを意味する。『森一族働』を四宮家で作成したという事実と、生子氏が同書に加えて『四宮系譜』を伝え持った事実は、四宮家と森家が姻戚関係にあり、生子氏が双方から血縁・通婚等の関係で家産を引き継いだことを意味するであろう。

この生子氏所蔵の『四宮系譜』の内容は『味地草』所引本とほぼ同文だが、『味地草』所引本より短く、宗忠・宗信兄弟の世代で終わっている。本稿の鍵となる史料なので巻末に二本を校合して全文翻刻し、その系図（以下『四宮系譜』と呼ぶ）によって論を進めたい。

『四宮系譜』は冒頭で、家紋は鎌添穀葉、姓は藤原、元祖は「諏訪大明神末流」すなわち信濃諏方社大祝の庶流（神姓か金刺姓）であると述べ、天正年中の兵火で後醍醐天皇綸旨や足利尊氏・細川家等の発給文書や織田信長感状等

の重書がすべて焼失したと嘆く。それを信ずるなら、後醍醐の倒幕戦に参戦し、所領安堵の論旨を獲得し、南北朝内乱において室町幕府で軍功を挙げ、その中で細川家被官となった歴史を有することになる。それらを灰燼にした天正年中の兵火とは、天正五年の三好長治自害に伴って撫養脱出を強いられた時か、その直後の長宗我部元親の阿波侵攻を指すのであろう。

その兵火で天正以前の記録を失った結果、同系図は四宮加賀守宗忠の祖父四宮左京大夫宗元より前の世代について、一切の具体的記述を持たない。宗元の出身地も不明で、ただ「荻原氏（生子氏所藏本は萩原氏）」の女性を娶ったと伝わるのみである。早くに太田亮が「信濃諏訪に荻原氏多く」と指摘<sup>(82)</sup>しているように、戦国期信濃に荻原名字の者が多く認められ（典型例として、例えば永祿九年の諏方上社玉垣造宮の負担者リストに荻原次平・善兵衛親子が見える）、かつ後述のように四宮家は信濃に生じたと推定されるので、「荻原氏」と通婚したという情報は、宗元の代まで信濃にいた可能性を示している。

宗元の男子には宗継（和泉守・左京大夫）・宗純（肥後守）・宗辰（藏人丞）・宗季（隠岐守）があり、うち隠岐守宗季とその子の主計頭某が備前国児島日比戸城主となって、主計頭の姉妹が讃岐の香西伊賀守（『香西記』によれば諱は佳清または好清、法名は宗可<sup>(84)</sup>）に嫁いだという。天正一四年の秀吉の九州出兵に動員されて海上警固を担った四国衆として『南海治乱記』や『南海通記』に現れる「日比の四宮隠岐守・其子主計頭」親子を指すのであろう<sup>(85)</sup>（備前児島日比の立地は図7参照）。

この四宮隠岐守は、元龜二年に安芸の毛利元就に帰参すべく香西宗心（諱は元載または元清。伊賀守佳清の父<sup>(86)</sup>）らが讃岐から備前を攻撃して敗れた合戦で、攻撃を提案し自分の浦を軍船集結地に提供した「備前児島日比浦の住人四宮隠岐守」<sup>(87)</sup>「日比村に住せし四宮隠岐守」<sup>(88)</sup>としても現れる。『南海通記』に「伊賀守ノ内ノ政所ハ備州日比瀬戸

四宮隱岐守カ女子也」とあるように、彼は娘を讃岐の香西佳清に嫁がせ（『四宮系譜』と一致）、香西らとともに天正一〇年の長宗我部元親の讃岐侵攻に抵抗した合戦で「日比ノ四宮」として海上警固を担った。<sup>(89)</sup>『南海通記』の編者香西成資の祖母は少女時代に、香西佳清に嫁いだ隱岐守の女に仕え右合戦に立ち会い、彼女の証言を基に記述したと成資が述べているので、四宮隱岐守の行動や香西佳清との姻戚関係は史実と認定できよう。

この備前児島（日比）の四宮隱岐守家の活動痕跡は、少なくとも戦国前期まで遡り得る。

史料24 『南海通記』卷之六―細川考―予州能島由来由記<sup>(90)</sup>

備州児島は四宮隱岐守……阿波鳴門土佐泊四宮和泉守・森志摩守、引田浦二、四宮左近等ハ永正・天文・弘治ニ在テ海島ノ豪家也、大内政弘ヨリ以来、大明・朝鮮ノ勘合ヲ以テ商船ヲ渡シ給フ故ニ、島家ヲ保ツ輩ハ大内家ノ陰ニ倚スト云コトナシ……永正十七年、村上兵部大輔ヨリ使价ヲ通シテ大内義興ノ命ヲ達ス……其言ニ曰ク、今年朝鮮国へ兵船ヲ渡海セシムル所ナリ、公儀軍用ノ余分ヲ以テ兵船ヲ仕立指遣ント欲スル者ハ其員数ヲ記シテ註進スヘシ、其趣ニ從テ禄物ノ差別アルヘキ也、即塩飽ヨリ香西氏ニ達ス、香西氏議定シテ註文ヲ調ヘコレヲ送ル……児島日比ノ戸ニ、四宮隱岐守相俣ニ用意ス、引田・小豆島ハ寒州丹後守カ所有ナレハ引田浦ニ船揃ス、右により、遅くとも永正一七年段階で備前児島の四宮隱岐守が大内義興の勢力下に編成されていたことが確認できる。天正一四年に現れる四宮隱岐守より六六年も遡る所見なので、永正一七年の四宮隱岐守は同一人ではあり得ず、一方は他方の父か祖父と推察され、曾祖父でもおかしくない。愛媛県立図書館等に蔵され、慶長九年に編纂され天和三年に村上義光が増補した記録に含まれる、戦国期の瀬戸内海海賊衆のリストに次のようである。<sup>(91)</sup>

史料25 『能島来島因島由来記（村上三家由来記）』

伊予国越智郡大島名字予副国村上諸家之伝記（中略）

外様簾下之大将衆左記ス 河野殿直勤衆御附人預支配下知之分(中略)

四、宮、隱、岐、守、昌、純始主計頭トモ云 備前国児島城主也(中略)

四、宮、和、泉、守、昌、純 阿波土佐泊主也(中略)

森志摩守正弼 阿州土佐泊り(中略)

義光嫡子大炊助吉国一門衆左記

河野殿直勤之臣家因島工御附人下知分支配(中略)

外様簾下大将衆(中略)

四、宮、隱、岐、守、昌、照備前国児島二居(後略)

右には四宮隱岐守が二度現れ、いずれも同じ備前児島城主で戦国末期の同一人物と目されるが、二度目のみ諱が「昌照」と見える。『四宮系譜』が隱岐守「宗季」とするのと相違するが、四宮和泉守が諱「昌純」として現れるのが参考になる。四宮和泉守は『四宮系譜』では「宗繼」で、昌純の「純」は「繼」の誤写と見なせるので、「昌純」の二字で「宗繼」の誤写であった可能性が導かれる。その場合、「昌」は「宗」の誤写となり、隱岐守「昌照」は「宗照」等の誤写であったことなるう。「照」と「季」は字体が遠いが、「照」を「幸」と釈読する研究者もあり、それならば「季」と近い。活動時期からしても、右の隱岐守昌照(昌幸)は、『四宮系譜』の隱岐守宗季の誤写で同一人と見なし得る。

なお、『玉野市史 続編』によれば、岡山藩領内の神社の棟札を記録した池田家蔵「御國中神社棟札の写」の中に、(二四八七)文明一九年に「四宮隱岐守宗綱」が現地の八幡宮に六貫文を寄進した記載があるという。<sup>(93)</sup>これは四宮隱岐守に関する最も信頼性の高い史料であり、永正一七年の四宮隱岐守よりさらに一、二世代遡る可能性が高い四宮隱岐守の備

前進出が認められるとともに、彼の一族が「宗」の通字を用いたことが確認され、「宗」を通字と主張する『四宮系譜』の信憑性を高める。

もつとも、四宮隱岐守は代々「隱岐守」を名乗っているように見えるので、隱岐守宗季の父を左京大夫、宗元とする『四宮系譜』の信憑性は条件つきとなろう（宗元の実子が隱岐守家の養子に入る、等の手続きを経ていた可能性を否定できない）。

その隱岐守宗季の長兄として、『四宮系譜』は宗継（和泉守・左京大夫）を挙げる。永正一七年に四宮隱岐守が大内義興によって編成されたと伝える史料24は、ちょうど同じ頃の人として土佐泊の四宮和泉守と引田浦の四宮左近をも挙げ、彼らを永正・天文・弘治年中にかけての海賊衆の「豪家」と評している。四宮隱岐守と同時期に四宮和泉守が存在しているので、二人を兄弟とする『四宮系譜』は、少なくとも世代的には正しい。

彼らと同時代人の引田（立地は図7参照）の四宮左近に関しては、中山城山の『全讃史』に次の通り見える。

史料26 『全讃史』<sup>41</sup>

① 引田城……永正の頃は四宮右近進守之、寒河左馬允元宅か麾下なり、

② 諏訪明神祠 在乙井山上、／天正年、四宮太郎左衛門肇禪之、初永正時、有四宮右近者、從信濃來、仕于寒川氏、

城大内郡安堵居之、自称諏訪大明神裔、其四世之孫外記源光武、元龜時去之阿、其弟太郎左衛門尉光利、從豊公屢有武功、蓋得封於末村・乙井間、天和・貞享間、末村有四宮三郎右衛門、其孫也、

③ 引田城 在大内引田後山／永正中、有四宮右近者、從信濃來、為寒河丹後麾下而居此城之、自称諏訪大明神氏子、其子曰瑞勝、其子曰瑞弥源光行、其子曰外記源光武、元龜三年、寒河丹後守元隣為阿之三好氏所迫、而退居昼寝城、而外記亦去之阿、倚福井武田氏而居、然後三好氏更使矢野駿河守戍之、

④乙井城 在乙井村 / 四宮太郎左衛門尉光利居之、光利者四宮右近之裔也、右近大四世之孫外記光武、天正十年從仙石氏、於勝瑞城戰死、其弟則光利也、亦從仙石氏攻阿之河端城、決戰大有功、大閤賞書、後受采于此、  
子孫  
尚存

右を総合するに、永正以降に顕著な存在感を見せたという『南海通記』の「引田浦二四宮左近」と、永正年間に信濃から讃岐に来て寒川家に仕え引田城を預かったという右の四宮右近とは、同一人物と思われるが、いずれの官途が正しいかは徴証を得ない。また、『四宮系譜』は、四宮加賀守宗忠の弟四宮左近大夫宗信に「讃州大内郡曳田城主、後撫養林崎住」と注し、彼を引田（曳田）城主四宮右近（左近）と同一視している。しかし、永正年中と、宗信が確かな活動痕跡を残す天正六年では時が隔たりすぎ（永正最後の一年からか数えても五七年）、同一人物ではあり得まい。宗信を越後から淡路經由で阿波へ流れて来た岡崎采女（内田志摩守）の子とする前述の所伝に一定程度の信憑性が認められることを踏まえても、『四宮系譜』の付会と見なすべきで、『四宮系譜』には瀬戸内海に散在した四宮一族の嫡流として四宮加賀守宗忠一家を語ろうとする作為が認められる。

ただ、引田の四宮右近家が「自称諏訪大明神裔」したことは『四宮系譜』冒頭の記述とよく符合し、彼らが同族であり、海賊衆として瀬戸内海各所で拠点を獲得・移動していったことは認めてよさそうである。右史料26に（右近―某（法名瑞勝）―光行（法名瑞弥）―外記光武）という系譜が見えるが、四宮外記は、天正一〇年の長宗我部元親の阿波侵攻による阿波中富川の合戦で戦死した徴証を得られ、<sup>95</sup>実在が認められるので、右系譜やそれを含む所伝、特に永正年中に信濃から渡来したという所伝には一定の信憑性を認めてよさそうである。

瀬戸内海の四宮一族としては、『元親記』に、天正一〇年の長宗我部元親の阿波侵攻に対して三好勢として抵抗した軍勢として「阿波分の城主等……四宮肥後守・同左馬太夫」<sup>96</sup>が見える。『四宮系譜』は該当人物として四宮

和泉守宗継の弟、隠岐守宗季の兄として肥後守宗純を挙げ、その子に左京大夫宗勝・左馬助宗晴兄弟を挙げて、宗晴が長宗我部元親に仕えた後、加藤清正に仕えて「船将」になったと注記する。天正一五年（慶長三年）に長宗我部元親が作成させた檢地帳に「四宮左馬大夫」、また肥後加藤家の分限帳に「四宮左馬太夫」が見え、文禄四年九月二日加藤清正書状にも「梶原七太夫知行千石之所、四宮左馬太夫に遣候」と見えるので、『四宮系譜』が述べる経歴を持つ四宮左馬大夫の実は間違いない。

彼の父四宮肥後守は、『森氏古伝記』に「村春武功ヲ御賞美ノ上、忝御意違背仕ガタク、那東郡福井莊四宮肥後守、カ居所椿泊ニ住居仕ルヘシト言ス、家政公頓テ三千石ヲ賜リ、森ノ一族トモ椿泊ニ居住サセ玉フ」と見え、『四宮系譜』が肥後守宗純に注した「阿州那東郡福井莊椿泊居住」と合致する。これについては元龜三年の『故城記』に「那東郡分……一、四宮殿、諏訪氏 梶ノ葉二葉」と見えて、那東郡という在所が照応する諏方氏族四宮家の実在を確認でき、現阿南市椿町にあたる椿泊に四宮肥後守（系譜通りなら諱は宗純）が住したことは認めてよい。

ただ、系譜のいう左京大夫宗勝の存在は確認できない。加えて、この時代で官途の厳密性を問題にすることの意味は限定的であるものの、元来「左馬大夫」は（左馬允を勤め上げて五位となった散位の者）を意味し、左馬助とは同義でない。すなわち、系譜の左馬助は実在の左馬大夫と官途が異なるし、系譜の「左京大夫」「宗勝」「左馬助」宗晴兄弟は実在の「左馬大夫」を二人に分離したように見え、実在性に難なしとしない。このあたりにも、『四宮系譜』が実在の四宮一族を強引に撫養の四宮家と結びつけようとしている形跡の片鱗が認められる。

以上の通り、備前児島の四宮隠岐守や讃岐引田の四宮右近は阿波撫養の四宮家と（血統の遠近はともかく）同族と見なし得るが、『四宮系譜』は明らかに阿波撫養の四宮家の（左京大夫宗元―和泉守宗継―加賀守宗忠―八郎右衛門宗貞―善左衛門宗虎）の系統を主として、児島・引田等の同族を最近に分立した庶家庶流として叙述しようとする。

する意図を持っており、児島・引田等の同族との具体的な血縁関係を系譜の額面通りに認めることは躊躇される。

その系譜の嫡宗に位置して天正六年に重傷を負って播磨へ脱出した加賀守宗忠の父は、系譜では和泉守（左京大夫）宗継という。彼は前掲史料24に「阿波鳴門土佐泊四宮和泉守・森志摩守」として現れ、また史料25にも「四宮和泉守昌純 阿波土佐泊主也……森志摩守正弼 阿州土佐泊リ」として現れるが、重要なのは、撫養城主ではなく土佐泊の守将として現れ、かつ常に土佐泊の森志摩守（村春）とペアで現れることである。

年代は不明だが、讃岐の諸将が伊予の河野と組んで大内義興の勢力圏に組み込まれたことを警戒した三好家が、阿波守護細川家に讃岐計略を進言し、讃岐引田城を攻撃した話が『南海通記』に見え、「阿波ノ土佐泊ヨリ兵船用意シ、四宮和泉守・森志摩守ヲ船師トシテ数十艘ノ船ヲ以テ引田浦ニ押寄ル、引田ノ四宮右近、三本松ノ白鳥玄蕃押向フト云ヘトモ、寒川氏小身ナレハ船数少シテ兵勢不相及、一戦ニ攻付ラレテ山下ニ入、敵方ニモ引田ノ城ニ鉄炮ヲ多ク備タル由兼テ聞キ及タル故ニ城下ニ不攻寄、小鳴門口へ漕返シ潮門山ヲ陣城トシテ此ニ止リ引田城ト相対ス」とある。<sup>(46)</sup>

「鉄炮」の話題があるので鉄砲伝来の天文二二年以後の出来事のはずだが、享祿元年に没した大内義興が登場しており、話の辻褄が合わない（「鉄炮」の話題を信するなら大内義隆期の出来事か）。ただ、話の具体性から見て、実在の合戦の訛伝であった可能性を否定できない。この時も四宮和泉守は森志摩守とペアで、興味深いことに同族の四宮右近の引田城を襲撃している。この襲撃は成功せず、四宮和泉守・森志摩守は小鳴門口へ引き返して潮門山に陣取り、引田城と睨み合いを続けたという。現在、鳴門市瀬戸町北泊字北泊に潮門山普光寺という真言宗寺院があり、和泉守らが陣取った潮門山は北泊、小鳴門口は北泊に面した小鳴門海峡の北端出入口（撫養口の反対側）に比定できる。『阿波志』に「北泊壘（在北泊、四宮和泉守拠此、今為官莊）」と見える記事は、<sup>(46)</sup> 出典不明だが、右の引田城攻めの話と照応する。

『南海治乱記』によれば、それより遡る天文八年、細川晴元が伊予攻略を策して阿波・讃岐の諸将を動員したといい、総大将阿波守護細川持隆（正しくは氏之。後述）に従った海賊衆として「舟師は森忠摩守・四宮和泉守也、各阿淡の糧食資用を職掌して宇摩・新居の海上に充満す」とある。<sup>(4)</sup> ここでもやはり、四宮和泉守と森志摩守はペアで登場する。

如上の史料上の所見傾向は、土佐泊という一拠点に四宮和泉守・森志摩守が同居していたことを強く窺わせる。ここで『森氏古伝記』を見ると、森志摩守村春のおば（筑後守元村の姉妹）が四宮隠岐守に嫁し、別のおばが「阿州板東郡北泊住人森助太夫」に嫁していたと見える。『四宮系譜』は和泉守宗継と隠岐守宗季を兄弟とするから、それに従えば、四宮和泉守は森志摩守のおじ（おばの夫）の兄ということになる。系譜の信頼性は留保つきだが、四宮・森両家が狭い小鳴門海峡沿岸の土佐泊・北泊等を拠点に協働し、当然に姻戚関係を結んだ蓋然性は極めて高い。

#### 四 義植を庇護した撫養城主の同定——四宮家以前の小笠原一族「撫養殿」

##### I 四宮家の諏方社大祝支族自称をめぐる諸問題

以上の通り、『四宮系譜』は実在人物や軍記等で流布した筋書きを満遍なく拾い、時代錯誤等の綻びを見せながら四国・瀬戸内海の四宮一族を近い同族として和泉守宗継の子孫を正嫡とする、強引な叙述を行っている。史実性と虚構性が相半ばし、一概に信頼することも切り捨てることが難しい史料ではある。しかし、「宗」を通字とする諱等、他の高信頼性史料に傍証を得られる独自情報も少なくない。さらに、女性たちの嫁ぎ先に挙がる名は具体性に富み、彼女たちの系譜上の位置はともかく、通婚の事実自体は史実性が高く見える。特に、和泉守宗継の姉妹が「鳥

養右京」に嫁いだという情報は、同系図の史実性の高さを強く示唆する。なぜなら、<sup>(二五五五)</sup>天文二四年の義植三十三年忌  
 仏事が京都の相国寺恵林院で行われるよう、政所執事伊勢貞孝被官の政所代蜷川親俊に依頼した「鳥養兵部丞」と  
 という人物が実在しており、<sup>(四)</sup>義植に始まる（とされる）阿波公方家の義維に仕えたらしき鳥養一族の存在が確かで、  
 撫養の四宮家が通婚する相手として極めて蓋然性が高いからである。

もつとも、如上の四宮一族が現れる史料群には、和泉守も含めて誰かが撫養城主であったという記述・痕跡が見  
 えず、和泉守もあくまで土佐泊か北泊の守将であったことしか確認できない。では、和泉守の子の加賀守宗忠は、  
 いかにして撫養城主となったのか。その経緯と必然性を探るため、そもそも四宮一族が背後のいかなる人脈・政治  
 的経緯の上に四宮に盤踞する必然性を得たのかを確認する必要がある。

阿波守護細川氏之（一般に「持隆」とされる人物。近時、正しい諱は「氏之」と論証され、「持隆」が後世の創  
 作であった可能性が指摘されている。<sup>(四)</sup>本稿では氏之で統一）の「国奉行四宮与吉兵衛」をはじめとして、四宮一族  
 は戦国期四宮に分布したが、<sup>(四)</sup>その少なからぬ存在感とは裏腹に、史料制約の厳しさによって、祖先・系譜等の来  
 歴が全く判然としない。近世作成の系図が複数あるが、これらの記述内容は相互に必ずしも整合せず、各記述の明証・  
 反証・傍証は近世の軍記・地誌にさえほとんど求め得ない。そのためか、郷土史家の坂口友太郎が史料を博搜して  
 集中的に考究した論考を除き、<sup>(四)</sup>専論も乏しい。しかも、最も有益な坂口の専論においてさえ、使われた系図史料が  
 一般に閲覧困難で、原典に基づく研究継承が容易でない（例えば、古い時代の記述の信頼性・内容等において最も  
 有益な印象がある『東讃諸家系譜』所収系図は、現地的一本以外が管見に触れない孤本で、翻刻・画像等の形で流  
 布している形跡がない。<sup>(四)</sup>）

四国四宮一族の源流は、系図の一本（『引田四宮系図』<sup>(四)</sup>）が菅原道真の子孫とする以外は、複数の系図で信濃諏方

一族とする所伝が一致しており、戦国期にその通り自称・認知された事實は、同時代史料たる『故城記』の「那東郡分……四宮殿 諏方氏 梶ノ葉二葉」という記述や、上述の複数の史料・系譜によって確かである。系図類は一本を除いて神姓の諏方上社大祝の一族と見なしているようで、太田亮の『姓氏家系大辞典』もこれに従っている。<sup>114</sup> 諏方一族系図として最も流布する前田家本『神氏系図』に「行長（神太郎、新大夫）―行光（関屋源三、武者）―行平（神大夫、四宮祖）」とあるのが根拠で、更級郡四宮を名字の地とするようだが（四宮荘は鎌倉期以来、仁和寺領地頭職は北条一族金沢家。その滅亡とともに南北朝初期に地頭職を諏方円忠が獲得し、天竜寺に寄進し、以後地頭職は天竜寺領）、<sup>115</sup> 同系図には院政期の人物たる行平以降の四宮家の記述が皆無で、院政期―戦国期の動向を全く跡づけられない。『阿波志』（巻之三―板野郡・氏族）に「諏訪清宗（称四宮某、有加賀守居撫養、戦死于中富川、又有和泉守梶北泊墨、又有）外記・左近 其族四、曰仁田 日本田、曰安井、曰岡本 其裔居林崎」と見え、諏訪清宗なる人物を始祖とする所伝があるようだが、典拠が不明で、参考にとどめざるを得ない。

『四宮系譜』は四宮家の家紋を「鎌添穀葉」という。穀葉は梶の葉で、右の『故城記』の記述にも「四宮殿」の旗印が「梶ノ葉二葉」とあり、四国四宮一族の家紋は梶の葉だと確認できる。梶の葉は、今も諏訪大社の紋とされる。『諏訪大明神絵詞』に、五月二日の御狩神事では穀葉の旗を立てて大祝が穀葉藍摺を着すと見え、『吾妻鏡』<sup>（二八〇）</sup> 治承四年九月一〇日条に、諏方上社大祝神篤光が見た夢として「爰只今夢想、着梶葉文直垂、駕鞆毛馬之勇士一騎、称源氏方人、指西揚鞭畢、是偏大明神之所示給也」と見え、また永享七年に鎌倉公方持氏が岩松持国らに常陸の長倉義成を攻撃させた合戦を伝える『長倉追罰記』<sup>116</sup> に、参戦者の旗印を列挙する中で「梶ノ葉ハ諏訪ノホウリ」と見えるので、中世を通じて梶の葉（穀葉）は確かに諏方大祝一族の旗印であった。鎌も、諏訪大社神事で重要な祭器として扱われる薙鎌に通ずるので、「鎌に穀葉を添ふ」家紋は、家筋が諏方社大祝氏族であることを強く主張している。

ただし、中世信濃では多くの武士が神姓上社大祝諏方家を首領とする「神党」に組み込まれ、本来の姓・血統と無関係に「神」姓を名乗った事実がある。<sup>(15)</sup> すなわち、中世以降の神氏の系図に「四宮祖」が現れることは、四宮家が血統的に神姓上社大祝諏方家の庶流であったことを少しも保証しない（現に『四宮家譜』は同家を藤原姓と断言している）。

むしろ、坂口が抄録を紹介した『東讃諸家系譜』所収系図が、四宮家を清和源氏満快流手塚家の末裔としている点が興味深い。手塚家は金刺姓下社大祝諏方家を生み出した母胎と推定されるので、多くの系図が四宮家を上社大祝系とする中で、当該系図のみ下社大祝系としていることになる。四国の諏方家由来と称する家々が上社系か下社系か、という問題は、地元の郷土史・自治体史等では意識されていないが、注意を払うに値する。両者は「諏方」という名字こそ同じだが全く別の氏族で、提携関係も皆無に近く、むしろ敵対関係にあり、いずれに出自するかで阿波来住経緯の推定もその意義も変わってくるからである。もともと、当該系図の翻刻・写本が流布していない以上、踏み込んだ検討は後日を期せざるを得ない。

## Ⅱ 四宮長能一家と薬師寺元一の乱——京兆家被官から阿波守護家被官へ

<sup>(15)</sup> 建武二年七月日市河助房等着到状に、中先代の乱の反乱軍の「諏方祝」の一味として四宮左衛門太郎の名が見え、信濃には確かに諏方一族らしき四宮一族がいたが、早い時期には畿内で活動していた形跡がない。確かな記録では、応仁の乱中から畿内で細川被官四宮家の活動が確認され始める。管見最古は文明六年三月日野田泰忠軍忠状で、それによると四宮四郎右衛門尉という者が、文明元年七月一日に摂津で薬師寺与次とともに西軍と交戦し、翌二年五月四日に安富又次郎とともに淀の西軍を攻撃し、同二〇日に薬師寺与次とともに摂津茨木城の西軍を攻撃した。<sup>(16)</sup>

この軍忠状には細川勝元が証判しており、軍忠状提出者・友軍の名から見ても、四宮四郎右衛門尉は細川勝元被官である。

さらに、長享年間から明応年間にかけて、四宮長能（四郎・四郎右衛門〔尉〕・四郎左衛門〔尉〕）という人物が廷臣の記録に頻出する。<sup>(24)</sup> 彼は『親長卿記』明応四年一〇月一日条に「四宮四郎<sup>能長</sup>」、同七年五月一四日条に「長能左衛門尉」等の形でフルネームで現れる。彼は『実隆公記』明応六年一〇月八日条に「四宮四郎右衛門」と、先の文明年中の人物と同じ名で現れるが、『親長卿記』延徳四年三月一九日条に「四宮四郎<sup>能長</sup>」と現れて延徳年中に未だ「四郎」であった長能は、それより古い文明の四郎右衛門尉とは別人で、息子かと推測される。

この四宮長能は、『親長卿記』<sup>(一四八八)</sup>長享二年四月一〇日条に「四宮四郎<sup>細川被官</sup>」と、また『実隆公記』<sup>(一五〇二)</sup>文亀元年七月二七日条に「細川被官四宮某」と現れる明白な細川政元被官であって、四郎右衛門尉と細川勝元との主従関係が、子世代（らしき）長能・政元へと受け継がれている。

四宮名字の者の活動は、文明元年の四宮四郎右衛門尉より前に、京都・畿内・幕府・細川被官では確認されない。政元期の細川京兆家では、細川被官化していた（阿波）小笠原一族との縁を基礎としつつ、場合によっては犬追物・笠懸等の師範として縁故を深めていた京都小笠原家や、彼らとの縁で細川家と接近していた信濃守護小笠原家等を媒介として、信濃国人が上洛して京兆家被官となる波が存在した。信濃小笠原庶流の赤沢宗益（朝経。信濃小笠原庶流）や、上原賢家・元秀親子や物部一族等がその代表格である（『神氏系図』によれば上原・物部は諏方上社大祝神氏庶流。神姓（少なくとも「神党」）である証拠に「上原対馬神六」「上原彈正左衛門尉神貞祐」「<sup>上原神六</sup>元秀」「物部神五郎」「物部神六」等と名乗った<sup>(25)</sup>）。その流れが応仁の乱勃発前後から生じ、四郎右衛門尉に近い前の世代が信濃から上洛して京兆家（政元）被官に納まったものと思しい。

当時の大名有力被官が大名の偏諱を得ていた一般的慣行に照らすと、四宮長能の「長」も大名偏諱と推察され、当時の慣行に照らして大名の諱の下の字と推察されるが、該当する時期の細川家には（京兆家か否かを問わず）「長」で終わる諱の人物はいない。そこで、上洛の契機が信濃守護小笠原家との縁であった可能性が高いことを念頭に置くと、小笠原持長・家長が該当する。このうち家長は光康の子（政康の孫、長基の曾孫）だが、信濃で生まれたと伝わり、応仁の乱中に信濃を拠点として美濃・近江・関東で転戦したと伝わるが、在京した形跡がない。

これに対して持長（政康の兄長将の子、長基の孫）は、（一三九六） 応永三年に京都四条で生まれ、飛騨国司姉小路尹綱討伐・結城合戦・赤松満祐討伐等に従軍し、（一四六六） 寛正三年に没した（同じ時期、京都小笠原家に同名の持長があり、古くから混同されがちだが別人である）。彼は政康の子宗康と信濃守護家家督を争い、文安二年に管領が畠山持国から細川勝元に交替した直後に家督相論を幕府に提起したが敗訴し、前管領畠山持国の支持を得て、翌年五月までに宗康を攻め殺している。（四） 誕生地を考慮しても、活動拠点は京都にあったと見てよく、活動時期から見ても、四宮長能に偏諱「長」を与える主体に相応しい。

文安二年頃は、加賀守護職・家督をめぐる富樫家の内紛に連動した細川勝元・畠山持国の対立が最も激しかった時期であり、その悪影響で室町殿義政（当時は三春）の人生階梯儀礼（叙爵・諱選定・元服等）がすべて後回しにされるほどの異常な緊張状態にあった。（五） 四宮長能や父と思しい四郎右衛門尉は小笠原持長に仕えながら、正規の譲与手続きと幕府の認証を得て信濃守護家家督となった宗康を殺害する挙に及んだ持長から離反し、持長と組んだ畠山持国の政敵にして宗康の家督継承を支持した細川勝元の被官に納まった、という筋書きを想定できよう。これを敷衍すれば、政元期から顕著に京都の記録に現れ始める信濃国人（上原・物部・赤沢ら）の細川京兆家被官化は、直接にはこの文安二年の小笠原持長の暴挙に起因したという大局観を描ける可能性があるであろう。

なお、<sup>(一四五〇)</sup>宝徳二年に山城国山科小野荘内の畠を買得した四宮三郎次郎・同又三郎という人々がいる<sup>(16)</sup>。京都至近の山科の知行地買得を望む以上、彼らは在京していた可能性が高い。この年は持長が宗康を敗死させた数年後で、すでに持長に従って（後に離反しつつ）在京していた四宮家の存在を推定し得る。

当時「四宮兄弟」と呼ばれたように（『親長卿記』明応二年一〇月二六日条）、長能は弟とペアで活動痕跡をしばしば残した。『蔭涼軒日録』延徳元年八月一四日条の、政元以下細川家中が参加した犬追物に「額田次郎<sup>(四宮四)</sup>、明応二年七月二七日条に「四宮四郎、其弟額田」、『親長卿記』同三年七月二七日条に「額田次郎<sup>(宗)</sup>、同六年四月五日条に「額田次郎左衛門」、同七年五月一四日条に「宗朝<sup>(額田次郎)</sup>」等とあるのを総合すると、四宮長能の弟は額田次郎（左衛門〔尉〕）宗朝といった。この額田宗朝は明応二年に飛鳥井家から蹴鞠伝授を受け、『親長卿記』における彼の所見のほぼすべてが（兄長能と一緒の）鞠会の記事で占められる等、尋常ならぬ熱心さを見せた。

額田名字は諸国に散在するが、新田一族の額田家後裔で近世に医師となった家が伝えた系図に「忠経 額田新左衛門／此代細川武蔵守<sup>(頼之)</sup>召忠経於備前国赤坂郡令領上軽・下軽」「重経 額田五良左衛門／此代赤松領<sup>(種)</sup>幡磨・美作・備前三国、重経乃領上軽・下軽也」「泰経 額田次郎左衛門／此代赤松反而属浦上為与力也」「経高 額田刑部左衛門／此代浦上備前守宗景領備前・幡磨・美作三国也、此時経高度々有軍功故附与一城」等と見える。細川頼之に仕えて備前国赤坂郡上軽・下軽（現岡山県赤坂町東軽部・西軽部か）を領して土着し、後に備前を領した赤松家に仕え、赤松家から自立する浦上家に仕えたというこの額田家は、細川京兆家被官額田家の同族として最も有望である。文明一五年以降、備前半国を支配して守護赤松政則と対立した松田元成が、備前を狙う備後の山名俊豊と組んで政則と対決した合戦で、赤松勢として額田十郎左衛門の名が伝わるので、赤松家に代々仕えた備前額田家の存在は確かである。

『備前軍記』によると、この額田家が赤松家を離反して仕えた浦上家では、天文三年、家臣の島村豊後守が備前邑久郡の砥石城主宇喜多常玖を襲って自害させ、浦上家中を支配した<sup>(四)</sup>。その体制における諸將配置の所伝の中に「佐古谷城に額田喜介」と見えて備前額田家の活動が知られるが、興味深いことに、それに続けて備前の混乱を述べた一文に「児島郡は讃岐国の細川家にしたがひ……利生の城には四宮、隠岐守等守て」云々と見え、備前における額田・四宮両家の接点が見える<sup>(五)</sup>。(利生は児島郡内。現岡山県玉野市利生)。四宮長能の弟宗朝が額田名字を名乗った事実は、備前・細川家等を介して生じた縁故によつて、宗朝が四宮家から額田家へ養子に入った可能性を示唆しているよう。

四宮長能・額田宗朝兄弟は、永正元年に薬師寺元一が細川政元を廢して養子澄元を立てようとした反乱において、『不問物語』<sup>(六)</sup>に「其外与力四宮四郎右衛門尉長能・額田次郎左衛門尉宗朝ヲ首トシテ」云々と見えるように、薬師寺に同調して主謀者格となつた。彼らは討伐軍を淀城で迎え撃ち、同じく「同十九日、元一ガ与力四宮四郎右衛門尉長能・子息四宮一能・額田二郎左衛門尉宗朝・子息次郎能工……等ヲ先トシテ数百人討死ス」とあるように、全員討死した(『実隆公記』同年九月一九日条に「淀藤岡城敗破、四宮以下自殺云々」、『後法興院政家記』同日条に「昨日之合戦淀外城焼払云々、額田次郎打死云々」と見える)。長能の子一能の名は、薬師寺元一の偏諱を受けたと思しい。それは、四宮兄弟が元一の懐まで入り込むほどに密着していたことを意味し、彼の澄元擁立計画に深入りしていたことを推察させる。

なお、この合戦で額田宗朝親子は戦死したが、一一年後の永正一二年に撰津の惣持寺弥勒院から借錢し、六年後<sup>(五二)</sup>の大永元年に徳政令を理由に借錢契約破棄を求めて幕府に提訴した「額田小次郎宗繼」という人がいた。小次郎宗繼という名乗りから見て、次郎左衛門尉宗朝の孫、次郎能工の子と推定してよく、宗朝親子の敗死後も、子孫が細川京兆家領国の撰津で続いていたことが判る。

長能・宗朝一家が与した元一の挙兵には、擁立された澄元の実父で阿波守護の細川成之が同調していた。『宣胤卿記』永正元年九月二一日条に「元一成凶、去暁於京切腹、世間静謐如夜之明云々、希代事也、同意畠山尾張守在紀・細川慈雲院在阿波等出張遅々故也」とあるように、元一の敗戦自体が、同盟軍たる紀伊の畠山尚順と阿波の細川成之の援軍到着が遅れた結果であった。『後法興院政家記』九月二五日条に「自阿波三吉蜂起、責淡路云々、紀州尾張守出張責随和泉国云々、大和牢人筒井以下責入、越智以下京方没落云々」と見えるように、彼らは元一が滅んでも挙兵を決行し、阿波守護代三好之長が淡路を攻撃、尚順が和泉を討ち従え、大和の筒井（成身院順盛）も同調して京方（政元方）を蹴散らしていった。翌永正二年五月、政元は淡路守護細川尚春や京兆家被官らを讃岐征討に派遣したが、京方は被害が大きく、しかも出陣で留守にした淡路の守護所を三好之長に放火されたため撤退した（『後法興院政家記』二九日条）。阿波守護家は一九となり、三好之長が最前線の総大将として積極的に軍事行動を起す形で政元への抵抗を徹底的に続けており、それは永正三年二月に之長が上洛し、次いで四月に澄元が上洛して、京兆家と阿波守護家が融合を始めるまで続いた。

この状況が、四宮一族にもたらした影響は明らかであろう。四宮長能兄弟の反逆が発覚し討滅された後、生き残った四宮一族の京兆家における居場所は失われたと推察される。額田宗継が生存したように族滅されたとは考え難い一方で、以後の京兆家勢力に四宮名字の者が見えないからである。四宮一族は京兆家を離れて没落したに違いないが、彼らが最も受け入れられやすく安全で、最も近いコミュニティは、四宮長能兄弟の遺志を継いで京兆家に猛攻をかける阿波守護細川家であったに違いない。四宮一族は薬師寺元一の反乱に与したのを機に、長能一家が戦死した功労に報いてくれそうな阿波守護家の勢力圏に流入した可能性が高いであろう。

### Ⅲ 三好家執事輩出家撫養一族（小笠原撰津守家）による義植庇護

阿波に下った四宮家の地位は三好家の庇護下で保たれたと目され、かつ前述の通り三好之長・澄元の相次ぐ上洛によって京兆家・阿波守護家の対立は解消へと向かった。その之長の上洛について、『多聞院日記』永正三年三月一九日条に「今日三好筑前守京著云々、撫養掃部助、三好之内之執事云々」とある。之長は上洛にあたって執事の「撫養掃部助」を伴っており、ここに「撫養」を名字とする三好家中最有力者の名を確認できる。撫養掃部助は、廷臣壬生家が知行分を持つ平野社領の山城国紀伊郡内九条辺（跡田里付近）の平野田(註)の領知・諸役について関係者と書状を授受しており、実際に三好之長の幕府・京都運営参画の実務を担った実績を残している。

この撫養掃部助は、七二年後の撫養城主の大代掃部助と同一人物ではあり得ないが、三好家執事を輩出した地位の高さを考慮すると、三好と同じ小笠原一族であった蓋然性が高い。前掲史料18『故城記』の①に小笠原一族の「撫養殿」が見える事実はこの推測を裏つけており、少なくとも永正三年(一五七二)〜元龜三年の六六年間、撫養城主が小笠原庶流撫養家で一貫していたことが推定される（『鳴門市史』上巻五〇五頁）。

では、天正六年段階で撫養城主が四宮加賀守宗忠であったのは、いかなる経緯によるか。ここで『四宮系譜』を参照すると、宗忠に注記して「阿州撫養林崎城主、四宮加賀守、娶小笠原將監女」と見える。この小笠原將監という名は、実は森筑後守元村（志摩守村春の遅々）の妹の嫁ぎ先として『森氏古伝記』にも「阿州板東郡撫養城主小笠原將監嫁ス」と現れる。

森家と小笠原家の婚姻関係については『森家系譜』に記事があるとされるが、同系譜は写本・活字等の形で流布しておらず、郷土史家となった森家子孫の論考に紹介されて郷土史家間で共有される形で辛うじて発表されている(註)。現状では筆者もそれを実見する機会を得ないが、実見が容易な『森氏古伝記』に同等の記述を得られる。

同記によれば、この小笠原・四宮・森の三家の婚姻関係は濃密であった。同記所載系図のうち森元村の妻子に関する部分（巻末系図2B。以下、森元村系譜）に「妻者阿州板東郡撫養城主小笠原撰津守娘、伝曰、撫養表ノ縁ヲ厚セントシテ、亦將監姉ヲ元村妻トスルナリ」とあるのによれば、元村は「撫養表の縁（阿波の撫養方面最前線の結束）」を最大化するために、自分には小笠原將監の姉を娶り、小笠原將監には自分の妹を娶らせたという。そして所生の男女について「右七人ハ元村妻小笠原撰津守娘ノ腹ニ出生ノ子ナリ」とあり、元村の子の男女七人は皆、小笠原將監の姉すなわち小笠原撰津守の女の腹であるという。加えて、元村の別の姉妹は四宮隱岐守に嫁ぎ、元村の娘のうち一人は讃岐の四宮勘左衛門に嫁ぎ、一人は讃岐の服部三郎左衛門に嫁ぎ（『四宮系譜』によれば、服部三郎左衛門は四宮和泉守宗継の姉妹〔加賀守宗忠のおば〕の嫁ぎ先でもある）、一人は撫養八郎右衛門に嫁いだと伝える。この撫養八郎右衛門は、『森氏古伝記』が、森元村系譜〃に続けて掲げる小笠原撰津守の妻子に関する系譜（巻末系図2C。以下、小笠原撰津守系譜）によれば、小笠原撰津守の子で將監の弟であった。

このように、阿波最北東部「撫養表」の効果的な支配・守衛のために、小笠原・四宮・森の三家は何重にも相互の婚姻関係形成を重ね、地縁を血縁へと昇華させて鉄壁の結束を作り上げていた。先に注目した四宮和泉守・森志摩守ペアのたび重なる軍事行動は、この取り組みの目的に沿った実地的成果に他なるまい。

そして同様に、四宮和泉守宗継の子の加賀守宗忠が撫養城主となったこともまた、明らかに撫養城主小笠原將監の娘と通婚した姻戚関係と同じ文脈上にある。小笠原撰津守系譜〃は、その間の事情について明記した管見唯一の史料であり、小笠原將監の項に「相繼テ撫養ノ城主タリ、然ルニ甥村春後見トナリ土佐泊引越、是故ニ撫養城ヲ四宮加賀守宗忠（註）ニ譲ル」、その妹某の項に「嫁四宮加賀守宗忠、將監跡ヲ繼テ撫養ノ城主」とある。すなわち、小笠原將監は父小笠原撰津守の跡を継いで撫養城主であったが、姉が森筑後守元村に嫁いで産んだ森志摩守村春を後見す

るために小嶋門海峡対岸の土佐泊に移居する必要が生じたため、退居後の撫養城を（恐らく実子がなかったことが大きな理由となって）妹婿たる四宮加賀守宗忠に譲った、という。（森家を支援する小笠原家の動きを支援するための四宮家）という三つ巴の連携関係が、小笠原家から四宮家への撫養城主交替をもたらしたのであった。

元龜三年の前掲史料18『故城記』に「撫養殿 小笠原 源氏」とあるから、同年段階の撫養城主「撫養殿」が小笠原撰津守か同将監であり、天正五年に四宮加賀守宗忠が撫養城主として反三好長治勢力と交戦・負傷し播磨方面へ脱出するまでの五年間に、右の城主交替があったことになる。四宮宗忠の脱出後、前城主と同じ阿波小笠原一族の縁故によって太代城主一家の大代掃部助が撫養城に入り、天正六年に十河存保の撫養湊来港時に彼が捕縛・放逐された結果、撫養城は無人となり、対岸の森家が独力で長宗我部元親の阿波侵攻を迎え撃った、という経緯が描かれるよう（なお大代掃部助の近親らしき大代内匠は、天正一〇年に土佐勢が阿波侵攻の終盤で十河存保を大敗させた中富川の戦いで戦死<sup>(18)</sup>）。

小笠原撰津守系譜<sup>(19)</sup>によれば、小笠原将監の弟に撫養八郎右衛門、その弟に撫養太郎助、その子に撫養弥五右衛門があり、これらは撫養城主小笠原家が「撫養」名字を名乗った証拠となる。これは、永正三年に三好之長の執事として上洛した「撫養掃部助」が小笠原一族で、彼の登場（上洛）から元龜三年まで撫養城主が小笠原庶流撫養家であったという先の推定を傍証する。

なお、朝鮮の成宗<sup>(二四八)</sup>二年（日本の文明一三年）に「阿波州鳴渡浦大將軍源朝臣義直」が朝鮮に通好を求めたという記録が、朝鮮側にある。阿波の「鳴渡浦」なる海域で「大將軍」と呼ばれ得る源姓の人がいたとすれば、撫養城主小笠原一族の他に該当者を求め難い（森家・四宮家は自称藤原姓）。大量の偽使が横行した当時の日朝貿易のことなので、日本側の厳密な史実との対応関係を求めるのは難しいが、偽使に「それらしき」を与えるモデルが実在

したことは他の偽使たちの事例から十分に想定すべきで、ならば右記事は、文明年間にすでに撫養城主小笠原一族が存在した可能性を少なからず示していよう。

撫養城主は、必ず阿波在住中の義植の直接的な庇護を担ったはずである。その撫養城主は、義植到来以前（周防滞在中）の永正三年段階では、三好之長執事の撫養掃部助であつたろう。彼の上洛は、大内義興と組んで義植が京都復帰・將軍再任を果たす二年前であり、義植が本州を永久に去って撫養へ退く一五年前であつた。とすると、義植が頼った撫養城主は、まさに撫養掃部助その人か、その次世代あたりと考えてよいことになる。義植が撫養へ去つた時、三好之長は故人（細川高国と争つて敗死）であつたが、後継者（子か孫）の元長が成人して、澄元の遺児晴元や阿波守護細川氏之らとともに阿波で再起を期していた。撫養掃部助かその子世代は、その状況下で撫養城主として義植の庇護を担った可能性が高い。子世代なら、その人物は『四宮系譜』や『森元村系譜』、小笠原撰津守系譜<sup>④</sup>等の世代的記述を鑑みるに、小笠原撰津守であつた可能性がかなり高い。

なお天文一六年に、「撫養隱岐守後家阿子女」が諸方に貸した銭について、分一銭を納めて徳政令適用外とし債権を保障されるよう願ひ出た文書がある。その債務者は赤沢掃部・芥河孫十郎・細川駿河二郎・細川撰津八郎等、当時の細川晴元・三好範長（後の長慶）政権のもとで在京していた可能性が高い人々で、特に債務者の中に上京住人らしき「上京九郎左衛門尉」が見えることから、貸付先は京都住人と見られ、したがって貸主の撫養隱岐守後家阿子女も、その亡夫の撫養隱岐守も在京していたと推定される。これは、三好之長執事の撫養掃部助の後継者が恐らく三好範長の執事等として在京し、この一家が畿内に滞在し続けて本拠地撫養城から離れていたことを推定させる。その場合、撫養城は同族に預けられていた可能性が高く、預かつた者は世代的に見て小笠原撰津守かその父世代であつた可能性が高いであろう。

## 五 義植の公方両家合計画・死去隠蔽と撫養——養猶子義晴・義維との関係再考

## I 撫養の立地が意味する政治的姿勢——各方面・勢力との距離感分析

以上に明らかにした義植終焉地「撫養」の立地を念頭に置いて、義植がそこを居所とした政治的意義を改めて掘り下げてみたい。

(一五二〇)  
 永正一七年五月、近江から攻め上った細川高国は京都東郊で決戦を遂げ、三好之長を捕らえて切腹させた。<sup>(10)</sup> その報に接した細川澄元は摂津を撤収して播磨に逃れたが、翌六月に死亡した。<sup>(11)</sup> これで高国は細川京兆家家督と畿内を掌握したが、その権勢に將軍義植は圧迫を感じ、万事に自分の命令が顧みられない不満を蓄積し、翌大永元年三月七日、ついに「世上之儀、万不応成敗候之間、令退堀、ふと思たち候（誰もが何一つ私の意思を重んじない）ストレスが限度を超え、突発的に思い立った」と親しい者（恐らく猶子一乗院覚誉の実父近衛尚通）に告げて京都を捨て、堺を経て淡路へと出奔した。<sup>(12)</sup>

淡路は本来、淡路守護細川家の分国であったが、四年前の永正一四年に三好之長が淡路を侵攻して奪取しており、さらに二年前の同一六年に之長が守護細川尚春を殺していた。<sup>(13)</sup> その之長が二年後に虜囚となり、父尚春を之長に殺された遺子彦四郎が宥免を拒否したため切腹に追い込まれた結果、淡路は権力の空白地帯となっていた。淡路は、南西に鳴門海峡を挟んで澄元派の本拠地阿波と向き合い、東に大阪湾を挟んで本州畿内の玄関口たる港湾都市和泉堺と向き合う。そこは、阿波を不可欠の要素とする面的広がりをも有した戦国期畿内政治史において、本州・阿波の双方の「喉元」といふべき、戦争・政争の帰趨を左右する要衝であった。淡路は、義植のように本州から逃れながら復権を望む者にとっては、本州からの攻撃に対する緩衝帯としての防禦性を紀伊水道に求められ、かつ背後の四

国（主に阿波）の支援者を期待しながら京都方面への捲土重来を期することが可能な、地政学的に絶妙な価値を持つ立地にあった。

義植は「淡路ニアタ木ト云海賊」の庇護を頼って淡路へ下ったが、すぐには淡路本島に入らず、「大永元年辛三月、將軍義植出奔シテ淡路国武養二入」「大永元年辛丑三月七日、公方、細川御中不和ニ成、京ヲ出サセ玉ヒ、淡路ノ武島へ御渡海アリ」と伝わる。彼が入った武島は沼島ぬしまのことで、淡路島の南五km弱の沖にある周囲一〇km弱の小島であり（立地は図7参照）、漁村集落でもある港湾と、若しか機能がない。義植がここに入る理由は、四方の海に対する敵襲発見の容易さと、緊急時に本州・淡路・阿波か、場合によっては鳴門海峡經由で播磨灘へ出る等の自由かつ安全に逃亡可能な立地、すなわち全方位的な警戒しか想定しにくい。京都出奔が三月七日、堺到着の報が九日、淡路到着の報が一〇日に京都に届いているので、九日頃までに義植は沼島に着いていたであろう。五日後の一五日には義植が「淡路国スモト」に拠った旨の報せが京都に届いているので、義植は数日間、沼島で淡路の情勢を確認し、安全（安宅一族の恭順）を確認してから淡路本島に入ったものと見られる。

前述の通り、洲本は洲本川河口洲の港湾と、南接する三熊山の洲本城から成る、交通機能と要害機能を併せ持った拠点であった。かかる拠点選択には、堺方面からの襲撃に警戒しつつ、堺方面への出張すなわち京都復帰の意欲が前面に現れている。京都を出奔した三月七日段階で、義植は河内の畠山尚順（政長流尾州家）・畠山義英（義就流総州家）に、義植の京都復帰に尽力するよう命じており、洲本城の立地と文献の双方から窺われる義植の意向が合致している。

ただ、『陰徳太平記』<sup>⑩</sup>には、この淡路没落の直後に義植が阿波撫養に移動した旨が見える。一見、三月の出奔と一二月の出奔を混同した軍記特有の誤謬に見えるが、実は裏づけが取れる。先に史料3として掲げた『日野豊田系図』

光朝の項に「義植卿天下ノ政務ニ倦給故、大永元年辛巳三月廿五日、潜ニ淡路へ御退、阿州穂養、島蟄居而号島之公方、同四月十八日光朝參着御目見へ」と見え、三月の没落で淡路へ退いた後に阿波撫養に入り、四月一八日に参上した日野光朝と対面したとあって、前述の通りそれらの記事には一定の信憑性を認め得るからである。京都側の高信頼性史料は、九月に淡路を出て堺に着岸したことから先を把握しているものの、淡路出航以前の義植の詳細な消息は掴んでおらず、その間に阿波撫養にいたと認めても何ら矛盾・不合理がない。義植の初めての撫養滞在は、通説の如き一月の出奔後ではなく、三月の出奔時であったと認めてよい。多くの京都側史料がこれに言及しないのは、淡路到達以降の義植の消息が、遠隔地ゆえに把握されなかったからであろう（後述の通り、これは義植や義栄の死去情報の流布が遅延・不透明化するという形で繰り返される現象である）。

このタイミングで、淡路より遠い撫養に退いた理由は何か。淡路勢は一月の二度目の堺出奔直前まで義植を支持していたから、淡路滞在の危険性を理由とする消極的退避ではあるまい。すると、ここでもまた『日野豊田系図』にヒントを求め得る。同系図によれば、日野光朝は永正五年の義植の京都復帰にあたり五月に摂津中島で行われたという合戦（高国の摂津における澄元派掃討中）に参じ、永正八年の船岡山合戦にも参戦して義植から感状を受け、伊予国宇摩郡に所領を得て下ったという。このあたりの記述と引用文書には混乱と作為の痕跡が見られるが、阿波に來た義植のもとへ参上する必然性は、従前の義植派としての行動と、瀬戸内海経由で比較的容易に阿波にアクセスできる伊予在住で合理的に説明できている。

重要なのは、当該期の一般的態様に照らして、阿波撫養にいた義植の麾下への日野光朝らの参上が、義植側からの軍勢催促に基づく可能性が高いことである。すなわち、義植の阿波撫養來航は、四国（少なくとも伊予に及ぶ瀬戸内海沿岸）の支持者を広く募って軍勢を集め、大軍を編成して堺へ再上陸する目的でなされた可能性が高い。四

国の広域から軍勢を集める場合、自分が淡路洲本にいては参集する軍勢に鳴門海峡渡海を強いることになり、去就に迷う勢力の参陣意欲を削ぐことになる上、上手くいって大軍が集まった場合、洲本では收容しきれない可能性がある。自ら四国に渡って集合場所を阿波撫養とすれば、軍勢催促を受けた側は物理的に参上しやすく、参上の心理的ハードルも下がり、しかも撫養港と対岸の土佐泊で大量の船舶を收容できる（土佐泊は、大軍で長宗我部を攻めた秀吉軍の四国討伐で船団が待機したほどの收容力を持つ）。

以上より、義植の一度目の撫養来航は、四国で幅広く自派勢力を糾合するための積極的行動であったと推断できよう。ただし、この糾合は失敗した。一〇月に堺に再上陸した時、阿波守護家の細川や三好は従軍しておらず、淡路勢が同行した形跡しか見られないからである。義植派としての軍忠を（誇張気味に）強く主張する『日野豊田系図』が、光朝の撫養参上を特記するのは裏腹にその後の義植の動きに同行した記述を持たないことも、光朝が堺渡航に従軍しなかったことを意味し、糾合の失敗を強く示唆している。

一方、京都の高国は義植の本州脱出を承けて、播磨で赤松義村に保護されていた故足利義澄の遺児たる若君（亀王丸）の擁立に動いた。赤松義村は、家中の主導権を握る浦上村宗と対立していたが、高国は村宗と交渉して和平を促し、義村が村宗の説得に応じる形で和睦が成立して赤松家中が（一時的に）まとめ、若君の上洛決定が可能になった。<sup>(4)</sup>

義植が堺から退いた翌月の四月（ちょうど日野光朝が撫養の義植に着到・対面を果たした時期）、高国は若君の入京計画を諸方に告知し、三ヶ月後の七月に実現させて、若君は「義晴」と命名された。<sup>(5)</sup>

この状況下で義植は踵を返し、九月下旬に淡路経由で堺に着岸した。これと同時に、京都出奔段階の根回しに従って畠山尚順・畠山義英が反高国派として軍事行動を起こしたが、大軍を糾合した高国派の畠山植長（尚順の子）ら

の攻撃に遭い、尚順が動かないうちに義英が大敗を喫した。これは義植派の敗北と認識され、義植に随従していた淡路の武士達が義植から離反してしまい、孤立した義植は直ちに、一月初旬のうちに堺を脱出した。<sup>(6)</sup>これに勢いづいた高国一派は同月中の一月二五日に義晴の將軍就任の前段階たる叙爵・左馬頭任官を済ませ、『公卿補任』大永二年条(參議源義晴)、手続きの強行に邁進した。

一方、堺を出て以後の義植の具体的な動向はほぼ不明になる。最終的に阿波に至った以上、その途次で義植が淡路を経由したことは疑いないが、淡路の武士らに見放された直後に淡路に戻っても頼れる有力者はない。淡路上陸を拒否される可能性さえ考えられるから、義植には淡路に長く滞在する(できる)理由がない。義植は淡路をほとんど素通りした可能性が高いであろう。京都では義晴が一二月二四日に元服し、翌二五日に征夷大將軍宣下を受けたが(同前)、それに伴って將軍を失職した義植に関する『公卿補任』(大永元年条 権大納言義植)の「十二月廿五日止將軍、于時在四國」という記述は、右の推測を裏づけて、義植が堺出奔の一ヶ月後には四国すなわち阿波撫養に到達していた可能性を示しているよう。

では、この段階の義植が撫養を拠点としたことは、何を意味したのか。具体的にいえば、京都方面に対するどの程度の積極性を意味したのか。それは中央政界・京都復帰を全く諦めた隠遁なのか、それとも中長期的な復帰を念頭に置いた雌伏なのか、はたまた速やかな復帰を目指す一時的待機なのか。

問題の鍵は無論、堺との関係にある。義植をはじめ四国方面に拠点を持った將軍一族は、畿内の政界へ積極的に入り込む時に必ず淡路經由で堺へ上陸し、堺で準備を進めた。堺は、摂津や河内の友軍と合流できれば陸路で京都を目指しやすく、逆に畿内の情勢が不利になった場合には即座に淡路へと退却し、本州本土と海を隔てて安全を確保できるといふ、地政学的に極めて有用な立地であった。室町時代には中国地方勢力のハブとして大いに機能し、

周防方面の大内、播磨方面の赤松、また山陰の雄ながら一時期和泉守護職も有した山名等が、主要領国と畿内の間で政治的立ち位置を見極め、軍勢を整えるのに活用した。南北朝末期の明德の乱では山名氏清らが堺から京都へ攻め上り、室町初期の応永の乱では大内義弘が京都の將軍義満の使者との最後の談判を堺で行い、交渉破れて義満軍に攻め込まれて堺で戦死した。明応の政変では、赤松政則や大内政弘が義植（義材）の河内正覚寺を攻撃する幕府軍から距離を置き、堺で独自行動を取った。<sup>(56)</sup>

堺は〈京都に程よく近く、程よく遠い〉絶妙な立地で、そこには〈畿内の政治の中枢に参画、復帰しやすい〉メリットと、その裏返しである〈畿内の政争に巻き込まれやすい〉デメリットがあった。今次の義植の阿波没落は、河内の畠山の軍事行動の失敗によって淡路勢から見捨てられた末の行動であるから、畠山等、コントロールが容易でない勢力の動向による不可測のリスクが大きい畿内の政争から距離を置く含みを持っていたであろう。では、それは引退を意味するのか、それとも再帰を期した積極的な待機であったのか。

義植が入った撫養は、阿波の守護所ではない。守護所は勝瑞（現板野郡藍住町勝瑞）で、撫養島からは吉野川水系を西へ廻って直線距離で約一〇kmの場所（吉野川南岸）にある。淡路で有力な支援者を期待できず、本州から離れたい（畿内の政争から距離を置きたい）という大前提がある以上、義植の行き先が南隣の阿波になるのは必然で、守護所から遠くない撫養に入った以上、阿波勢に守られようと期待していたことは疑いない。阿波守護家は亡き澄元の生家であり、当主の之持は澄元の実兄であって、阿波は澄元派の根城であった（澄元の遺児六郎〔後の晴元〕も同時期に阿波で成育中）。その澄元は高国のライバルであり、同じく高国と協調できなかった義植は利害が一致する生前の澄元に心を寄せていたから、高国が覇権を握った中央政界から没落した義植が阿波守護家を頼って阿波を拠点とするのは、全く合理的ではある。

しかし、ならばなぜ、義植は最も阿波守護家・三好家らと連携しやすい守護所の勝瑞ではなく、撫養に住んだのか。その理由は少なくとも二つ挙げられることができ、そこに本稿の撫養（撫養島）の立地推定が活きる。

撫養は、四国本土の北東端よりさらに東に位置する島であり、その場所から淡路の、阿波と往来する船が発着した福良の港までは、直線距離で約11kmしかない。淡路福良を出た船が阿波で最初に到達する港は小鳴門海峡の撫養口を扼する土佐泊か撫養湊で、小鳴門海峡を挟んで至近にある両者は淡路から見て距離的に等価だが、秀吉軍が阿波本土上陸直前に土佐泊で待機したように、大毛島の土佐泊は淡路・阿波本土間でクッションの役割を果たしている。そもそも土佐泊は名称からして土佐方面との往還船舶が風待・潮待する場所、すなわち人の乗降や荷揚げ・荷積みを前提としない、停泊自体を目的とする中継基地である。

それに対して海峡の本土側に寄り添う撫養島の撫養湊は、勝瑞を目指す十河存保がまず来航したように、阿波本土に直行し上陸する目的に適している。撫養は阿波守護所と淡路の最短ルート上にあり、したがって撫養に拠点を置いた義植は、守護所方面との往来のしやすさと淡路への出やすさを両立させつつ、後者を最優先していたと推断できる。

淡路へ出やすいことは、義植にとって二つの意味を持った。積極的側面では京都復帰の容易さであり、消極的側面では阿波脱出の容易さである。

消極的側面から述べれば、畿内戦国史における細川・三好・諸大名らは、向背常なき不可測の動向を示し、友軍・敵軍が容易に入れ替わる掌返しが日常茶飯事であった。それらは連鎖反応として起こるので、義植に仇なす意志がない誰かが何らかの事情で義植の敵の味方と手を結べば、連鎖反応で突然に義植の敵となる可能性が少しも否定できない。

かかる形でもし守護細川・三好をはじめとする阿波勢が義植を敵視し、西の勝瑞の守護所から押し寄せてきた場合、船以外の手段では渡れない撫養島の立地は時間を稼ぎやすい上、直ちに出帆して播磨灘方面か、淡路島沿いに堺もしくは紀伊方面へ出してしまえば逃亡が容易で、しかも逃亡先の選択肢が豊富である（同じ海沿いでも南方の徳島市・阿南市方面では、北の吉野平野方面から押し寄せる軍勢に対して土佐方面に逃げるか、沿岸航法を放棄して紀伊水道を横断する必要があるが生じ、逃亡先として行き詰まる可能性やリスクが大きい）。義植が守護所と微妙に距離を取り海に直面した撫養に拠点を置いた理由の一つは、阿波勢を頼る反面で完全には解けなかった警戒心と見てよからう。

一方、阿波勢が敵でないとさしあたり信じられる限りにおいて、淡路・堺に出たければ即座に最短で行動に移れる撫養への居住は、明らかに京都復帰への積極性を内包している。ここで、撫養人居の数ヶ月前に入居した淡路洲本の立地を思い出されたい。〈本州方面の海域に注ぐ大河河口部の三角洲に形成された、当該地方で堺に最も近い整備された港湾に面した丘陵上〉という洲本城の立地は、撫養城と全く共通する。洲本城と撫養城は、義植にとって相似する地政学的存在意義を有したと見てよい。そして洲本城の立地は、緊急時の逃亡に適した安全性を手放さうとしない警戒心を持ちつつ、それを上回る前のめりの京都方面復帰の意欲を体現していた。それがすなわち、阿波における義植の撫養城居住の意味でもあった、と類推できる。先の問いに答えるならば、義植の撫養城入居は完全な引退ではなく、気長に復権の機会を待つ雌伏ですらなく、速やかな京都復帰の意欲を伴う積極的姿勢の産物であった、と推定できる。

## II 義維は義植生前の後継者・養子に非ず——三好元長の情報操作

では、当該段階におけるその意欲は、具体的にいかなるビジョンの一部であったのか。ここで、先に初めて明らかにした同年四月段階の、一度目の撫養滞在の意義が活きる。義植はその時、四国で広く軍勢催促して自派を糾合し、大軍を編成して堺に再上陸する意図で撫養に滞在したと推定された。糾合は失敗したが、それは結果に過ぎず、義植の撫養来航の意図が京都復権に向けた積極的攻勢であったことが、今は重要である。わずか半年前にかかる意図を伴って撫養に來航していたなら、それは二度目の撫養来航の意図を類推するに十分な材料となる。義植終焉地が撫養であったのは、再度、四国で広く自派を糾合して、遠からぬ将来に大軍で堺に再上陸し、高国派に伍する（幸運なら上回る）力をもって京都に返り咲くためであったと推定でき、これは前述の地政学的推論と符合する。

では、当該計画が順調であった場合、大軍を擁する義植の目指すゴールはどこにあったのだろうか。京都の義晴と決戦し、義晴の屈服・追放を目指したのであるか。実は、当該期の政情を一次史料上に再確認すると、そうとはいえないことが判る。

それを確認するためには、京都の義晴との関係を跡づけ直す必要がある。ただし、それにあたっては、義植・義晴に対する義維の立ち位置を考慮することが不可避となる。それは畢竟、義維が義植の養子とされることの意味に収斂し、もしその養子関係がなかったと仮定すれば、全体像が根本から違ったものになる。そして実は、この仮定が史実であった可能性が疑われ、（義植自身は本当に、義維を養子として認識していたのか）という問題がここに浮上する。義植晩年の政治史を理解する鍵となる問題なので、以下、踏み込んで論じたい。

一般に、義維は養子として生前の義植に四国で養われていたと漠然と信じられており、それは義維の子孫の平島公方家が伝えた、「義植無子故憐（前）ミ長子義冬（義維）ヲ義植為養子ト、阿淡エ具ス」「義澄有二子、義冬・義晴也、義澄薨後、

義植撫愛二子、為義種子、以次子義晴為京都將軍、長子義冬特愛之及放膝下、同伴四国淡路、一義冬從祖父赴淡路、及日雖有上洛志、義植及許之故、留阿州云」等の家伝が發端となつていよう。もつとも後者は荒唐無稽に過ぎる上（義植の意思で義晴が將軍となつたように記す等）、これらと著しく矛盾する「將軍義植公ハ御子義冬公を少も御寵愛不被成……讒言被成故、父子の間弥不利ニなり給ふ故、將軍ハ天下を義高か義晴へ御渡し可有と被仰付故、義冬公都ノ御住居不叶して」云々という、これまた荒唐無稽な話も平島公方家の家伝に見え、要するに生前の義植と義維の關係について平島公方家は何も知らず、創作で埋めている。なぜそうなつたか。それは、ベースとなる（生前の義植が義維を養子にした）史実がそもそも存在しないにもかかわらず、義植の死後に義維が養子として扱われた事實を元に、逆算して話を膨らませたからと考えられる。この仮説を支える根拠は、複数挙げ得る。

まず、近世平島家の家伝より信憑性が高い史料に、義植と義維が生活をともにした痕跡を見出し得ない。次に、もし高国が義晴擁立に動いた段階で義植が義維を手許に養っていたならば、義維を對抗馬に立てて高国に対抗した可能性が大いに考えられるが、実際にはその形跡がない。これらのことは、大永元年当時に義植が義維を養子として手許に確保していなかったことを示唆する。

かかる示唆の真实性を高める有力な証拠を、もう一つ挙げ得る。『二水記』大永七年七月一三日条が、堺に突然登場した義維の素性を説明するにあたり、「鳥御所御猶子分、歟」と記録した事実である。まず、そこには「猶子」と書かれ、「養子」と書かれていない。養子と異なり、猶子は養育実態を必要としない単なる親子關係設定契約である。『二水記』が初登場の義維をあえて「養子」でなく「猶子」と説明したことは、義維が義植に養育されてきたとは、世間がさしあたり確認していなかったことを意味する（もつとも、当該期の廷臣日記は、明らかに養育実態がないにもかかわらず義晴を義植の「御養子」と表現し、養子と猶子の混同が見られるが、猶子に養育実態がな

いことは動くまご)。

さらに同条は、義維を「鳥御所(義植)」の「御猶子」とは述べず、「御猶子分」と述べた。南北朝(室町期)において、「○○分」は(実態とは違)うが、表面上は○○ということにしてある(ことを意味する(現代の「親分」「子分」「兄貴分」「弟分」等と同じ)。すなわち「鳥御所の御猶子分か」という文は、「本当は義植の猶子ではなかつたはずだが、猶子だ、ということにしたものか」という意味になる。高国と対決するための旗印を必要とした晴元(元長)らは、「死人に口なし」に乗じて、亡き義植の全く関知しないところで義維を勝手に義植の猶子に仕立て上げ、義植の宿敵(と勝手に見なした)義晴の對抗馬に設定したと推断してよからう。

大永七年に三好元長に連れられて堺に登場した義維は、本来あくまでも(阿波に預けられていた故義澄の子)である。彼は、(機会があれば義晴の代わりになり得る兄弟)という意味で、潜在的な義晴の對抗馬(スベア)ではあつても、それまでの経緯から見ても、断じて(故義澄の宿敵義植の後継者)という意味での義晴の對抗馬(敵)ではない。それにもかかわらず、後者のように捉えられてきたのはなぜか。それは、堺に登場したこの段階で、即席に三好元長らが(義植の後継者)というラベルを貼り、当時の実情を知らない後人(子孫の平島公方らを含む)がその後づけの偽装物語を信じて、最初からそうであったと信じたから、と推察される。仇敵細川高国への逆襲にあたり、高国が(近江で没した義澄の正統性を引き継ぐ者)という設定を強引に帯びさせて、高国陣営の旗印の権威的側面における優越性を相殺し(特に重要なのは、嫡庶の序列において義晴に劣る、義澄庶長子という設定を消し、義植嫡子という地位を与えて義澄嫡子義晴と対等化することであつただろう)、なおかつ対決姿勢を鮮明にした、という以上のことではなからう。

この設定がなければ、義維は単なる義晴の兄弟であり、將軍職が足利家家督と一体化した家産である以上、父義

澄亡き当時、現家督義晴からの譲与なくして將軍になり得ず、義晴の主導権に服さざるを得ない構造的弱点を抱え続けてしまう。義植の猶子という設定があつて初めて、〈義晴の意向と無関係に、義植の正式な後継嫡子として將軍職を要求する権利がある〉と主張できる。

この問題は、義維が義晴の庶兄でありながら「弟」として扱われた理由とも直結する。通常、家督・家産は、父から子へ、もしくは兄から弟へ譲られるのが正常であつて、弟から兄へ譲ることは大いに違和感を伴い、社会的共感にブレイキがかかる。後日、義晴に將軍職譲与を求められる機会が来た時、義維が庶兄のままでは義晴側に最後の抵抗の理由を残してしまうので、時が来ればスムーズに譲与手続きに持ち込めるよう、義維に登場時から「弟」たる世間的認知を定着させておく利点があつた。

### Ⅲ 大永七年の登場以前の義維——近傍居住の義植は養子にせず

では、その堺登場までの義維は、どこで、いかなる立場にあつたのか。それについては、義澄が一子義晴を播磨の赤松義村に預けたのと同様に、別の一子義維を阿波の細川澄元に預けた、という『応仁後記』<sup>(註)</sup>の伝承がある。それは、いつ、いかなる理由で弾圧・殺害されるか予測困難な「戦国の最中」に鑑み、義澄が最も信頼する二人に子を預け、自分や子の一方に万一のことがあつても残された他方の子が家を継いで挽回できるよう、リスク分散を目的とする安<sup>ヤシ</sup>全<sup>ネット</sup>網であつたという。

義晴が近江で誕生した永正八年三月は、父義澄が三二歳で没するわずか五ヶ月前であつた。義澄は死期を意識し、幼少の息子たちの養育を信頼できる大名に託したわけだが、その「信頼できる大名」に、当時まさに義澄一家を匿っていた六角高頼が含まれていないことが興味深い。自分の死後、まだ自立できない息子たちに六角高頼が牙を剥く

可能性への危惧を、義澄は拭いきれなかったことを意味する。そして史実として、一歳の義晴の養育は確かに赤松義村に託された。ならば、同じ伝承中の「義維の養育が澄元に託された」という話にも高い蓋然性を認めてよい。実際に義維は、義澄死去段階で六角の手許にいた形跡がなく、他のどこにもいた形跡や必然性がなく、後に確かに細川澄元の子晴元と一緒に堺に現れたのであるから、右所伝は史実に最も近いと推認せざるを得ない。

赤松義村と細川澄元が養育者に選ばれた理由は、信頼関係のみにとどまるまい。赤松の本拠地播磨は、摂津を挟んで京都に接続する(図7参照)。そこは政治の中心たる京都からほどよく遠く、細川領国でしばしば戦場となる摂津の外にある。それでいて、必要なら即座に京都へアクセス可能な程度に、ほどよく京都に近い。播磨は、義晴の安全と、京都とのパイプを適度なバランスで両立可能な土地であった。澄元の本拠地の阿波もまた、同様の条件を満たしている。大阪湾・紀伊水道で隔てられているので、自ら出向かない限り、京都・畿内の政争・戦争には巻き込まれずに済む。なおかつ、その気になれば、淡路を経て直ちに堺に上陸し京都に出られる。これらの好立地に、信頼できる預け先があることが重要であった。

澄元には、義澄が後継者候補の一人を託せる理由がある。一九年前の永正五年に義植(当時義尹)が周防から京都に復帰する直前、高国ら細川一族は、大内義興の大軍の前に抵抗を諦め、「義植を受け入れ、義澄と協調させよう」と決断した。ところが澄元だけは義植との妥協を嫌い、それが高国との抗争を招いた。すなわち、当時の有力な細川一族でほぼ唯一、(義澄、だけを支持する)路線を貫いたのが澄元であった。義澄が彼を、貴重な実子の一人を預ける相手に選んだのは必然的といえよう。

しかも、その抗争で義植との妥協を拒否した義澄は近江坂本を経て甲賀へ落ち延びたが、実はそのわずか七日前に、高国軍に京都の宿所を襲撃され敗れた澄元と三好之長が、同じく坂本を経て甲賀に没落していた。<sup>(10)</sup> 義澄は明ら

かに、先に逃れていた澄元・之長を頼って甲賀に落ち延びたのであり、ならば澄元らの役割は義澄の逃亡先の安全を確保する露払いと推察され、彼らの間の同盟関係の強さは疑いを容れない。義澄が自分の子を彼らに託す必然性は、極めて高いといわねばならない。

なお、平島公方系史料群は、義維の母を細川成之（澄元祖父）の女の清雲院と伝える<sup>(6)</sup>。しかし、彼女に関する逸話（彼女が義澄ではなく義種と通婚し、義種の実子を産み、義種と不和になって所生義維が阿波下向を強いられたという筋書き）が史実から著しく逸脱する全く架空の話で、かつ義維生母であった徴証は他に得られない。義維は永正六年生まれなので、その生母は永正五〜六年までに義澄と通婚していなければならぬ。その期間の大部分、具体的には永正五年四月一六日の義澄の京都出奔以降、義澄は近江に没落中である。義維生母はその期間中に没落先で義維を身籠もった可能性が高いが、彼女が澄元のおば（彼女の父成之は澄元の祖父）であるなら、四月九日まで在京し、同日の焼き討ちに端を発する澄元らの近江没落で同道したことになる。この危機的状況下で甲賀まで山岳地帯を踏破する逃避行に、澄元らが女性親族を同道させたことは疑わしく、義維生母は近江現地の人であった可能性の方が高い。

義維を産んだとされる成之の女は「清雲院」と院号のみ伝わり、平島公方家でも道号・法諱等が一切伝わらない。成之の院号「慈雲院」を元に創作された架空の人物であった可能性が高く、彼女を母とすることから義維が澄元に託された必然性を説明するのは危ない。話は逆で、義維が澄元に託され晴元とともに阿波に匿われた史実から逆算して、義維生母「清雲院（成之女）」が創作されたのではないか。義晴を預かった赤松家が義晴生母と何ら関係ないことから、義晴・義維の委託先の選定理由を姻戚・血縁関係に求める必要はない。

澄元・之長は最終的に京都奪回に失敗し、相次いで没してしまいが、大永七年に堺に登場した時に「四国の武家

の若公」と呼ばれた義維は、その直前まで四国すなわち阿波で養われてきたはずである。その時に義維が一九歳、同行した細川晴元が未だ一四歳であったからには、澄元・之長の没後に義維を阿波で養ったのが年少の晴元ではあり得ない。すると、義維を養ってきたのは、晴元の養育者と同じ三好元長ということになる。

無論、阿波で雌伏していた以上、阿波守護家中の協力があつたに違いない。阿波守護家では、永正八年に細川成之が没しており、その子の義春は父に先立って世を去っていたため、孫の之持が家を継いでいた。<sup>(四)</sup>之持の子の氏之(いわゆる持隆)は後に晴元を支援し、また天文元年に堺を撤収した義維を阿波に迎え入れて、生涯、庇護し続ける。その経歴を考慮すれば、澄元・之長の没後に義維を庇護したのは、この之持・氏之親子と三好元長と見てよい。

『応仁後記』を信じた場合、義晴・義維が赤松・阿波細川に預けられたのはほぼ同時、義澄の死去直前の永正八年のことと推測される(義維は当時三歳)。以後、堺に現れる大永七年まで阿波で養われていたとすると、大永元年までに四国に渡海(前掲『公卿補任』)して大永三年四月に阿波で没した義植は、一年半ほどのごく短期間ながら、阿波守護家が守護所かその近辺で養育していた義維と、至近距離で共存していたことになる。彼らが互いの存在を知らなかったはずはなく、完全な没交渉であつたとも考えにくい。

しかし、至近に義澄の遺児義維がいること自体は、義植が彼を直ちに養子にする必然性にはならない。義維は、義植が本州を去つた大永元年に一三歳、義植が没した大永三年に一五歳であつた。その頃すでに元服適齢期であつたにもかかわらず、彼の元服は大永七年の左馬頭任官時まで下る。<sup>(五)</sup>阿波在住の段階で前將軍義植の養子という社会的地位を確保していたならば、義植存命中の一五歳までに義植が元服させないことは、極めて考えにくい。

実子なき義植にとって、家の維持を望むならば養子を取るしかなく、養子は將軍家の男系血統に連なる男子でなければならず、該当者は義晴・義維しかなく、いずれも義澄の子である。すなわち、家を維持するなら最後は義澄

の子を養子にするしかない。ただ、それならば義晴でもよいのであって、身近にいるというだけの理由で義維を選ぶ必然性は全くない。義維を養子に選ぶという決断は、義晴との決裂・対決が避けられなくなった後でなければ、急ぐ必要がない。むしろ撫養居住中の義植は、養子にできる同族（従兄弟の子義維）が身近にいたにもかかわらず、彼を養子にすることを拒んだと考えるべきであろう。

#### IV 公方両家の和合計画——大御所義植・將軍義晴体制の冀求と挫折

かかる選択の理由は恐らく単純で、すでに義晴が義植の養子であったこと以外に考えにくい。この関係を維持して義植家を存続させられる希望が未だ潰えておらず、この段階で義維まで養子にしてしまうと、その希望の実現を妨げると判断されたものと推察される。

義植の淡路出奔中に果たされた義晴の入京について、東坊城和長は「武家若公御上洛、（細川高國）右京大夫執沙汰也、（島御所依無義澄）法住院殿御息也、（母儀者末者阿与也）先年島御所御養子也」と記した。（86）義晴は「先年」から、すなわち年単位で数えるべき以前から義植の養子になっていた。その養子関係が締結された時期として最も可能性が高いのは、義植が「若君様御合体之儀」（87）すなわち義晴と正式に提携関係を結んだ八年前の永正二〇年（一五三三）であろう。実子がなく、義維を生前に養子としていない義植にとって、大永元年に起きた將軍職・家督交替は、他家による義植家からの奪取ではなく、義植家内部の世代交替であったことに注意すべきである。

その交替は、義植が敵視する高国の独断で実行に移されたが、義植は義晴当人と対立したことがない。三ヶ月後の大永元年一〇月、反高国派の畠山義英が高国派の畠山植長への攻撃を開始した段階でも、『春日社司祐維記』一〇月二六日条に「公方様者堺ノカタ木屋ニ御座ト云々、京ノ公方様ト御和談ノ噺有之ト云々」と見えるように、

義植は最初にまず念入りに、義晴自身との決裂に至らない手筈を整える意思表示をしている。

義植にとって義澄は、政界の勢力図上でこそ明応の政変以来の不倶戴天の敵であったが、義植の將軍職を剝奪したのは細川政元らであって義澄自身の意思ではなかったし、支持者たちの勢力図と首領同士の愛憎が必ずしも関係ないことは、南北朝〜畿内戦国史の政治的局面においては常態といつてよい。『系図纂要』の義冬（義維）の項は、「平島家記云、義植<sup>(種)</sup>・義澄、外雖似確執、内心非不和、臣等乘驟搖之虛、立己身致鬪諍也、故義植悔世之成務、遁世而養義冬、遁退他国也」と伝える。義植・義澄が表面上は対立していても内心では憎み合っていなかった、というのが所伝は、真実の一端を伝えている可能性が高い。現に自分から奪われた將軍職に就いた義澄さえ憎悪の対象でなかったならば、義澄の遺児義晴を憎む個人的理由は皆無に等しかろう。

仮に義植が義澄を憎んでいたとしても、義植自身に実子がなく、養子をもつてしか自家を存続させられないという大前提、なおかつ將軍の血を引く男性が義澄の遺児二人しか存在しないという大前提が、すべての出発点であることは動かない。將軍家は義澄の遺児によってしか維持できないのであり、そこに〈義植家の存続〉という性質を帯びさせなければ、義植は義澄遺児と合体する以外に選択肢がないのである。

分裂した家がかかる形態で再統一されることは、中世には珍しくない。最大の手本は、室町中期に果たされた王家両流の再統一であろう。かつて、南北朝初期の正平の一統において北朝の光厳・光明・崇光の三上皇と皇太子直仁親王を南朝が拉致し、東国下向中の將軍尊氏から京都を預かっていた義詮が後光厳天皇（崇光の弟）を立てたことに端を発して、以後の皇位を独占した後光厳流と、皇統奪回を望む崇光流が対立した。この両流対立は、跡継ぎの男子なき後小松院（後光厳の孫）が没した段階（実質的にはその前に跡継ぎの男子たる称光天皇が没した段階）で自動的に終結したが、崇光の曾孫の後花園天皇に対して、末期の後小松はあくまでも自分の猶子としてのみ皇位

を譲ることに拘り、後花園一家はそれを尊重した。<sup>(9)</sup> 後小松の死は、後光厳流の敗北ではなく、両流和合の契機として記録されねばならず、これによって後小松王家の存続が果たされる必要があった。崇光流は血統を存続させつつ家の存続を諦めて実を取り、後光厳流は家を存続させつつ血統の存続を諦めて名を取るといふ、犠牲と成果を分かち合つて双方勝者となる和合が、長い皇統対立の理想的結末とされた。

かかる問題解決法が現に王家レベルで実践され、有意義として全社会的認知を得た実績は大きく、それが一世に後に將軍家の同じ問題を解決する有望な形式として誰の念頭にも置かれなかったとは考えにくい。史料上に痕跡を残す義植・義晴の動向は、高国ら周辺勢力の迷惑を度外視すれば、当人同士では（少なくとも義植自身は）同じ形のゴールを目指していたことを示している。

後に義植の養子とされた義維も義澄遺児であるから、義維を対抗馬に立てることは、義晴を立てる高国への対抗策とはなり得ても、養子義晴との和合を目指す文脈では前向きな意味を持たない。むしろ、すでに將軍位にある義晴を廃して義維を將軍にするまでに予想される膨大な政争・戦争をこなすよりも、將軍義晴と合体する道が明らかに最短距離である。その道を目指す場合、実現以前に義晴の庶兄義維を養子にすることは、義植が義晴にぶつける対抗馬を用意している印象を与え、さらにはその印象を吹聴して義植と義晴の敵対を煽る者が現れる可能性が無視できず、せっかく二つの將軍家が融合できそうな機会を阻害する。最も現実的な懸念は、阿波守護細川家や三好元長らが、義植の意向を無視し、勝手に義維を擁立して京都への攻勢に転じた場合、義維が義植の養子であつては養父義植が自動的に巻き込まれ、義植も同調したと世間から速断され、あるいはその印象を故意に強めて政治利用する者が現れて、義晴と融和して京都に返り咲く目標が破れることであろう。

『春日社司祐維記』大永元年七月二日条に「幡州<sup>(10)</sup>二御座アル若君様……公方様二細川高国被居申ト云々、次アワ

今出河殿  
 千ノ公方様モ御出陣アルヘキ由其間在之」と見えるのは重要である。高国が義晴を「公方様」に擁立する決断を明らかにしたのと全く同時に、淡路から義植が上洛すると風聞された。この事実は、前後の義晴に対する義植の一貫した融和的動向を鑑みれば、(義植が義晴と友好的で、京都で義晴の家督継承を見届けたいと思っている)と世間に信じられたことを意味する。

その二ヶ月後の九月段階で、『春日社司祐維記』大永元年九月二十六日条は義植を「公方様」と呼び、義晴を「京ノ公方様」と呼んだ。<sup>(4)</sup>地名を伴わない方が(公方様であることは自明である)というニュアンスを伴うので、この段階では淡路へ退いた義植の方をより強く「公方様」だと認識する見解があったことになる。三ヶ月後の一二月に義晴が將軍宣下を受けるまで、義植は明示的に將軍職を剝奪されていないのだから当然である。

かかる状況と文脈のもとで、義植が抱いたビジョンは、一つしか考えられない。明応の政変の時と同様に、朝廷の手續が不要の「公方様(室町殿)」の地位は群臣奉戴の形で義晴に移つても、制度的な將軍位は未だ義植の手にある。そしてこれも同様に、義植の將軍位剝奪を伴う義晴の將軍宣下が実現するのは、時間の問題であった。ならばそれまでに残された、自らに少しでも有利な短い時間のうちに、義植が養子義晴へ円満に家督・將軍職譲与の意思を示し、自分は大御所に納まる。それは、義植に有利な形であるだけではない。義晴にもまた、敵対的形式を冒して(前將軍の將軍職譲与を待たず剝奪する形で)將軍家両流分裂の継続を促進するリスクを回避できるメリツトがあり、双方に理想的な決着であった。これが、諸史料と整合的に当時の義植に可能かつ理想的な、唯一の決着の形と推認できる。

顧みれば、細川政元は明応の政変の翌年に早くも平和裡の義植上洛受け入れを模索し、その和平工作は、義植が周防の大内義興を頼り武力上洛の実現可能性が高まるまで続いた。義植側が強硬姿勢にこだわらない限り、義澄系

將軍と義植は両立・和合可能である、というのが政変以後の基本構造であったと推認できる。撫養にあった義植の義晴に対する姿勢は、たび重なる戦争の末に武力制圧を放棄した義植が、その基本構造に立ち返り、將軍家・幕府のために最も望ましい公方両流和合を今度こそ実現させようとしたものと理解できる。

右の基本構造を指摘した車谷航は、政元が北陸の義植の入京を受け入れた場合に京都の將軍義澄の扱いがどうなるのか考慮されていないように見えることを不審視したが、同じ基本構造の上にあつたならば、その問題の解決案は本稿の推定から類推できるのではないか。すなわち、義澄の將軍位を維持したまま、義植が大御所となり、あわよくば以前の義尚將軍期における東山殿義政の執政や、義植の將軍襲職直後における父義視の執政のような形で、それが叶わずとも大御所として十分な尊為を受ける形で、義植と政元は折り合えると信じられたのではないか。車谷は、義植・政元の和平の頓挫が、義澄の成人・政治的人格の発現にも起因したと指摘した。逆にいえば、義植と義澄系將軍の和平は、義澄系側が幼少でこそ成り立つ。ならば、義澄の死去に伴う幼少の義晴の登場こそその無二の機会、公方両流和合の必要条件の具備であり、軍事的に劣勢な義植はそれを見て、譲歩しつつ最大限の成果を期待できる抗争の幕引きを決意したものと推察される。

そのため、帰京に備えて、義植は大永元年三月七日に淡路へ退くため京都を離れるにあたり、畠山尚順・畠山義英に「可有御入洛御用意」と命じておいた。<sup>(16)</sup> 離京段階で「堺迄御出アリテ、尾州ト御同心アル歟之由風聞之、淡路島へ御出ト云々」といわれたように、<sup>(17)</sup> 畠山尚順はこの段階で義植復権に同意しており、二日後の九日には四国衆とともに尚順も堺に参じていた。<sup>(18)</sup> そして半年後に義植が淡路から堺に復帰すると、「上総殿与尾州和睦之在之而、河内次郎殿ヘトリカケ<sup>(ラカ)</sup>レテ、アマ野迄御出頭之、既焼之畢……次河内ノ屋形者マサシキ尾州ノ御息也、然ニ攻殺サントノ御所行、不思議ナル題目ナリ」と記録されたように、<sup>(19)</sup> 八〇年来の総州家（義英祖父義就流）と尾州家（尚

順父政長流)の抗争を停止して、畠山義英と畠山尚順が和睦した。のみならず、尚順は同時に息子植長を攻撃し始めた。明応の政変の時、河内正覚寺で義植に殉じて戦死した父政長以来、尚順は義植に協力してきてきたが、息子植長は高国に協力的で父と対立的なため、尚順はこの機に畠山一族を親義植派に一本化しようと拙速に動いたのである。それが義晴に対する挑戦でないことを示す「御和談ノ憂」が義植から同じ日になされたことは、畠山尚順の独走に対する義植の危機感を表しているよう。

尚順らの行動は裏目に出た。植長が河内の友軍に加えて大和の越智・筒井の大軍を糾合して義英討伐のため出陣すると、尚順はなぜか動かず、義英軍は単独で合戦に臨んで大敗した。<sup>(17)</sup>尚順はちょうどこの頃、故細川澄元の後家の娘を娶って阿波守護家との一体感を強めようと図ったが、味方であるはずの阿波守護家被官の「カキフ(海部)」が謀略をもって尚順を急襲したらしい。義植勢は内部に致命的な不協和音を複数抱えており、この襲撃を機に分裂が決定的となり、それが義植の退却と尚順の非協力(義英軍への協力拒否)を招いたという。<sup>(18)</sup>

顧みれば、義植は尚順・義英に「可有御入洛御用意(京都復帰に協力せよ)」とは命じたが、それは様々な政治的交渉を含む幅広い選択肢を念頭に置いた命令であったはずで、「後先考えず高国派に合戦を挑め」とは命じていない。阿波守護家の海部が尚順を襲ったのは、尚順が不用意に植長を攻撃して植長一派の大襲来を招き、義植復帰の可能性を早期に潰したことへの怒りの発露と推察できよう。この軽率な戦争と大敗のお陰で義植の立場はまずくなり、「公方様へ引被諸大名一人モ無之、然間淡島ノ面々堺迄送捨、此間御座アル御所二火ヲ懸之ルト云々」と報じられたように、<sup>(19)</sup>義植に協力する畿内近国大名が皆無になり、従ってきた淡路衆も義植の御所に放火して義植を強引に堺まで退却させてから放り出したという。高国との関係も修復不能になり、高国はその十一月のうちに義晴の任左馬頭を果たし、自らは改めて管領となり、翌一二月に義晴の將軍宣下を実現させた。<sup>(20)</sup>これで義植が目指した将

軍職譲与は不可能になり、最も望まなかった（人生二度目の）將軍職剝奪という亀裂が残った。

かくして、京都で平和的に義晴と合流せんとした義種の計画は破綻した。破綻の最大の理由が制御・予測不能な畿内諸勢力（特に畠山一族）の動向であったことは、淡路よりさらに遠く彼らから離れて阿波に退く動機の一つとなったであろう。しかしその一方で、阿波から堺への最短航路上において、阿波で最も畿内に近い撫養に落ち着き、その視線は京都方面に向けられた。その撫養で没したことは、義種が最期まで新將軍義晴との平和的合流を諦めていなかったことを示すと結論してよいのではないか。

先に筆者は、義種の撫養人居が四国の大軍を糾合するためであると述べた。それは、右結論と矛盾するかに見える。しかし、義種側のメリットが義晴側のメリットを上回る決着を、軍事力で圧倒している高国派に対して義種側が提案して通ると信ずるのは楽観的に過ぎる。現に高国派が軍事力で圧倒している以上、それに伍する軍事力を獲得し、高国派に足元を見られない実力を背景にしてこそ、双方が同程度に果実と痛みを分かち合う落とし所を目指す交渉を始められる。撫養を拠点とする義種の軍事力挽回策は、室町期の多くの軍事行動がそうであったように、交渉の手段、というよりも交渉に持ち込むための手段であり、義晴と平和的に和合を果たすため、相手からの一方的圧力を防ぐための抑止力と考えるのが、関係史料全体に対して整合的である。

#### V 三好元長による義種死去隠蔽——義種の大義名分的不足

大永三年に没しても、義種の数奇な経歴は幕引きにならなかつた。彼の死が三好によって隠蔽された可能性が高いからである。かかる情報操作が可能なのも、その主謀者が三好と伝わることも、阿波で没したからこそであり、終焉の地が阿波撫養であったことは義種の死後も政治史を左右する重要なファクターであり続けた。

義植死亡隠蔽説を明記するのは『細川三好合戦記』<sup>(註)</sup>で、「大永三年癸未<sup>(前)</sup>四年四月九日、先御所義植公阿波国ニテ御他界アリ、然レトモ三好方ノ計ヒニテ、人ニカクシケレハ、世ニ披露ハナカリケル」と見える。義植の死は三好の計略によって隠され、世間に公表されなかったという。この所伝を近世軍記の創作として切り捨てることを阻む数々の傍証が、信頼性の高い史料群から得られる。

まず、『公卿補任』(大永三年・権大納言義植)の義植死亡記事が「於阿州撫養四月九日薨給云々、数年<sup>、</sup>後<sup>、</sup>風聞<sup>、</sup>」と書かれ、京都では数年もの間、義植の死が知られていなかった事実がある。それは、義植ほどの貴人の訃報の伝わり方としては不自然であつて、義植の死亡が隠蔽された可能性を傍証している。

その可能性は、一次史料にも明瞭に痕跡を残す。三好元長が義維を擁して堺に出現する三年前の大永四年、豊後の大友親敦が父祖の例を襲つて將軍偏諱と修理大夫任官を要請した。その交渉を京都で担った圭甫光瓊は大友家老中宛書状で、將軍義晴自筆の偏諱「義」授与(命名「義鑑」と官途が裁可され万事順調なこと、それらに貢献した細川高国の特別の助力等を個条書きで報告する中で、「阿州 公方様、近日一向無其沙汰候」と短く付言した。<sup>(註)</sup>「京都では最近、阿州公方様が全く話題に上らない」という意味になろう。

「阿州(阿波)の公方様」といえば義植だが、義植は前年に没していた。では、当時一六歳の義維を指すか。史料群はそれに否定的である。

三年後に義維が堺に入り、一次史料に始めて姿を現した時、『二水記』は彼を「四国若公」「四国武家若公」(大永七年三月一三日条・二四日条)と呼んだ。その直後、義維が朝廷に進物を捧げて叙爵・左馬頭任官を要求し実現させる段階でも、『実隆公記』は彼を「南軍主」「堺源冠者」「堺冠者殿今日叙爵任官……義維<sup>云々</sup>」(六月一七日条・七月八日条・一三日条)と呼んだ。叙爵・任官の日(七月一三日条)を境に『二水記』は「南方武家<sup>義維</sup>」、『言継

卿記』は「堺ノ室町殿」と呼び始めるが、逆に叙爵・任左馬頭によって將軍就任予定者という認知を朝廷から受け以前、義維は「武家」「室町殿」その人ではなく、かつての「武家」の若公としか扱われなかった（『嚴助往年記』のみ堺着岸段階で「三月廿一日、從四国御渡海、堺御逗留、公方四条道場御坐云々」と呼ぶが、現存の同記は後年に編集抄出されたもの）。

ならば、その三年前の義維が「阿州公方様」と呼ばれることはありそうにない。圭甫が大友家に連絡した大永四年段階で、阿波には未だ「公方様」でない義維しかおらず、「公方様」義植は故人なので、つまり圭甫は存在しない「阿州公方様」が存在するかのよう<sup>(1)</sup>に報告したことになる。これは、京都側が義植の死を把握していなかったことを意味する。

そうであった場合の政治史的重要性についてはあまり重視しない見解もあるが、前將軍ほどの重要人物の死が年単位で京都に把握されなかった事実は、当時の情報伝達の結果としては不自然で、意図的な隠蔽を疑うに十分である。

義植死去の情報は『公卿補任』の死亡記事に漠然と「数年後風聞」とあるが、<sup>(152)</sup>享祿二年の四月八日に、曇華院（足利義視・義植親子所縁で御所にも使われた通玄寺の後身の尼門跡。義植の姉妹や猶子が院主）で義植七回忌が修され、堺の義維から仏事料が相国寺恵林院に納められているので、死去から六年以内に義植の死去とその年月日が京都に伝えられていたことは間違いない。年はともかく、月日のような細密な情報は死去同時に阿波で把握された情報の流布以外に知られようがないので、次に述べる義植死去隠蔽の動機が失われた死去四年後の義維の登場（晴元・元長ら阿波勢を伴う堺上陸）を機に、情報統制をやめた阿波勢から義植の死と忌日が伝わった可能性が考えられる。

『細川三好合戦記』に、義植死去の隠蔽を画策したのが「三好」であったと伝わることも、隠蔽がなされた蓋然

性を高める。すでに知られているように、四一年後の永祿七年の三好長慶の死去を、三好家有力者（三好三人衆・松永久秀・篠原長房ら）が、息子義継の幼少（二三歳）を理由に病臥中と偽って秘し、二年後によく葬儀を行った事実があるからである。

義植死去当時の「三好」は、四年前に切腹させられた三好之長の後継者（子か孫）で、当時二三歳の元長に該当する。元長に、無理をしてでも（義植は存命中）と世間に信じさせたい動機があったとすれば、一つしか考えられまい。之長を切腹に追い込んだ高国への雪辱に備え、高国が擁立する義晴に対抗可能な「公方様」を旗印として必要としながら、手許で唯一「公方様」たり得る義植が没してしまったため、あたかも義植が阿波で生存中であるかのように装う必要があった、と。

しかし前述の通り、大永三年に義植が死去した段階で、阿波守護所の元長の手許には義維がおり、しかも元服適齢期の一五歳を迎えていた。それにもかかわらず義植の死去を隠蔽し、あくまで義植を奉ずる姿勢にこだわったことは、義維が持たず義植だけが持つ、旗印としての固有の優越性が必要とされたことを意味する。三年後に堺に上陸した直後に、義植との猶子関係の標榜も元服も元長らが強引に実現させているので、それらはその気になれば義植死去直後でも可能であり、義維を立てなかつた理由にはなるまい。（八代將軍義政の弟義視の子）という義植の血統も、（八代將軍義政の弟政知の子義澄の子）という義維の血統と大差なく、理由にはならない。

すると二人の最大の違いは、（將軍在任実績を義植は持つが、義維は持たない）点となる。前將軍（義澄）の庶長子が新たに將軍職を要求して実現させる道のりは（よほどの強運と、義晴側のよほどの不運がない限り）果てしなく遠いが、それと比べ、現有の將軍職を（本人の認識では）不当に奪われた義植が將軍職返付を求めることは、社会心理的・法的にはるかに容易である。しかも義植には、現に一度それを永正五年に叶えた実績があるのだから、

大永元年に再度不当に奪われた將軍職を再度取り返すことは、十分な軍事力の裏づけをもつて高国派さえ黙らせられれば比較的容易に可能と見込める。

將軍就任歴を持ち真正の「公方様」として社会的・制度的認知を得た経験がある義植は、將軍職を離れた後も「公方様」であると主張しやすく、それに〈將軍職剝奪は不当・不法で無効〉という主張を重ねれば〈將軍就任以来、今現在も「公方様」である〉という主張が一定程度の説得力を伴って可能になり、「公方様」と社会に認知させる上で世論の共感を得やすく、現將軍義晴と伍する旗印になる。それと比べ、將軍就任歴がない義維を「公方様」と主張するのは（現に後に「堺公方」として扱われたように）不可能ではないが、制度的認知を欠く自称、支持勢力だけの主観的認知に過ぎないという弱点が常に伴い、彼を「公方様」として扱わないという選択肢が法的・倫理的に何の障碍もなく常に誰にでもあり、旗印としては明らかに一段階劣る。

阿波勢が高国派に圧倒されて畿内に居場所を失い、晴元の成長と高国派の弱体化を待つ間、かつ自らの阿波勢に対する統率力が熟するのを待つ間、二三歳の三好元長は阿波での雌伏を選択するしかなかった。その中で元長は、現状以上の自派の弱体化を食い止めるため、死去した義植を世間的には生かしておくことをもって、高国派に阿波への攻勢を躊躇させる精神的防波堤として利用しようと思つたものと本稿は推察する。

## 六 義栄終焉地としての撫養

### I 阿波守護所の拘束としての義維「平島」移座——阿波公方家の撫養喪失

本稿の主題たる〈義植が撫養で死去したこと〉の歴史的意義をめぐる諸問題は以上で概ね論じ終えたが、その成

果を踏まえると、平島公方家の動向の歴史的理解にも新たな光をあてることが可能となる。

義維はある年齢（三歳か）以降に阿波で育ち、その子義栄は阿波で生まれ育ち、いずれも阿波で没し、子孫が阿波平島に定着した。前述の推定に従えば義維は養父（とされる）義植より早く阿波にいたことになり、義維の阿波における成育は義植の撫養在住の結果ではない。しかし、堺に出て「堺公方」「堺武家」「堺大樹」<sup>(18)</sup>となって以後は義植の猶子を標榜した以上、天文元年に堺を出入した義維が最終的に阿波で没し、それ以前に息子義栄が阿波で没したことは、義植の撫養における在住・死去の影響を無視できまい（なお、平島公方家伝史料等には、義維は晩年の名とされる「義冬」の名で、また彼の長男で一四代将軍となった義栄は「義親」の名で現れるが、混乱を避けるため本稿の地の文では義維・義栄で統一する）。

堺出奔以降の義維の動向はほとんど不明だが、実は前掲史料12『古城諸將記』に岡崎城（撫養城）について「中古公方<sup>(義維)</sup>義冬公在城と有、平島へ転坐之後は三好より留守を置といへり」と注目すべき記述が見える。これは、堺を脱出した義維が平島に落ち着く以前に、撫養城在城という中間段階を挟んだことを伝える管見唯一の史料である。近世の史料だが、堺から逃れた義維が、平島との中間に位置する撫養に滞在することには、立地上も、また故義植の猶子という地位を主張する上でも、蓋然性が十分に高い。それを傍証する史料もある。

史料27 足利義維御教書<sup>(19)</sup>

至阿波国平島莊西光寺、依被居御座、当寺領年貢・諸公事物等永代被免許訖、弥可被抽御祈禱精誠之由、所被仰下也、仍執達如件、

天文十六年四月十三日

沙弥善行

西光寺年行事

右によれば、天文一六年四月半ばに義維は阿波平島荘の西光寺に居を移し、居所提供の褒美として西光寺領に一切の免税を認めた。重要なのは、冒頭の文言がわざわざ西光寺の所在を「阿波国平島荘」と広域地名から特定し、「至」の字を用いていることから、単に至近の御所から西光寺に入ったのではなく、遠路移動して同寺に「至」ったニュアンスが強いことである。その場合、それまで義維が撫養にいた可能性は大いに考慮してよからう。

この時期の義維の動向は、大坂本願寺の証如光教の『天文日記』に断片的に見える。その背景・実情については、天野忠幸の専論に詳しいので、それに学びながら略述すると、当時、摂家では近衛と九条が関白職を争っていたが、近衛植家が妹を將軍義晴に嫁がせて関白の座に就き、九条植通は敗れたばかりか所領没収の憂き目に遭った。そのため、植通は天文八年に四国まで下って義維と対面し、義維から家領安堵を受けた。その植通の父九条尚経は証如を猶子とし、植通と証如は義兄弟関係にあったため、右一連の経緯が植通から証如に報じられており、植通を介して義維と証如の間にパイプができてしまった。義維はこのパイプを活かし、天文一二年には側近の畠山維広（義植の近習畠山式部少輔順光の子）を四国から渡海させて証如やその生母の慶寿院鎮永尼に上洛の決意を伝え、さらに天文一六年には直接御内書を発して証如に連絡を取り、そのやり取りが集中的に証如の日記に現れる。その記事すべてを挙げると、次のようになる。

史料28 『天文日記』天文一六年<sup>(8)</sup>

● 二月二十五日条——<sup>(義維)</sup>從四国室町殿、御内書被成之、可有御上洛間、可令馳走之旨也、畠山式部少輔<sup>(維広)</sup>在堺也、自其以使來、

● 三月四日条——四国室町殿へ、以御返事御礼申入也、此儀者、御内書御礼、又御音信旁々如此、

● 三月一四日条——<sup>(植通)</sup>從九条殿以尊書、就堺御着岸、太刀給之、為使矢野中務丞來問、則以一献対面、其時太刀

持参、(後略)

● 一月三日条——従九条殿以尊書、四国室町殿以御乗船之分、堺へ御着津候、先御隱密之由候、然者御大慶候、就其、万御不弁之間、可助成申之由、以矢野中務承也、

● 二月一日条——従四国室町殿、御内書被成之、為使者、西郡彦四郎持来、(細川氏之) 堺へ御着候へ共、讚州申子細有、又式部少輔書状有之、表書無 分別

● 二月二日条——四国室町殿へ、以御返事、御内書之御礼申之、

この年の二月、義維は証如に御内書を遣わして上洛する意向を告げ、協力するよう命じて、三月には堺に上陸したことが証如へ九条種通から伝えられた。天野はこの背景として、かつて義維を裏切った晴元が、前年に細川氏綱と争つて劣勢に陥り義晴から見限られた事実を指摘し、それを好機として義維がかつての義植と同様に大内の支援を得て上洛を果たす計画を抱いた可能性を推測している。<sup>10)</sup>

本稿において重要なのは、この時期の義維が「四国室町殿」と呼ばれていたことだ。史料27の発給以前なので、義維は平島莊西光寺移座より前に、四国のどこかにいたことになる。その場合、堺・京都への進出に急である態度に照らしても、義維の居所はそれに最も適した撫養城であった可能性が、極めて高からう。

義維は上洛に熱意を見せて三月に堺まで来たが、それ以後の八ヶ月間、記録から消息を絶ち、一月に再び乗船して堺に來ている。その間に義維は一旦、堺から淡路・阿波方面に撤退していたのであり、その理由は続く記事から推察できる。一月の義維の堺上陸は、「隱密」に果たされた。誰になぜ秘密であったかは、一二月に判明する。一二月までに「讚州」すなわち細川氏之(いわゆる持隆)が介入し、義維を堺から後退させていたのである。一二月一日条割注の判読不能部分を含む「談□」は、文脈や字形類似から見て「淡路」と判読するのがよいのではないか。

ならば、阿波守護氏之が反対して義維を堺から淡路まで引き戻したと解される。義維の唐突な堺進出は、庇護者の阿波守護氏之の同意を得ないまま独断で春に進められたが、氏之に反対されて引き戻され、それでも諦めきれない義維は冬に再度、今度は秘密裡に堺進出を果たしたが、また氏之に露見して淡路まで引き戻された、という経緯になろう。その背景には畿内情勢の変動があり、晴元・長慶が義晴一派を軍事的に圧倒し、七月に両者の講和が結ばれた結果、氏之が、兄晴元と義晴の和議を阻害する義維上洛を望まなくなったことを天野が指摘している<sup>(四)</sup>。

重要なのは、義維が平島莊西光寺に入った天文一六年四月一三日という日付が、ちょうど上記の同年一度目の堺上陸の翌月、すなわち義維が本意にも氏之の圧力で四国方面へ引き戻されていた時期に含まれる事実である。両者を関連づけないことは難しく、大局的には一つの大きな出来事と見なければなるまい。氏之が義維を阿波に戻そうとする引力が働いている中で、それに屈した義維が四国に戻り、四国を出るまで撫養城にいたらしき義維が撫養より南の（京都方面から遠ざかる）平島に入った、という諸事実からは、次の筋書きが導き出されよう。義維の平島移座は、氏之らのコントロールを離れて義維が独断で安易に堺・京都方面へアクセスしないよう、当該方面へのアクセスシビリティが撫養よりも劣る平島へと氏之らが強引に移居させた、義維への行動制約であった、と。移住当初の義維にとっての平島は、安住の地ではなく足枷であり、移住は緩やかな幽閉といふべきものであったと評価すべきである。この平島への足止めは功を奏し、永禄九年に息義栄とともに篠原長房に擁立されて摂津に上陸するまで、義維上洛の具体的な行動は記録されなくなる。

義維を阿波国内に押しとどめ、かつ畿内へのアクセスシビリティに優れた撫養から引き離すが、四国山地の山中に押し籠めるほど強い幽閉の意思までは持たない場合、義維の配置先は二つに絞られる。吉野川を西へ遡上し守護所を過ぎて徳島平野西部の谷間（三好市方面）に配置するか、さもなくば吉野川河口から南下して阿南平野方面に配

置するか、である。前者の場合、北の讃岐山脈を北へ縦断する形で踏破するか、東の守護所を突破しなければ海に出られない（阿波を出られない）ので、幽閉の意味合いが強くなる。

一方、「兵庫北関入船納帳」<sup>(二四四六)</sup> 文安三年正月四日条以降に、平島方面へと注ぐ那賀川の上中流域の那賀山荘から搬出されたと思しき樽を積んだ「平島」発の船が頻繁に兵庫北関で通関したことが知られており、平島は比較的規模の大きい港湾機能を有していた。そこから出港した場合、沿岸航法で淡路を目指して北上すれば守護所に見咎められやすく、それを避けたければ紀伊水道を東へ横断して紀伊に上陸するという、沿岸航法を捨てるリスキーな海路しかない。内陸・山岳地帯と比べれば交通網に乗りやすいが、守護所の同意がなければ格段に難易度が上がるといふこの微妙な立地は、強い拘束を嫌うが守護所の庇護を要し訣別できない義維側と、強い管理下に置きたいが強い拘束は遠慮した守護所側の、妥協的な落とし所として適していたと推察できる。

平島発で兵庫北関に入る貨物船はすべて天竜寺の過書船（免税特権の船）で、それは周知の通り、樽の伐採地と出港地平島を含む那賀山荘が天竜寺領であったことによる。その来歴を見ると、当荘は元来王家領で、建久二年段階ですでに王家領のうち長講堂領であり、暦応三年までに地頭方・領家方に分割され、同年に足利尊氏から地頭職が天竜寺（当時は暦応寺）に造営料所として寄進された。貞治七年、崇光院は近臣の五辻朝仲に知行させていた領家方のうち平島郷を含む所出の半分を、火事で罹災した天竜寺の再建財源として一〇ヶ年を限って天竜寺に寄進した。これは実は、光嚴院の指示で不本意ながら朝仲から没収・寄進したもので、崇光院は不憫であるとして<sup>(二三七七)</sup> 永和三年にこれを朝仲に返付しているが、ちょうど寄進から一〇年目の至徳四年の天竜寺土貢注文案がなお那賀山荘・同平島を寺領に挙げた事実や、延徳二年の五辻富仲（朝仲玄孫）宛の後土御門天皇綸旨案に「阿波国那賀山荘本役事、天竜寺々官等、背永和請文、動依令難洪、去応仁度如元被返付之处、猶以及異儀之間、今度為武家被経其

沙汰、可為一円直務」云々と見えるのを参照するに、永和年中に五辻家への荘務返付を天竜寺が拒み、天竜寺が荘務を握って年貢納入を請け負う形にしてしまい、五辻家との紛争を招いていた。一方で、同所は守護の押領に晒され、文安四年には平島・那賀山等に段銭・人夫・臨時課役・守護役の賦課停止と守護使入部の禁止が幕府から命じられ、守護細川持常に遵行が命じられている。<sup>(97)</sup>

以上を要するに、南北朝・室町期の平島は、これを寺領として強引に抱え込もうとする天竜寺と、実力で侵奪を狙う阿波守護との間で綱引きが展開する場であった。天竜寺や五辻家の支配の痕跡が、右の延徳二年の繪旨を最後に途絶えることから、応仁の乱後に神社本所領が顛倒してゆく趨勢の中で、阿波の守護所が単独実効支配を確立したと見られる。平島は、確かに軍記や平島公方家伝が伝えるように阿波守護家の一存で義維に提供可能であり、かつ歴史ある現地土豪もない直轄地として強力に手綱を握れる場所に、庇護・管理の両側面を籠めて義維を置くのに適し、上述の管理方針（義維の自由度）とも合致する土地であったと認められる。

## Ⅱ 氾濫危険地帯の三角洲「平島」——義種御所「撫養島」との共通点と相違

その平島は、実は物理的な意味でも阿波の面的なネットワークにおける接続性が独特で、良くいえば義維の自立性を、悪くいえば義維の孤立性を促す立地でもあった。先学では重視された形跡が管見に触れず、現在の比定地は四国本土と全く地続きに見えるが、「平島」の名は、元来そこが島であった歴史を意味することに注意すべきである。<sup>(98)</sup>（延喜二二年に記録され、中世平島の前身と考えられている「在阿波国郡賀郡平方島」も同様）。

天文一六年に義維が入った平島荘西光寺は、今は那賀川河口付近北岸の阿南市那賀川町赤池にあるが、天和元年に幕府に差し出された郷村帳によれば、最初は北条村（今は那賀川南岸）にあつて足利義冬（義維）を迎え、後に

北条村が川成したため赤池村（現阿南市那賀川町北中島。二〇〇六年の合併以前は那賀郡那賀川町赤池）に移ったという<sup>(9)</sup>。その赤池の北西に接する同町古津に、義維子孫の平島公方家の平島館と伝わる土塁がある。北条村は、それらと同じ那賀川河口付近だが南岸の、今の阿南市柳島町字北条に比定される（赤池から南西に約一・五km）。近世絵図を通覧すると、那賀川河口付近の流路変更の頻度・規模は著しく、北条（を含む柳島）も赤池・古津も（いわずも近世は村）、所属する三角洲が拡大・縮小を繰り返して、北条村が川成したという所伝に端的なように、柳島付近がほとんど水没している時期も見受けられる。

永祿年間に義維が古津に移ったのは、あまりに暴れ川の被害を受けやすく不安定な北条を嫌ったためと考えられる。もともと古津も、寛永絵図・元禄絵図・「阿波国大絵図」・明和地図等では三角洲の中に描かれ、氾濫に翻弄される島（中洲）であり続けた（図13）。

こうして見ると、義維の平島居住は、〈阿波守護所と距離を保ちつつ京都方面復帰を見据えて紀伊水道に面した大河河口部の島に住む〉という点で義種の撫養島居住と一貫性が認められる。ただしその一方で、双方の複数の違いを無視できない。

第一に、膝下地域の生産力の有無が違う。義維が拠った平島は、院政期以来の莊園の一部として生産地帯のうち<sup>(10)</sup>に数えられ、現に至徳四年に「一、那賀山庄／錢參伯拾貳貫參伯陸拾八文<sup>米、麦、大豆、色々、</sup>／一、同平島／錢伯柒拾貳貫肆伯捌拾文 同上」と記録され、米・麦・大豆の生産が確認できる。これに対して、義種が拠った撫養島は、天正年間に四宮家が開發する以前、生産地帯としての機能を持たなかった。すなわち、義維の平島では公方の生活を膝下地域の生産物で賄い得たのに対し、義種の撫養では賄い得なかった。阿波守護所は、義種には物資調達まで丸抱えて面倒を見たのに対し（撫養城膝下の撫養湊を通る交易船から物資を守護所の支払いで買い上げたか）、義

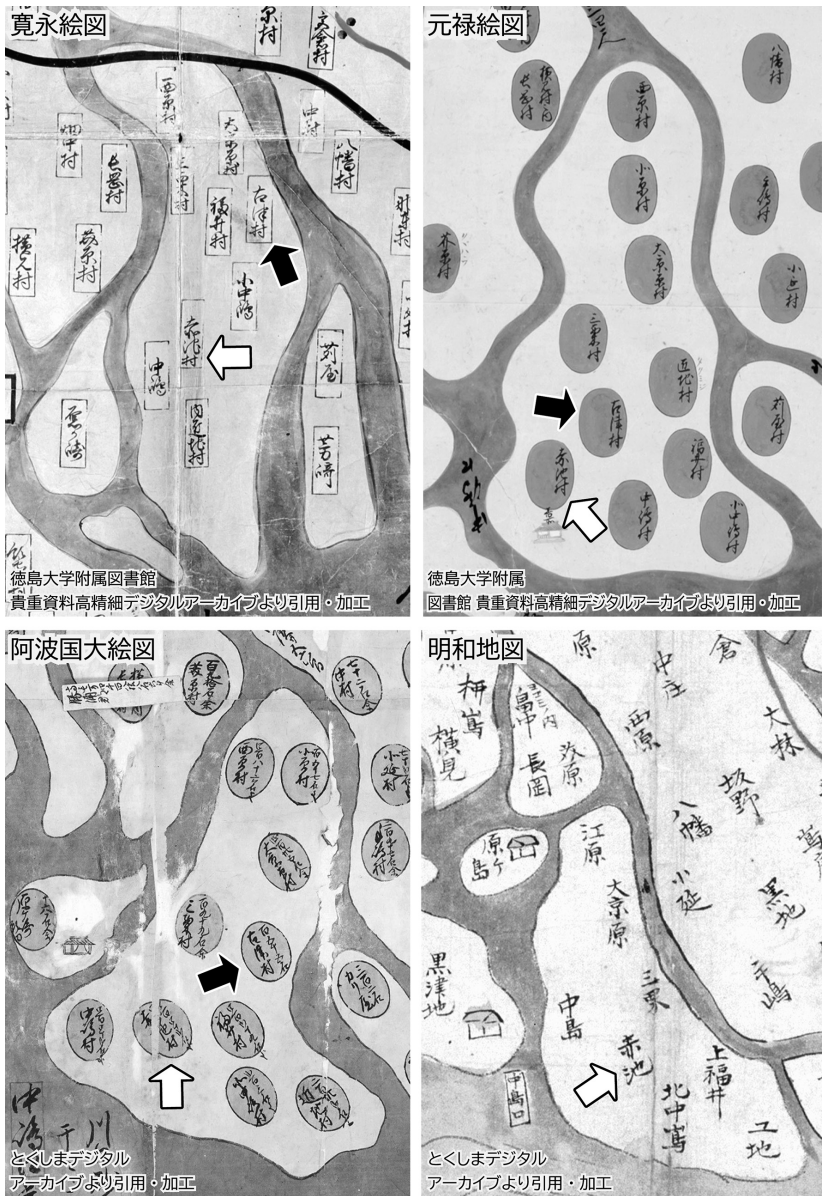


図13 三角州の平島(右が北)。黒矢印が公方御所の古津。白矢印が西光寺移転先の赤池)

維には生産地帯を提供して自活させた。守護所の経済力に依存する点は同じだが（守護所はいつでも実力で平島を義維から没収できる）、前者の方が手間を要することを思えば、義維の方が守護所に尊重されたといえるであろう。

第二に、守護所と居館との距離を、義維の場合は自ら率先して取ったのに対し、義維の場合は守護所によって畿内方面から遠ざけられた、という主体性の違いがある。換言すれば、義維段階では公方側の主体性が際立っていたのに対し、義維段階では公方側の主体性が著しく制約されていた。その公方側に許された主体性・自律性の大きさが、すなわち阿波守護家の彼らに対する尊重の度合いであり、守護家と公方家の政治的関係の表徴であった。

第三に、撫養島には撫養城が建つ標高六〇m余りの妙見山があったのに対して、平島は完全な低湿地であった（図14・15）。吉野川水系が氾濫して撫養島の大部分が水没しても撫養城は安全だが、那賀川が氾濫した場合には（北条村付近か赤池村付近かを問わず）公方御所は被害を逃れようがなく水没する、という決定的違いに注意すべきである。かかる危険地帯に義維を居住させた点に、義植期と比べた場合の、阿波守護所の義維に対する尊重度合いの著しい低下が認められる。

### Ⅲ 義維の撫養滞在徴証と義栄終焉地撫養説——阿波公方家の歴代拠点撫養

その平島に入らされた四年後の天文二〇年、如上の阿波守護所からの政治的抑制に甘んじていた義維は、唐突にまた大坂本願寺の証如に連絡を取った。

史料29 『天文日記』 天文二〇年<sup>(別)</sup>

● 四月七日条——從四国室町殿以御内書・兩使、<sup>(義維)</sup>荒川、<sup>(義栄)</sup>若公元服料可令馳走由□□出候、<sup>(鎮水尾)</sup>慶寿院へも御内書、御妾之御文到來、

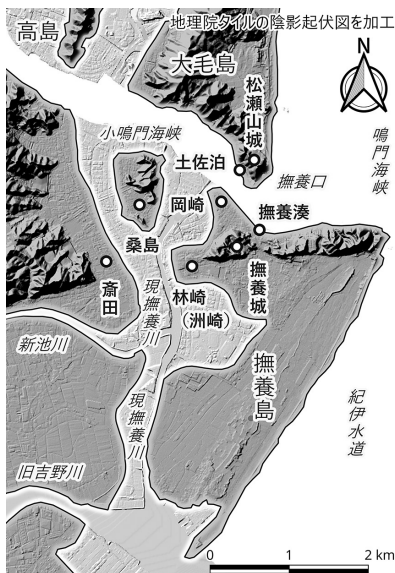


図 15 撫養島の形状

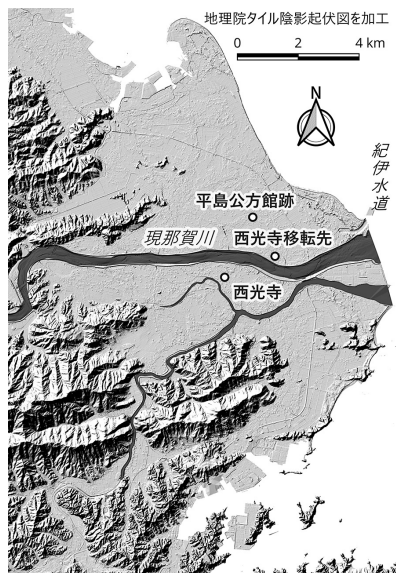


図 14 平島付近の地形の起伏と海岸線

(右が平島、左が撫養島〔濃色部分が近世塩田開発の塩浜埋立前の陸地。実線は産総研地質調査総合センターの地質図を基に埋立地を除去した海岸線〕)

● 六月一日条——四国室町殿へ御返事出之、  
 抑元服之儀ニ就て馳走之段仰出候、如此之  
 題目、知行所持之輩へ可被仰付之処、此方  
 へ承事迷惑至候、難相調之条、得其意可有  
 披露候由、申遣之、又自慶御返事有之、  
 (慶寿院方)

義維は男子(義栄)の元服費用を提供するよう証如とその生母の慶寿院鎮永尼に命じたが、証如は二ヶ月以上も返信を待たせた挙句、「その種のことは知行地に恵まれた者に命じるべきだ。当方に命じられても困惑の極みで、調達は難しい」と冷淡に返信し、以後彼の日記に義維一家は現れなくなる。平島公方系の所伝によって義栄の生年は天文七年とされることが多いが、『言継卿記』永禄九年九月二五日条に「一昨日<sup>廿三</sup>夜半時分阿州公方<sup>(義維)</sup>撰州へ御着岸云々、左馬頭入道殿御息、才<sup>卅一</sup>、同御十四才御三人云々」と見えるうちの三一歳の義維息が義栄にあたるので、天文五年が正しいであろう。すると天文二〇年に義栄は一六歳で、將軍家

の元服としては遅い（還俗後に元服した義教〔三六歳〕・義視〔二七歳〕や、流浪中に元服した義植〔二二歳〕を除けば、最も遅かった尊氏・義政・義澄でも一五歳。なお義詮は不明、義満・義晴は一一歳、義持・義勝は九歳）。

この二年前、三好長慶と対立した前將軍義晴・將軍義藤（義輝）親子は近江へ没落し、前年五月に近江穴太で義晴が没し、京都・畿内は長慶の制圧下にあつて、この翌年の天文二一年まで義藤は都に戻れない。義維はこの義晴一家不在の政治的空白を狙い、義栄を將軍にして京都に返り咲こうと目論んだのであろう。しかし、そもそも阿波守護氏之や三好長慶、またその弟で阿波勢を率いる三好実休（之虎）等から十分な支援を受けていれば、義栄元服費用の拠出を証如に頼む必要はない。証如が返信までに二ヶ月も待たせてから断つたのも、長慶や阿波勢の意向確認に時間をかけたからであらう。阿波守護所も長慶も、義藤対策のために義栄を担ぐ意向がなく（後の永祿七年に長慶の甥で後継者の義継が將軍義輝を討つた後、新たな將軍を立てず自ら將軍家を取って代わろうとしていたと天野が指摘したように<sup>(28)</sup>、すでに三好勢力は〈足利將軍家を担ぐ〉という発想自体を捨て始めていた可能性がある）、阿波公方家は平島で飼い殺しにされていた。この頃の義維・義栄親子にとつて、平島はやはり足枷として機能していたのである。

なお、二年後の天文二二年六月、細川氏之（いわゆる持隆）が三好実休を殺そうとした計画が漏れて逆に殺される事件があつた。『阿州将裔記』<sup>(29)</sup>によれば、氏之側の動機は、義維を奉じて上洛する計画を実休に強く反対されたことだという。これについて、陶と毛利の合戦を指す「去月下旬已来、防・芸、交鋒楯」の文言から天文二三年発信と推定され、長宗我部国親宛と推定される年欠三月一日日子晴久書状に「公方様御入洛、御調儀等如何候哉、趣承度候」と見えるのが、義維上洛計画として符合するという指摘がある<sup>(30)</sup>。出雲と土佐に情報が伝わる時間を考えても、氏之殺害の九ヶ月も後になお「公方様御入洛」計画が生きていると認識されていることを考慮すると、氏之

以外の誰か、従前の経緯に鑑みれば恐らく義維自身が計画遂行を諦めていなかった可能性が考えられる。いずれにせよ、義維上洛計画の存在は認めてよく、それをめぐって阿波守護家と三好一族の間で抜き差しならぬ軋轢があったことも推認し得る。阿波守護所を巻き込む上洛計画を捨てない義維の存在は、守護所のリスク要因として、守護所内部の凄惨な抗争を惹起するレベルにまで悪性化していたことになる。

永祿八年に將軍義輝が殺されると、翌九年に阿波の篠原長房が摂津を攻略して越水城を奪取し、義維・義栄親子は阿波からそこに迎えられ、次いで摂津富田の普門寺に進駐し、二年後の永祿十一年二月には義栄が將軍宣下を受けた。しかし同年九月以降、義昭を擁する織田信長が急速に近江を制圧し、山城を経て九月中に摂津掃討をほぼ終え、この破竹の勢いに抗し得ないと判断した長房は阿波に撤退せざるを得なくなった。

この段階で、義栄も摂津から姿を消す。信長・義昭軍の摂津進撃中に普門寺で病没したという説が広く行われているが、若松和三郎はこの永祿十一年の一月二〇日に阿波撫養で没したという所伝を採り、天野忠幸も同説に注意を促している。<sup>(20)</sup>

もっとも、若松が典拠として挙げた『公卿補任』や『足利季世記』には、該当する記述が見えない。義栄終焉地撫養説の典拠には、天野が挙げた『平島記』をはじめとして、以下のものを挙げ得る。

**史料30 『平島記』義親病死之事<sup>(21)</sup>**

又義親不運にや、普門寺にて病氣指出、様々養生成けれども、快氣あらざれば、本国にかへり養生すべしとて、阿波国へもどりしが、撫養と云所ニ着て、永祿九丙寅年十月八日に、則撫養にて果られけり、

**史料31 『平島殿先祖并細川家三好家覚書』<sup>(22)</sup>**

義親公、永祿九年十月廿日、阿波国撫養ニテ卒ス、行年廿九歳、則平島ニ葬ル、(中略)

又義親不運なる事ハ、(撰津國富田)普門寺ニテ病氣ニ成らせ給ひ、阿州へ御下着有テ、撫養といふ所ニ御着被成、永禄九年十月廿日ニ終二果させ給ひケリ、

史料32 『阿州将裔記』(世)

義親(義栄)／義冬(義維)の長男也……永禄九年十月廿日、阿波国撫養にて卒、同平島に葬、年廿九歳、

義維を「義冬」、義栄を「義親」と呼ぶのは平島公方家家伝史料系の特色であり、すなわち主にその系統の史料は撫養死去説を採っていることになる（同家家伝の『系譜写』(世)も同じ）。これらは、永禄一、一年まで生きていたはずの義栄の没年を揃って永禄九年とする点で問題があるが、さしあたりは「九」を「十一」の誤写・訛伝と見なす他ない（他にも永禄八年の義輝暗殺を同六年とする等、平島公方系史料群では年紀が二年ずつ前にずれていると天野が指摘している）。より問題なのは日の違いで、月は一〇月で一致するものの、史料30は義栄死去を八日、史料31・史料32は二〇日として、一二日の食い違いがある。しかも史料30の『平島記』では、同一史料の内部で義栄死去記事が混乱している。『平島記』の冒頭には、寛永七年(一六三〇)に五七歳で没した平島義種(世)（義栄の弟義助の子）が平島又八郎(世)（息男義次(世)）に与えたらしき寛永六年九月日付の書置「源家平島先祖」が引用され、その中の義親(義栄)の項に次のようにある。

史料33 『平島記』(世)

義親(義栄)……永禄九(同カ)丙子年十月廿日ニ撫養ニテ卒ス、年廿九歳也、内平島之内ニ葬ル、

すなわち、同じ『平島記』の中で、史料30（地の文）は義栄の死去日を永禄九年一〇月八日としながら、史料33（寛永六年書置）は史料31・史料32と同じ永禄九年一〇月二〇日説を採るのであり、天野はこの矛盾する『平島記』の記述群のうち前者を採用したことになる。他にも『公卿補任』『足利家官位記』『諸寺過去帳』等は「九月日（場所

不明) 説を採り、『重編応仁記(統応仁後記)』の一〇月一日普門寺説等もあり、義榮死去日の所伝は混乱が著しい。<sup>(註)</sup>

これらのうち一〇月八日説と一〇月二〇日説は、草体で「廿」の横線が脱落すれば「八」になるので、誤写による訛伝の範囲内と見なし得る。京都側の信頼できる史料が九月としつつ日付を明記しないことは、九月まで摂津富田普門寺における義榮の所在を把握していたが、以後は把握できていない、ということの意味するに過ぎない可能性が高く、九月に死去を確認した結果とは解し難い。日付が近い一〇月一日普門寺死去説も同じ類と推察できる。

信長に支援された義昭が摂津を制圧すると同時に義榮が死去するのは、タイミングとして出来すぎており、作為の介在を疑う十分な理由になる。義榮は摂津から姿を消し、義昭・信長側が未だ食い込めない阿波に匿われたため消息を把握されなくなった、と解する方が現実味がある。そして結局、京都側史料で正確な月日が把握されないままであったことは、義榮の死去があえて阿波側から京都方面へ報じられなかったことを示唆する。

#### 史料34 『統応仁後記』<sup>(註)</sup>

此比將軍家腫物御煩有リ、頼ミ寡ク見へ給フカ、終ニ療養尽果テ、同十月朔日普門寺ニ於テ義榮御逝去マシクケリ、或説ニ、篠原右京進長房取計ヒ奉テ、義榮ハ御死去也ト態ト世上エ披露シテ、今月朔日ニ御病体ヲ勞リ申シ、<sup>(細川真之)</sup>彦次郎二人共ニ御供シ、<sup>(三好長治)</sup>潜ニ四国エ落サセ給フ、サレ共御病氣差重リ、終ニ平愈マシマサネハ、無幾程阿波ノ国ニテ義榮御逝去有共云リ、

右史料は、義榮が腫物の病を悪化させて摂津普門寺で一〇月一日に没したと述べてつ、異説を挙げる。すなわち、一〇月一日は、細川真之・三好長治を護衛として、まだ息のあった義榮を秘かに四国へ退却させた日で、それを隠蔽するため篠原長房がわざと義榮死去の報を流布させたが、療養の甲斐なく阿波で義榮が没したという。前述の時

系列的な不自然さ（義昭の摂津制圧と義栄の死去の同時性）を念頭に置けば、右史料を後世の軍記物として一概に荒唐無稽と切り捨てることは躊躇される。三好長慶や義植の時のように、阿波勢の最上層部では訃報の情報操作が常套手段化しており、今回は死を伏せるのではなく、逆に生者を死亡と偽って安全を確保する情報操作がなされたと推察される。信長軍の猛攻の前では、病体の義栄を抱えたままでは軍事行動の機動性が奪われ、しかも直後に没するほど重篤であったなら、陣中で死去した場合に遺体や情報の管理に手間が取られ、いずれにしても全軍のリスクを高める。一方、死去したことにしてしまえば前線はそれらリスクから解放され、義栄は誰にも邪魔されず療養に専念できる。この状況下で、病臥中の義栄を速やかに摂津から退避させるのは、ほとんど唯一の合理的選択であったと認められる。

そして、義栄が篠原長房に擁立されていた以上、長房が退避した本拠地阿波に匿うのが最も当然であり、父義維の養父義植の晩年の御所たる撫養で療養させることにも合理性がある。南方の平島の旧居に戻さなかったのは、重篤な病体の義栄の旅程を最短にし、守護所に近く庇護が容易であるためと理解でき、それは一緒に退避した父義維の強い要望でもあったと推測できる。

加えて、『阿波志』（巻之三―板野郡―古蹟）に「木津壘在本津山上………水縁・元亀間、篠原肥前守拠此。」とあり、木津城に篠原肥後守（実長・法名自遁）が永禄年中以降に在城した所伝にも注意を払うべきであろう。長房一家（弟ともいう）の篠原自遁が拠つたその木津城は、撫養城のわずか二km西にある。「永禄」年号は二年後の一三年までなので、永禄年間に在城し始めたという自遁が、義栄の撫養退避の段階で木津城に在城していた可能性は高く（むしろこれを機に義栄保護のために城し始めた可能性も疑える）、ならば撫養は長房が義栄を庇護するのに最適な土地であったといえよう。

『阿波志』（巻之十一―那賀郡―古蹟）に「平島壘藤原清兼拠此、永禄中源義冬入居、改称館。」とあり、平島の藤原清兼の拠点に「永禄中」

に義冬（義維）が入ったと伝わる。藤原清兼は同じ『阿波志』（卷之十一「那賀郡古蹟」）に「藤原清兼（称湯浅与助、其先

加養、曰横阪、曰橋本、居大京原、其族四、曰赤阪、曰「藤原兼綱（称西志摩守、初称湯浅源助、領

五百貫、其裔居雄村、为里正、」とあり、紀伊から流れ来た湯浅一族らしい。「永禄中」

は、永禄一一年の阿波への撤退後と考えるのが自然であろう。義維は、義栄の死後に撫養に留まらず平島に戻った。

前述の撫養と平島の地勢的相違を考慮し、なおかつ義維・義栄が阿波に退居した永禄一一年一〇月のうちに義昭が

入京し征夷大將軍宣下を受けた事実を考慮すると、平島への退居は、將軍職への望みを目下鎮静化させる含みを持つ

ていたと推察され、義維の本意ではなかったであろう。同じ平島でも西光寺の仮住まいでなく、新たに赤池の湯浅

清兼の拠点に入ったのは、前述の通り、少しでも水害への脆弱性が改善される場所を求めたからと推察される。

『平島記』に「義冬……天正元年癸酉十月八日二回（阿波国平島庄）平島ニテ卒ス」と見えるのを信ずれば、義維は、

息子義栄に先立たれたとされる永禄一一年から五年後の天正元年に平島で没した。彼の死去は平島公方系史料群で

しか追えず、それらは死去の地を平島とすることで一致している。

その跡は義栄の弟義助が継いだが、平島は天正一〇年に完了した長宗我部元親の阿波侵攻の通り道である。長宗

我部の支配下において、義助がいかなる扱いを受けたのかを示す所伝は乏しいが、天正五年（三好長治滅亡後）・

同一〇年（信長滅亡後）という節目に、元親が義助に所領保証や献物を行う旨を報じた書状が平島公方家に残って

いる。ただ、当該書状群は「書止文言や宛所に協力を付けないなど、当時の書札礼としては明らかに不審であり、

おそらく偽文書である」と天野が指摘している。(20) 筆者の観点から書札礼について補足するに、書止が「猶某可申也」

で通常の書状に必要な書止文言がなく（対等でも「恐々謹言」、あたかも將軍から大名・国人に宛てた御内書の如

き書止であること、書状なら付年号になるべきところ書下年号であること、宛所「足利殿」は、室町期の常識なら「室

町殿」となるべきこと、ただし室町期に「室町殿」宛に直接書状を送るのは管見の限り天皇・上皇等に限られ、通

常の大名は側近の取次宛に送ること等、やはり不審が多い。天野が右引用に続けて推測した通り、徳島藩主蜂須賀家に自家の尊貴性をアピールするための偽作であろう。

## 結語

義植終焉地「撫養」がどこかを考える時、鳴門市撫養町の範囲内にあり、義植墳墓と地元でいい慣わされた「將軍塚」があり、軍記によって明らかに別の城である木津城を除けば、現鳴門市において十分な規模を持つ唯一の城跡がある「撫養城（岡崎城）」が該当するであろうことは、誰もが直感する。ただ、それをもって義植の撫養居住の意図を推認し、当該期政治史の材料として活用するのは危ない（現に「將軍塚」は古墳時代の古墳であって、義植とは無関係）。筆者はどうしても義植の撫養居住を当該期政治史の全体像描写で活用可能な情報としたく、本稿に取り組んでみた。

調査の過程で判明した「撫養」地名の領域変遷は、以下の通りであった。まず古代に小鳴門海峡が「ムヤの海／戸」と命名され、鎌倉期までにその東端の紀伊水道との出入口が「ムヤ口」と呼ばれ始め、そこに南から面する島嶼の北岸に港湾と付帯集落が成立して「牟野口村」となった。室町初期までに「ムヤ」に儒教的価値観に由来する好字の「撫養」が宛てられ、牟野口村は「撫養湊（津）」となり、それを抱える島嶼は「撫養島」と命名され、撫養湊近辺は地形に従って「洲崎」と命名され、北野万部経会に大部の書写経典を提供できる力を持った西光寺が営まれる発展を見せた。その背後で島の中核となった丘陵「妙見山」には室町後期までに撫養城（現岡崎城跡）が築かれ、阿波土着の小笠原一族（撫養殿）の居城となった。

(一五八五)

天正一三年に蜂須賀家領になると、西隣の無人地が開発され、撫養港側(岡崎)から分かれて「林崎」と命名され、慶長年間に大規模な塩田開発で海の埋立が進み、海岸線が拡張した。この開発を経て、大毛島・高島・島田島や撫養島対岸の本土側等、旧来「撫養」に含まれなかった地域も蜂須賀家徳島藩によって「撫養(郷)」として把握され直した。この最大時の撫養は、後に撫養島以外の島嶼部を切り離す等して何度か縮小したが、最後まで本土側を含み続け、その態様が現鳴門市撫養町へと受け継がれた。そのため、鉄道の「撫養駅」が本土側にある等、元来の「撫養」は撫養島という島嶼であったことが忘れられつつあり、義植終焉地「撫養」の同定を難しくしている。

近世の最大時の「撫養」には、北泊(潮門山)・土佐泊(松瀬山)という軍事拠点が含まれた。ならば撫養城(岡崎城)が義植終焉地の唯一の候補地ではなくなり、改めて絞り込む作業が生じ、それなくして撫養城を義植終焉地と推測する議論は危ない。しかも、前將軍クラスの貴人の居住地が丘陵上の山城であることも自明でなく、ならば撫養城以外の平地の居住地候補があつた可能性を考える必要があり、それは先学が検討の俎上に置かなかつた問題であつた。

撫養城かその北隣の撫養湊(恐らく西光寺)が義植終焉地であると結論した本稿は、結局、地元の近世伝承と直感を裏づけただけに近いが、歴史地理学的・文献史的に能う限りの考証を経た上での結論であることに、意義があると主張したい。本稿で新たに得られた知見としては、撫養城至近の平地が義植の平時の居所・終焉地であつた可能性を考えた場合に、中世一般の態様に照らして寺院であつた可能性が高く、応永年間に確かな存在徴証がある西福寺(現在廃絶)を有力候補に挙げたことと、中世「撫養」が「撫養島」という島嶼であり、本土側や別の島嶼を指さなかつた事実への注意喚起である。

内陸の勝瑞の守護所でもなく、近世・近現代「撫養」の内部ながら完全に本土側の斎田付近でもなく、瀬戸内海

の播磨灘に面した北泊でもなく、本土から小鳴門海峡で隔てられた島田島・大毛島（土佐泊）でもない、紀伊水道に面し小鳴門海峡の入口「撫養口」を扼する撫養湊に直結した撫養城（至近）が義種の居所であったことが高い蓋然性をもって絞り込めたことで、晩年の義種の意図が推知可能になった。

その推知にあたって、『日野豊田系図』等の新史料も含めて当該期政治史を跡づけ直した結果、大永元年三月の（二五二）  
 いわゆる淡路退居において、実は義種が撫養まで到達していたことが判明し、一二月の堺脱出後も速やかに撫養に到達して、双方同じ目的でなされたと推断されるに至った。すなわち、当該期の義種のゴールは、養子義晴と平和的に合流し、將軍職を円満に譲与して大御所に収まり、明応の政変以来の將軍家両流分裂を終結させ、それをもって実子の後嗣なき義種家の断絶を回避することにあつた。それは実は、明応の政変直後から各派上層部で念頭に置かれていた理想的な公方両流和合の、実に四半世紀越しに訪れた実現機会であつた。

その実現には高国派の圧倒的軍事力に抗して対等以上の交渉力を獲得する必要があるが、細川澄元・三好之長を手痛い敗戦とともに相次いで失い、三好元長が再び力をつけ幼少の晴元が成長するまで、阿波守護所には本州再上陸のような積極的支援が不可能であつた。義種はそれに代わる軍事的支援獲得のため、四国に広く軍勢催促して大軍を編成する目的で、本州再進出と四国各地の勢力の集結に最適な撫養湊と一体化した撫養島の撫養城を拠点とした。それは積極性・意欲に富む戦略的後退であつて、決して諦観・氣力喪失による引退ではなかつた。これが本稿の支柱となる結論である。

従来、義種は漠然と単身で（少数の供回りだけで）撫養にいたようにイメージされ、阿波在住は阿波守護家の庇護を求めたためと漠然と考えられてきたが、本稿では、当該期に諸国を流浪した將軍が必ず現地有力者の至近にあつた事実から帰納して、阿波守護細川家・三好家以外の有力な撫養城主の存在を推測し、その特定を試みた。新史料

の『四宮家譜』等を活用した考証の結果、義種期前後から天正年間前半の長宗我部元親による阿波侵攻直前まで、撫養城には三好家執事を輩出する有力な（恐らく鎌倉期以来の阿波在住実績を持つ）小笠原一族がおり、彼らは「撫養」名字を称して「撫養殿」と呼ばれ、義種は撫養城で撫養掃部助某かその近親（小笠原撰津守某か）に保護され、義維は小笠原撰津守某か息子の小笠原将監某に保護された可能性が高いことが判明した。

また、義種の猶子（とされた）義維が撫養に滞在した所伝を新たに確認し、また義維の子の一四代将軍義栄が撫養で没したという所伝の信憑性が確認されて、義種のみならず義栄の代まで視野に入れねば撫養在住の意義を論じ得ないこと、したがって義維一家の阿波平島転居も一つの大問題であることへと問題が展開した。その場合、義維・義栄を撫養城で保護した撫養城主は誰か、という問題が浮上する。そこで考証を行い、次の経緯を推定できた。すなわち、撫養・土佐泊では小笠原・四宮・森の三家が緊密な姻戚関係を組み上げ、小笠原将監は姻族の森家を後見するため小鳴門海峡対岸の土佐泊（松瀬山城）に移り、同じ信濃出身ながら新来の（信濃から出て細川勝元・政元親子の被官として活躍したが、薬師寺元一の反乱に与して京兆家における居場所を失い、反乱軍側の阿波守護家勢力圏に居場所を得て阿波に渡来したと推定される）四宮加賀守宗忠に撫養城を譲った。宗忠は、越後長尾家から淡路経由で流れて来た内田三郎左衛門に撫養島の開発（生産地化）を託し、両者利害が一致して三郎左衛門が宗忠の父宗継の養子となり四宮左近大夫宗信となった。宗忠は、天正五年の三好長治の自害に伴う合戦で重傷を負い、宗信とともに播磨方面へ逃れたが、播磨で縁故を得た蜂須賀家が阿波徳島藩主となるに及び、宗忠の子孫が播磨から紀伊水道沿岸部南部の答島に渡って塩田開発を行い、また淡路に逃れていた宗信の子孫が撫養に戻って撫養島の村落開発を行った。

一方、視点を義種一家に移せば、義種・義栄の死去地が撫養であったことは、彼らの生死を京都側が把握しにく

くなることを意味した。阿波勢はそれを利用し、三好元長は義種の死去を隠匿して数年間も生存を装い、逆に篠原長房は義栄の生存を隠匿して彼の訃報を流し、彼らの訃報を自らに不都合なタイミングから好都合なそれへと移すことによって、畿内・三好勢力圏の政争における阿波公方家の利用価値の最大化を図った。

この問題は全く同じ文脈上で、(義種は本当に義種の養子か)という問題と不可分である。従来、軍記や平島公方系史料群によって、義種が生前から義種を養子にして京都の義晴に対抗させる次世代の手駒としていたと信じられてきたが、一次史料を含む諸史料は別の史実を指し示した。生前あくまでも義晴との和合にこだわった義種の意思に反して、三好元長・細川晴元らが義種が生前から義種の猶子であったように偽装し、義種子孫の平島公方家はそれを吹聴し、近世の軍記や近現代の史家は全く欺かれて、猶子という設定も忘れ去られ、義種を義種生前に養育された養子と信じた。そもそも、義晴との養子関係を重んじて両家の合流を目指した義種は、あえて自分の家を独立させなかつたはずなのだが、後代それは無視され、義種を始祖とする阿波公方家なる將軍家連枝一家が創られてしまった。阿波公方家は存在そのものが隠蔽と捏造の産物であり、阿波守護家や三好勢力が減ぶまで彼らに都合よい形に変形され、利用され尽くしてきたのである。

その中で義種は独自に堺に進出したが、阿波守護細川氏之や三好長慶はそれを望まず、頼りにした本願寺証如かの支援も断られ、二度も強引に淡路に連れ戻され、撫養から平島への南下を強いられた。撫養より格段に畿内方面へのアクセス環境が悪く、暴れ川の河口付近にある平坦な三角州という水害に弱い平島に、義種一家は封じ込められた。従来、平島入居それ自体には何らかの政治的評価がなされてこなかった。しかし本稿は、義種終焉地「撫養」の考証の副産物として、平島公方家の出発点に対して、漠然と信じられてきた地方安住でも諦観的引退でもない、より具体性のある政治的再評価を与えてみたい。平島は義種一家に阿波守護所が与えた冷遇・束縛の物理的表現

であった、と。

少なくとも当人にとって、義植の撫養城入居には積極性と将来展望があったが、義維の平島入居には圧伏と閉塞があった。一言でいえば、それが「阿波公方家」から「平島公方家」への転換の意味であった。近世徳島藩において、平島家は藩主・藩政に対する態度が問題視され、藩政を阻害するお荷物として、当主自ら阿波から去ると申し出ざるを得なくなるまでに追い詰められた<sup>20)</sup>。かかる扱いにくさと冷遇は、徳島藩成立を待つまでもなく、政治的道具として使い道がある時期を除き、義維の代から始まっていたと展望可能であって、御所としては悪条件が重なる平島の居住こそ、その物理的証左であり、実質的押し籠めの第一歩であったと本稿は評価したい。

次に、右所論の上に見えてきた、今後の課題と展望を述べたい。本稿の考証の結果、中世後期阿波の歴史像復元における多くの課題と突破の糸口が浮き彫りになった。最大の課題は、阿波守護細川家・三好一族の阿波支配に重要な役割を果たした現地有力者（撫養城主小笠原〔撫養〕一族・四宮一族等）において、系譜や来歴、特に戦国期の体制を用意した室町期の動向について不明点が多いためである。本稿の四宮一族のように、その解明によって、単に細川・三好一族や著名な有力被官の動向を追うだけでは見えない、中世畿内・幕府史・地方史の長期的・重層的・多元的な脈絡（特に守護被官・国人レベルの都鄙間相互影響）を炙り出して歴史像をより立体的にする余地が多分に残されていること。現地・関係地のみならず一般に流布しない近世史料が解明の糸口の宝庫であり、その共有によって多大な研究前進が見込めること。本稿の調査過程だけでも、閲覧が比較的容易ながら全文未翻刻・未活用史料群を複数発見でき（『四宮系譜』『日野豊田系図』等）、その種の史料の探索・紹介・翻刻と慎重な史料学的分析・史料批判によって、やはり研究前進の余地が大いに見込めること、等である。

また、本稿で強調した阿波公方家当主の生死に関する情報戦に注視すると、足利義栄の実在性が大いに疑わしく

なる。彼自身の実在は認めるとしても、阿波を出て摂津越水城に入り、次いで摂津富田の普門寺に入った義栄は、いつまで生きていたのであろうか。京都から離れずに義栄と対面した人はおらず、彼を担いだ篠原長房・義維陣営の限られた人々を除き、義栄と対面してその実在を確認した人は皆無に近い。本稿で改めて明らかになった、阿波出身勢力による生死情報の常習的歪曲を念頭に置く時、根本的な疑問が生ずる。当人周辺を除き誰にも義栄の死を確かな情報源から確認できなかったのなら、逆に、それまでの彼の生存はいかにして確認されてきたのであろうか、と。義栄に対面したと報告する人は皆無ではないが、対面した相手が義栄本人であると、どうして保証できるであろうか。

義植・義栄の生死に関する情報操作の痕跡が明瞭であり、したがって右疑問が無視できない重さを持ち始めた今、義栄が摂津富田で進軍を止め、決して京都に入ろうとしないまま左馬頭任官・征夷大将軍宣下を果たしたことの異常さは、従来以上に際立つ。それは、室町幕府史上極めて異例<sup>1)</sup>、<sup>2)</sup>、<sup>3)</sup>、<sup>4)</sup>、<sup>5)</sup>、<sup>6)</sup>、<sup>7)</sup>、<sup>8)</sup>、<sup>9)</sup>、<sup>10)</sup>、<sup>11)</sup>、<sup>12)</sup>、<sup>13)</sup>、<sup>14)</sup>、<sup>15)</sup>、<sup>16)</sup>、<sup>17)</sup>、<sup>18)</sup>、<sup>19)</sup>、<sup>20)</sup>、<sup>21)</sup>、<sup>22)</sup>、<sup>23)</sup>、<sup>24)</sup>、<sup>25)</sup>、<sup>26)</sup>、<sup>27)</sup>、<sup>28)</sup>、<sup>29)</sup>、<sup>30)</sup>、<sup>31)</sup>、<sup>32)</sup>、<sup>33)</sup>、<sup>34)</sup>、<sup>35)</sup>、<sup>36)</sup>、<sup>37)</sup>、<sup>38)</sup>、<sup>39)</sup>、<sup>40)</sup>、<sup>41)</sup>、<sup>42)</sup>、<sup>43)</sup>、<sup>44)</sup>、<sup>45)</sup>、<sup>46)</sup>、<sup>47)</sup>、<sup>48)</sup>、<sup>49)</sup>、<sup>50)</sup>、<sup>51)</sup>、<sup>52)</sup>、<sup>53)</sup>、<sup>54)</sup>、<sup>55)</sup>、<sup>56)</sup>、<sup>57)</sup>、<sup>58)</sup>、<sup>59)</sup>、<sup>60)</sup>、<sup>61)</sup>、<sup>62)</sup>、<sup>63)</sup>、<sup>64)</sup>、<sup>65)</sup>、<sup>66)</sup>、<sup>67)</sup>、<sup>68)</sup>、<sup>69)</sup>、<sup>70)</sup>、<sup>71)</sup>、<sup>72)</sup>、<sup>73)</sup>、<sup>74)</sup>、<sup>75)</sup>、<sup>76)</sup>、<sup>77)</sup>、<sup>78)</sup>、<sup>79)</sup>、<sup>80)</sup>、<sup>81)</sup>、<sup>82)</sup>、<sup>83)</sup>、<sup>84)</sup>、<sup>85)</sup>、<sup>86)</sup>、<sup>87)</sup>、<sup>88)</sup>、<sup>89)</sup>、<sup>90)</sup>、<sup>91)</sup>、<sup>92)</sup>、<sup>93)</sup>、<sup>94)</sup>、<sup>95)</sup>、<sup>96)</sup>、<sup>97)</sup>、<sup>98)</sup>、<sup>99)</sup>、<sup>100)</sup>、<sup>101)</sup>、<sup>102)</sup>、<sup>103)</sup>、<sup>104)</sup>、<sup>105)</sup>、<sup>106)</sup>、<sup>107)</sup>、<sup>108)</sup>、<sup>109)</sup>、<sup>110)</sup>、<sup>111)</sup>、<sup>112)</sup>、<sup>113)</sup>、<sup>114)</sup>、<sup>115)</sup>、<sup>116)</sup>、<sup>117)</sup>、<sup>118)</sup>、<sup>119)</sup>、<sup>120)</sup>、<sup>121)</sup>、<sup>122)</sup>、<sup>123)</sup>、<sup>124)</sup>、<sup>125)</sup>、<sup>126)</sup>、<sup>127)</sup>、<sup>128)</sup>、<sup>129)</sup>、<sup>130)</sup>、<sup>131)</sup>、<sup>132)</sup>、<sup>133)</sup>、<sup>134)</sup>、<sup>135)</sup>、<sup>136)</sup>、<sup>137)</sup>、<sup>138)</sup>、<sup>139)</sup>、<sup>140)</sup>、<sup>141)</sup>、<sup>142)</sup>、<sup>143)</sup>、<sup>144)</sup>、<sup>145)</sup>、<sup>146)</sup>、<sup>147)</sup>、<sup>148)</sup>、<sup>149)</sup>、<sup>150)</sup>、<sup>151)</sup>、<sup>152)</sup>、<sup>153)</sup>、<sup>154)</sup>、<sup>155)</sup>、<sup>156)</sup>、<sup>157)</sup>、<sup>158)</sup>、<sup>159)</sup>、<sup>160)</sup>、<sup>161)</sup>、<sup>162)</sup>、<sup>163)</sup>、<sup>164)</sup>、<sup>165)</sup>、<sup>166)</sup>、<sup>167)</sup>、<sup>168)</sup>、<sup>169)</sup>、<sup>170)</sup>、<sup>171)</sup>、<sup>172)</sup>、<sup>173)</sup>、<sup>174)</sup>、<sup>175)</sup>、<sup>176)</sup>、<sup>177)</sup>、<sup>178)</sup>、<sup>179)</sup>、<sup>180)</sup>、<sup>181)</sup>、<sup>182)</sup>、<sup>183)</sup>、<sup>184)</sup>、<sup>185)</sup>、<sup>186)</sup>、<sup>187)</sup>、<sup>188)</sup>、<sup>189)</sup>、<sup>190)</sup>、<sup>191)</sup>、<sup>192)</sup>、<sup>193)</sup>、<sup>194)</sup>、<sup>195)</sup>、<sup>196)</sup>、<sup>197)</sup>、<sup>198)</sup>、<sup>199)</sup>、<sup>200)</sup>、<sup>201)</sup>、<sup>202)</sup>、<sup>203)</sup>、<sup>204)</sup>、<sup>205)</sup>、<sup>206)</sup>、<sup>207)</sup>、<sup>208)</sup>、<sup>209)</sup>、<sup>210)</sup>、<sup>211)</sup>、<sup>212)</sup>、<sup>213)</sup>、<sup>214)</sup>、<sup>215)</sup>、<sup>216)</sup>、<sup>217)</sup>、<sup>218)</sup>、<sup>219)</sup>、<sup>220)</sup>、<sup>221)</sup>、<sup>222)</sup>、<sup>223)</sup>、<sup>224)</sup>、<sup>225)</sup>、<sup>226)</sup>、<sup>227)</sup>、<sup>228)</sup>、<sup>229)</sup>、<sup>230)</sup>、<sup>231)</sup>、<sup>232)</sup>、<sup>233)</sup>、<sup>234)</sup>、<sup>235)</sup>、<sup>236)</sup>、<sup>237)</sup>、<sup>238)</sup>、<sup>239)</sup>、<sup>240)</sup>、<sup>241)</sup>、<sup>242)</sup>、<sup>243)</sup>、<sup>244)</sup>、<sup>245)</sup>、<sup>246)</sup>、<sup>247)</sup>、<sup>248)</sup>、<sup>249)</sup>、<sup>250)</sup>、<sup>251)</sup>、<sup>252)</sup>、<sup>253)</sup>、<sup>254)</sup>、<sup>255)</sup>、<sup>256)</sup>、<sup>257)</sup>、<sup>258)</sup>、<sup>259)</sup>、<sup>260)</sup>、<sup>261)</sup>、<sup>262)</sup>、<sup>263)</sup>、<sup>264)</sup>、<sup>265)</sup>、<sup>266)</sup>、<sup>267)</sup>、<sup>268)</sup>、<sup>269)</sup>、<sup>270)</sup>、<sup>271)</sup>、<sup>272)</sup>、<sup>273)</sup>、<sup>274)</sup>、<sup>275)</sup>、<sup>276)</sup>、<sup>277)</sup>、<sup>278)</sup>、<sup>279)</sup>、<sup>280)</sup>、<sup>281)</sup>、<sup>282)</sup>、<sup>283)</sup>、<sup>284)</sup>、<sup>285)</sup>、<sup>286)</sup>、<sup>287)</sup>、<sup>288)</sup>、<sup>289)</sup>、<sup>290)</sup>、<sup>291)</sup>、<sup>292)</sup>、<sup>293)</sup>、<sup>294)</sup>、<sup>295)</sup>、<sup>296)</sup>、<sup>297)</sup>、<sup>298)</sup>、<sup>299)</sup>、<sup>300)</sup>、<sup>301)</sup>、<sup>302)</sup>、<sup>303)</sup>、<sup>304)</sup>、<sup>305)</sup>、<sup>306)</sup>、<sup>307)</sup>、<sup>308)</sup>、<sup>309)</sup>、<sup>310)</sup>、<sup>311)</sup>、<sup>312)</sup>、<sup>313)</sup>、<sup>314)</sup>、<sup>315)</sup>、<sup>316)</sup>、<sup>317)</sup>、<sup>318)</sup>、<sup>319)</sup>、<sup>320)</sup>、<sup>321)</sup>、<sup>322)</sup>、<sup>323)</sup>、<sup>324)</sup>、<sup>325)</sup>、<sup>326)</sup>、<sup>327)</sup>、<sup>328)</sup>、<sup>329)</sup>、<sup>330)</sup>、<sup>331)</sup>、<sup>332)</sup>、<sup>333)</sup>、<sup>334)</sup>、<sup>335)</sup>、<sup>336)</sup>、<sup>337)</sup>、<sup>338)</sup>、<sup>339)</sup>、<sup>340)</sup>、<sup>341)</sup>、<sup>342)</sup>、<sup>343)</sup>、<sup>344)</sup>、<sup>345)</sup>、<sup>346)</sup>、<sup>347)</sup>、<sup>348)</sup>、<sup>349)</sup>、<sup>350)</sup>、<sup>351)</sup>、<sup>352)</sup>、<sup>353)</sup>、<sup>354)</sup>、<sup>355)</sup>、<sup>356)</sup>、<sup>357)</sup>、<sup>358)</sup>、<sup>359)</sup>、<sup>360)</sup>、<sup>361)</sup>、<sup>362)</sup>、<sup>363)</sup>、<sup>364)</sup>、<sup>365)</sup>、<sup>366)</sup>、<sup>367)</sup>、<sup>368)</sup>、<sup>369)</sup>、<sup>370)</sup>、<sup>371)</sup>、<sup>372)</sup>、<sup>373)</sup>、<sup>374)</sup>、<sup>375)</sup>、<sup>376)</sup>、<sup>377)</sup>、<sup>378)</sup>、<sup>379)</sup>、<sup>380)</sup>、<sup>381)</sup>、<sup>382)</sup>、<sup>383)</sup>、<sup>384)</sup>、<sup>385)</sup>、<sup>386)</sup>、<sup>387)</sup>、<sup>388)</sup>、<sup>389)</sup>、<sup>390)</sup>、<sup>391)</sup>、<sup>392)</sup>、<sup>393)</sup>、<sup>394)</sup>、<sup>395)</sup>、<sup>396)</sup>、<sup>397)</sup>、<sup>398)</sup>、<sup>399)</sup>、<sup>400)</sup>、<sup>401)</sup>、<sup>402)</sup>、<sup>403)</sup>、<sup>404)</sup>、<sup>405)</sup>、<sup>406)</sup>、<sup>407)</sup>、<sup>408)</sup>、<sup>409)</sup>、<sup>410)</sup>、<sup>411)</sup>、<sup>412)</sup>、<sup>413)</sup>、<sup>414)</sup>、<sup>415)</sup>、<sup>416)</sup>、<sup>417)</sup>、<sup>418)</sup>、<sup>419)</sup>、<sup>420)</sup>、<sup>421)</sup>、<sup>422)</sup>、<sup>423)</sup>、<sup>424)</sup>、<sup>425)</sup>、<sup>426)</sup>、<sup>427)</sup>、<sup>428)</sup>、<sup>429)</sup>、<sup>430)</sup>、<sup>431)</sup>、<sup>432)</sup>、<sup>433)</sup>、<sup>434)</sup>、<sup>435)</sup>、<sup>436)</sup>、<sup>437)</sup>、<sup>438)</sup>、<sup>439)</sup>、<sup>440)</sup>、<sup>441)</sup>、<sup>442)</sup>、<sup>443)</sup>、<sup>444)</sup>、<sup>445)</sup>、<sup>446)</sup>、<sup>447)</sup>、<sup>448)</sup>、<sup>449)</sup>、<sup>450)</sup>、<sup>451)</sup>、<sup>452)</sup>、<sup>453)</sup>、<sup>454)</sup>、<sup>455)</sup>、<sup>456)</sup>、<sup>457)</sup>、<sup>458)</sup>、<sup>459)</sup>、<sup>460)</sup>、<sup>461)</sup>、<sup>462)</sup>、<sup>463)</sup>、<sup>464)</sup>、<sup>465)</sup>、<sup>466)</sup>、<sup>467)</sup>、<sup>468)</sup>、<sup>469)</sup>、<sup>470)</sup>、<sup>471)</sup>、<sup>472)</sup>、<sup>473)</sup>、<sup>474)</sup>、<sup>475)</sup>、<sup>476)</sup>、<sup>477)</sup>、<sup>478)</sup>、<sup>479)</sup>、<sup>480)</sup>、<sup>481)</sup>、<sup>482)</sup>、<sup>483)</sup>、<sup>484)</sup>、<sup>485)</sup>、<sup>486)</sup>、<sup>487)</sup>、<sup>488)</sup>、<sup>489)</sup>、<sup>490)</sup>、<sup>491)</sup>、<sup>492)</sup>、<sup>493)</sup>、<sup>494)</sup>、<sup>495)</sup>、<sup>496)</sup>、<sup>497)</sup>、<sup>498)</sup>、<sup>499)</sup>、<sup>500)</sup>、<sup>501)</sup>、<sup>502)</sup>、<sup>503)</sup>、<sup>504)</sup>、<sup>505)</sup>、<sup>506)</sup>、<sup>507)</sup>、<sup>508)</sup>、<sup>509)</sup>、<sup>510)</sup>、<sup>511)</sup>、<sup>512)</sup>、<sup>513)</sup>、<sup>514)</sup>、<sup>515)</sup>、<sup>516)</sup>、<sup>517)</sup>、<sup>518)</sup>、<sup>519)</sup>、<sup>520)</sup>、<sup>521)</sup>、<sup>522)</sup>、<sup>523)</sup>、<sup>524)</sup>、<sup>525)</sup>、<sup>526)</sup>、<sup>527)</sup>、<sup>528)</sup>、<sup>529)</sup>、<sup>530)</sup>、<sup>531)</sup>、<sup>532)</sup>、<sup>533)</sup>、<sup>534)</sup>、<sup>535)</sup>、<sup>536)</sup>、<sup>537)</sup>、<sup>538)</sup>、<sup>539)</sup>、<sup>540)</sup>、<sup>541)</sup>、<sup>542)</sup>、<sup>543)</sup>、<sup>544)</sup>、<sup>545)</sup>、<sup>546)</sup>、<sup>547)</sup>、<sup>548)</sup>、<sup>549)</sup>、<sup>550)</sup>、<sup>551)</sup>、<sup>552)</sup>、<sup>553)</sup>、<sup>554)</sup>、<sup>555)</sup>、<sup>556)</sup>、<sup>557)</sup>、<sup>558)</sup>、<sup>559)</sup>、<sup>560)</sup>、<sup>561)</sup>、<sup>562)</sup>、<sup>563)</sup>、<sup>564)</sup>、<sup>565)</sup>、<sup>566)</sup>、<sup>567)</sup>、<sup>568)</sup>、<sup>569)</sup>、<sup>570)</sup>、<sup>571)</sup>、<sup>572)</sup>、<sup>573)</sup>、<sup>574)</sup>、<sup>575)</sup>、<sup>576)</sup>、<sup>577)</sup>、<sup>578)</sup>、<sup>579)</sup>、<sup>580)</sup>、<sup>581)</sup>、<sup>582)</sup>、<sup>583)</sup>、<sup>584)</sup>、<sup>585)</sup>、<sup>586)</sup>、<sup>587)</sup>、<sup>588)</sup>、<sup>589)</sup>、<sup>590)</sup>、<sup>591)</sup>、<sup>592)</sup>、<sup>593)</sup>、<sup>594)</sup>、<sup>595)</sup>、<sup>596)</sup>、<sup>597)</sup>、<sup>598)</sup>、<sup>599)</sup>、<sup>600)</sup>、<sup>601)</sup>、<sup>602)</sup>、<sup>603)</sup>、<sup>604)</sup>、<sup>605)</sup>、<sup>606)</sup>、<sup>607)</sup>、<sup>608)</sup>、<sup>609)</sup>、<sup>610)</sup>、<sup>611)</sup>、<sup>612)</sup>、<sup>613)</sup>、<sup>614)</sup>、<sup>615)</sup>、<sup>616)</sup>、<sup>617)</sup>、<sup>618)</sup>、<sup>619)</sup>、<sup>620)</sup>、<sup>621)</sup>、<sup>622)</sup>、<sup>623)</sup>、<sup>624)</sup>、<sup>625)</sup>、<sup>626)</sup>、<sup>627)</sup>、<sup>628)</sup>、<sup>629)</sup>、<sup>630)</sup>、<sup>631)</sup>、<sup>632)</sup>、<sup>633)</sup>、<sup>634)</sup>、<sup>635)</sup>、<sup>636)</sup>、<sup>637)</sup>、<sup>638)</sup>、<sup>639)</sup>、<sup>640)</sup>、<sup>641)</sup>、<sup>642)</sup>、<sup>643)</sup>、<sup>644)</sup>、<sup>645)</sup>、<sup>646)</sup>、<sup>647)</sup>、<sup>648)</sup>、<sup>649)</sup>、<sup>650)</sup>、<sup>651)</sup>、<sup>652)</sup>、<sup>653)</sup>、<sup>654)</sup>、<sup>655)</sup>、<sup>656)</sup>、<sup>657)</sup>、<sup>658)</sup>、<sup>659)</sup>、<sup>660)</sup>、<sup>661)</sup>、<sup>662)</sup>、<sup>663)</sup>、<sup>664)</sup>、<sup>665)</sup>、<sup>666)</sup>、<sup>667)</sup>、<sup>668)</sup>、<sup>669)</sup>、<sup>670)</sup>、<sup>671)</sup>、<sup>672)</sup>、<sup>673)</sup>、<sup>674)</sup>、<sup>675)</sup>、<sup>676)</sup>、<sup>677)</sup>、<sup>678)</sup>、<sup>679)</sup>、<sup>680)</sup>、<sup>681)</sup>、<sup>682)</sup>、<sup>683)</sup>、<sup>684)</sup>、<sup>685)</sup>、<sup>686)</sup>、<sup>687)</sup>、<sup>688)</sup>、<sup>689)</sup>、<sup>690)</sup>、<sup>691)</sup>、<sup>692)</sup>、<sup>693)</sup>、<sup>694)</sup>、<sup>695)</sup>、<sup>696)</sup>、<sup>697)</sup>、<sup>698)</sup>、<sup>699)</sup>、<sup>700)</sup>、<sup>701)</sup>、<sup>702)</sup>、<sup>703)</sup>、<sup>704)</sup>、<sup>705)</sup>、<sup>706)</sup>、<sup>707)</sup>、<sup>708)</sup>、<sup>709)</sup>、<sup>710)</sup>、<sup>711)</sup>、<sup>712)</sup>、<sup>713)</sup>、<sup>714)</sup>、<sup>715)</sup>、<sup>716)</sup>、<sup>717)</sup>、<sup>718)</sup>、<sup>719)</sup>、<sup>720)</sup>、<sup>721)</sup>、<sup>722)</sup>、<sup>723)</sup>、<sup>724)</sup>、<sup>725)</sup>、<sup>726)</sup>、<sup>727)</sup>、<sup>728)</sup>、<sup>729)</sup>、<sup>730)</sup>、<sup>731)</sup>、<sup>732)</sup>、<sup>733)</sup>、<sup>734)</sup>、<sup>735)</sup>、<sup>736)</sup>、<sup>737)</sup>、<sup>738)</sup>、<sup>739)</sup>、<sup>740)</sup>、<sup>741)</sup>、<sup>742)</sup>、<sup>743)</sup>、<sup>744)</sup>、<sup>745)</sup>、<sup>746)</sup>、<sup>747)</sup>、<sup>748)</sup>、<sup>749)</sup>、<sup>750)</sup>、<sup>751)</sup>、<sup>752)</sup>、<sup>753)</sup>、<sup>754)</sup>、<sup>755)</sup>、<sup>756)</sup>、<sup>757)</sup>、<sup>758)</sup>、<sup>759)</sup>、<sup>760)</sup>、<sup>761)</sup>、<sup>762)</sup>、<sup>763)</sup>、<sup>764)</sup>、<sup>765)</sup>、<sup>766)</sup>、<sup>767)</sup>、<sup>768)</sup>、<sup>769)</sup>、<sup>770)</sup>、<sup>771)</sup>、<sup>772)</sup>、<sup>773)</sup>、<sup>774)</sup>、<sup>775)</sup>、<sup>776)</sup>、<sup>777)</sup>、<sup>778)</sup>、<sup>779)</sup>、<sup>780)</sup>、<sup>781)</sup>、<sup>782)</sup>、<sup>783)</sup>、<sup>784)</sup>、<sup>785)</sup>、<sup>786)</sup>、<sup>787)</sup>、<sup>788)</sup>、<sup>789)</sup>、<sup>790)</sup>、<sup>791)</sup>、<sup>792)</sup>、<sup>793)</sup>、<sup>794)</sup>、<sup>795)</sup>、<sup>796)</sup>、<sup>797)</sup>、<sup>798)</sup>、<sup>799)</sup>、<sup>800)</sup>、<sup>801)</sup>、<sup>802)</sup>、<sup>803)</sup>、<sup>804)</sup>、<sup>805)</sup>、<sup>806)</sup>、<sup>807)</sup>、<sup>808)</sup>、<sup>809)</sup>、<sup>810)</sup>、<sup>811)</sup>、<sup>812)</sup>、<sup>813)</sup>、<sup>814)</sup>、<sup>815)</sup>、<sup>816)</sup>、<sup>817)</sup>、<sup>818)</sup>、<sup>819)</sup>、<sup>820)</sup>、<sup>821)</sup>、<sup>822)</sup>、<sup>823)</sup>、<sup>824)</sup>、<sup>825)</sup>、<sup>826)</sup>、<sup>827)</sup>、<sup>828)</sup>、<sup>829)</sup>、<sup>830)</sup>、<sup>831)</sup>、<sup>832)</sup>、<sup>833)</sup>、<sup>834)</sup>、<sup>835)</sup>、<sup>836)</sup>、<sup>837)</sup>、<sup>838)</sup>、<sup>839)</sup>、<sup>840)</sup>、<sup>841)</sup>、<sup>842)</sup>、<sup>843)</sup>、<sup>844)</sup>、<sup>845)</sup>、<sup>846)</sup>、<sup>847)</sup>、<sup>848)</sup>、<sup>849)</sup>、<sup>850)</sup>、<sup>851)</sup>、<sup>852)</sup>、<sup>853)</sup>、<sup>854)</sup>、<sup>855)</sup>、<sup>856)</sup>、<sup>857)</sup>、<sup>858)</sup>、<sup>859)</sup>、<sup>860)</sup>、<sup>861)</sup>、<sup>862)</sup>、<sup>863)</sup>、<sup>864)</sup>、<sup>865)</sup>、<sup>866)</sup>、<sup>867)</sup>、<sup>868)</sup>、<sup>869)</sup>、<sup>870)</sup>、<sup>871)</sup>、<sup>872)</sup>、<sup>873)</sup>、<sup>874)</sup>、<sup>875)</sup>、<sup>876)</sup>、<sup>877)</sup>、<sup>878)</sup>、<sup>879)</sup>、<sup>880)</sup>、<sup>881)</sup>、<sup>882)</sup>、<sup>883)</sup>、<sup>884)</sup>、<sup>885)</sup>、<sup>886)</sup>、<sup>887)</sup>、<sup>888)</sup>、<sup>889)</sup>、<sup>890)</sup>、<sup>891)</sup>、<sup>892)</sup>、<sup>893)</sup>、<sup>894)</sup>、<sup>895)</sup>、<sup>896)</sup>、<sup>897)</sup>、<sup>898)</sup>、<sup>899)</sup>、<sup>900)</sup>、<sup>901)</sup>、<sup>902)</sup>、<sup>903)</sup>、<sup>904)</sup>、<sup>905)</sup>、<sup>906)</sup>、<sup>907)</sup>、<sup>908)</sup>、<sup>909)</sup>、<sup>910)</sup>、<sup>911)</sup>、<sup>912)</sup>、<sup>913)</sup>、<sup>914)</sup>、<sup>915)</sup>、<sup>916)</sup>、<sup>917)</sup>、<sup>918)</sup>、<sup>919)</sup>、<sup>920)</sup>、<sup>921)</sup>、<sup>922)</sup>、<sup>923)</sup>、<sup>924)</sup>、<sup>925)</sup>、<sup>926)</sup>、<sup>927)</sup>、<sup>928)</sup>、<sup>929)</sup>、<sup>930)</sup>、<sup>931)</sup>、<sup>932)</sup>、<sup>933)</sup>、<sup>934)</sup>、<sup>935)</sup>、<sup>936)</sup>、<sup>937)</sup>、<sup>938)</sup>、<sup>939)</sup>、<sup>940)</sup>、<sup>941)</sup>、<sup>942)</sup>、<sup>943)</sup>、<sup>944)</sup>、<sup>945)</sup>、<sup>946)</sup>、<sup>947)</sup>、<sup>948)</sup>、<sup>949)</sup>、<sup>950)</sup>、<sup>951)</sup>、<sup>952)</sup>、<sup>953)</sup>、<sup>954)</sup>、<sup>955)</sup>、<sup>956)</sup>、<sup>957)</sup>、<sup>958)</sup>、<sup>959)</sup>、<sup>960)</sup>、<sup>961)</sup>、<sup>962)</sup>、<sup>963)</sup>、<sup>964)</sup>、<sup>965)</sup>、<sup>966)</sup>、<sup>967)</sup>、<sup>968)</sup>、<sup>969)</sup>、<sup>970)</sup>、<sup>971)</sup>、<sup>972)</sup>、<sup>973)</sup>、<sup>974)</sup>、<sup>975)</sup>、<sup>976)</sup>、<sup>977)</sup>、<sup>978)</sup>、<sup>979)</sup>、<sup>980)</sup>、<sup>981)</sup>、<sup>982)</sup>、<sup>983)</sup>、<sup>984)</sup>、<sup>985)</sup>、<sup>986)</sup>、<sup>987)</sup>、<sup>988)</sup>、<sup>989)</sup>、<sup>990)</sup>、<sup>991)</sup>、<sup>992)</sup>、<sup>993)</sup>、<sup>994)</sup>、<sup>995)</sup>、<sup>996)</sup>、<sup>997)</sup>、<sup>998)</sup>、<sup>999)</sup>、<sup>1000)</sup>、<sup>1001)</sup>、<sup>1002)</sup>、<sup>1003)</sup>、<sup>1004)</sup>、<sup>1005)</sup>、<sup>1006)</sup>、<sup>1007)</sup>、<sup>1008)</sup>、<sup>1009)</sup>、<sup>1010)</sup>、<sup>1011)</sup>、<sup>1012)</sup>、<sup>1013)</sup>、<sup>1014)</sup>、<sup>1015)</sup>、<sup>1016)</sup>、<sup>1017)</sup>、<sup>1018)</sup>、<sup>1019)</sup>、<sup>1020)</sup>、<sup>1021)</sup>、<sup>1022)</sup>、<sup>1023)</sup>、<sup>1024)</sup>、<sup>1025)</sup>、<sup>1026)</sup>、<sup>1027)</sup>、<sup>1028)</sup>、<sup>1029)</sup>、<sup>1030)</sup>、<sup>1031)</sup>、<sup>1032)</sup>、<sup>1033)</sup>、<sup>1034)</sup>、<sup>1035)</sup>、<sup>1036)</sup>、<sup>1037)</sup>、<sup>1038)</sup>、<sup>1039)</sup>、<sup>1040)</sup>、<sup>1041)</sup>、<sup>1042)</sup>、<sup>1043)</sup>、<sup>1044)</sup>、<sup>1045)</sup>、<sup>1046)</sup>、<sup>1047)</sup>、<sup>1048)</sup>、<sup>1049)</sup>、<sup>1050)</sup>、<sup>1051)</sup>、<sup>1052)</sup>、<sup>1053)</sup>、<sup>1054)</sup>、<sup>1055)</sup>、<sup>1056)</sup>、<sup>1057)</sup>、<sup>1058)</sup>、<sup>1059)</sup>、<sup>1060)</sup>、<sup>1061)</sup>、<sup>1062)</sup>、<sup>1063)</sup>、<sup>1064)</sup>、<sup>1065)</sup>、<sup>1066)</sup>、<sup>1067)</sup>、<sup>1068)</sup>、<sup>1069)</sup>、<sup>1070)</sup>、<sup>1071)</sup>、<sup>1072)</sup>、<sup>1073)</sup>、<sup>1074)</sup>、<sup>1075)</sup>、<sup>1076)</sup>、<sup>1077)</sup>、<sup>1078)</sup>、<sup>1079)</sup>、<sup>1080)</sup>、<sup>1081)</sup>、<sup>1082)</sup>、<sup>1083)</sup>、<sup>1084)</sup>、<sup>1085)</sup>、<sup>1086)</sup>、<sup>1087)</sup>、<sup>1088)</sup>、<sup>1089)</sup>、<sup>1090)</sup>、<sup>1091)</sup>、<sup>1092)</sup>、<sup>1093)</sup>、<sup>1094)</sup>、<sup>1095)</sup>、<sup>1096)</sup>、<sup>1097)</sup>、<sup>1098)</sup>、<sup>1099)</sup>、<sup>1100)</sup>、<sup>1101)</sup>、<sup>1102)</sup>、<sup>1103)</sup>、<sup>1104)</sup>、<sup>1105)</sup>、<sup>1106)</sup>、<sup>1107)</sup>、<sup>1108)</sup>、<sup>1109)</sup>、<sup>1110)</sup>、<sup>1111)</sup>、<sup>1112)</sup>、<sup>1113)</sup>、<sup>1114)</sup>、<sup>1115)</sup>、<sup>1116)</sup>、<sup>1117)</sup>、<sup>1118)</sup>、<sup>1119)</sup>、<sup>1120)</sup>、<sup>1121)</sup>、<sup>1122)</sup>、<sup>1123)</sup>、<sup>1124)</sup>、<sup>1125)</sup>、<sup>1126)</sup>、<sup>1127)</sup>、<sup>1128)</sup>、<sup>1129)</sup>、<sup>1130)</sup>、<sup>1131)</sup>、<sup>1132)</sup>、<sup>1133)</sup>、<sup>1134)</sup>、<sup>1135)</sup>、<sup>1136)</sup>、<sup>1137)</sup>、<sup>1138)</sup>、<sup>1139)</sup>、<sup>1140)</sup>、<sup>1141)</sup>、<sup>1142)</sup>、<sup>1143)</sup>、<sup>1144)</sup>、<sup>1145)</sup>、<sup>1146)</sup>、<sup>1147)</sup>、<sup>1148)</sup>、<sup>1149)</sup>、<sup>1150)</sup>、<sup>1151)</sup>、<sup>1152)</sup>、<sup>1153)</sup>、<sup>1154)</sup>、<sup>1155)</sup>、<sup>1156)</sup>、<sup>1157)</sup>、<sup>1158)</sup>、<sup>1159)</sup>、<sup>1160)</sup>、<sup>1161)</sup>、<sup>1162)</sup>、<sup>1163)</sup>、<sup>1164)</sup>、<sup>1165)</sup>、<sup>1166)</sup>、<sup>1167)</sup>、<sup>1168)</sup>、<sup>1169)</sup>、<sup>1170)</sup>、<sup>1171)</sup>、<sup>1172)</sup>、<sup>1173)</sup>、<sup>1174)</sup>、<sup>1175)</sup>、<sup>1176)</sup>、<sup>1177)</sup>、<sup>1178)</sup>、<sup>1179)</sup>、<sup>1180)</sup>、<sup>1181)</sup>、<sup>1182)</sup>、<sup>1183)</sup>、<sup>1184)</sup>、<sup>1185)</sup>、<sup>1186)</sup>、<sup>1187)</sup>、<sup>1188)</sup>、<sup>1189)</sup>、<sup>1190)</sup>

- (5) 『角川日本地名大辞典』編纂委員会編『角川日本地名大辞典 36 徳島県』（角川書店、一九八六。以下『角川地名徳島』）「地誌編」―「鳴門市」―「現行行政地名」八一―六頁、『日本歴史地名大系 第三七巻 徳島県の地名』（平凡社、二〇〇〇。以下『平凡社徳島県の地名』）一七三頁以下等。
- (6) 前掲注(5)『角川地名徳島』「めいなんし 鳴南市」（七〇三頁）。
- (7) 前掲注(5)『角川地名徳島』「むや撫養（鳴門市）」―「近代」撫養町」（七〇二頁）。
- (8) 鳴門市史編纂委員会編『鳴門市史上巻』（鳴門市、一九七六）七五二頁。以下、『鳴門市史』はすべて上巻を指す。
- (9) 『鳴門市史』五五八頁以下所載。一〇七八頁にも関連記述あり。
- (10) 国文学研究資料館「収蔵歴史アーカイブズデータベース」公開デジタル画像（請求番号＝27A-1/002750001）。
- (11) 本文・解題は鳴門市史編纂委員会編『鳴門市史下巻別冊 鳴門辺集』（鳴門市、一九八八）に拠った。
- (12) 『鳴門市史』所引『鳴門海峡地帯における古代漁業遺跡調査報告』「日出土器製塩遺跡」二九〇～三二二頁。
- (13) 『撫養塩田誌』（徳島県立図書館編・金沢治監修『続阿波国徴古雑抄②』（株式会社出版、一九七三）一三三頁以下所収）、『鳴門市史』一〇三五頁以下等。
- (14) 小野映介・佐藤善輝・矢田俊文・海津颯「徳島県撫養地区における塩田開発と1596年の地震との関連性」『歴史地理学』五八（三）、二〇一六。
- (15) 『日本国語大辞典』「さき」崎・岬・碕。なお中国における漢字元来の意味は、険しい山の坂道<sup>レ</sup>を意味する（『康熙字典』）。
- (16) 赤松俊秀編『教王護国寺文書 卷一〇』（平楽寺書店、一九七〇）二七七一号（六〇六頁）。
- (17) 前掲注(5)『角川地名徳島』「どうのうら 堂浦（鳴門市）」―「中世」たうの浦」（四八〇頁）。
- (18) 板野郡教育会編『板野郡誌 上巻』（名著出版、一九七二）四八三頁、四八一頁。
- (19) 国立国会図書館デジタルコレクション公開の写本（阿波国文庫本）に拠る。前者は巻之三「板野郡一山川」、後者は巻之三「板野郡氏族」。
- (20) 島田麻寿吉（島田泉山）『徳島市郷土史論』（泉山会出版部、一九三三）一三七～一九頁。
- (21) 元和三年古活字版二十巻本（巻五「国郡部第十二」西海国第五十九）。
- (22) 『平凡社徳島県の地名』「海部郡由岐町」―「由木浦」（六九三頁）、前掲注(5)『角川地名徳島』「ゆき 由岐（由岐町）」―「中世」由木」（七三三頁）。
- (23) 市古貞次校注・訳『新編日本古典文学全集46 平家物語②』（小学館、一九九四）二九五頁頭注一三。

- (24) 富倉徳次郎『平家物語全注釈 下巻 第1 (日本古典評釈・全注釈叢書)』(角川書店、一九六七)二九二頁語注、同頁以下の解説。引用部は二九四頁。
- (25) 二阿波国。翻刻・解説は住田正一編『日本海防史料叢書 第七巻』(海防史料刊行会、一九三三)に拠る(解説は二五頁、引用本文は一八三頁)。
- (26) 『統群書類従』武家部(統群書類従完成会本(以下、統群本と略称) 23下)。
- (27) 『群書類従』釈家部(統群本 24)、また小川剛生校訂『史料纂集古記録編 迎陽記 第二』(八木書店、二〇一六)一九〇頁。
- (28) 『平凡社徳島県地名』『海部郡』一「中世」(六八七頁)。
- (29) 前掲注(5)『角川地名徳島』「いのくま井隈(藍住町・鳴門市)」「古代」井隈郷(一三〇頁)。
- (30) 前掲注(5)『角川地名徳島』「むや撫養(鳴門市)」「古代」牟夜(七〇一頁)。
- (31) 奈良文化財研究所公開データベース「木簡庫」木簡番号四〇三三(<https://mokkankonabunken.go.jp/ja/6/AAABUS48001217>)。奈良国立文化財研究所編『奈良国立文化財研究所史料第五冊 平城宮木簡 1』(同所発行、一九六六)四〇三。
- (32) 「牟屋海」を「牟屋のアマ(海部)」と訓んで貢上者集団と解する見解もあるが(前注「木簡庫」木簡説明、『鳴門市史』三四三頁)、素直に海域名と解釈するより優れた解釈とは判じ難い。
- (33) 巻第二(佐佐木信綱編『万葉集叢書 第八輯 仙覚全集』(臨川書店、一九七二、初出一九二六)九三〜四頁)。
- (34) 杉山重行『新典社研究叢書 16 月詣和歌集の校本とその基礎的研究』(新典社、一九八七)「(附1) 作者略伝」三四七頁。
- (35) 『日本書紀』神代卷第五段一書第一〇条、『土佐日記』承平四年正月三〇日条。
- (36) 『大日本史料』(以下「大史」)五三〇三三四三頁。『群書類従』紀行部(統群本 18)にも所収。以下、本文は『大史』に拠る。
- (37) 土佐泊浦の項末尾。引用部は前掲注(11)翻刻の三一頁。
- (38) 出典①「徳島大学附属図書館貴重資料高精細デジタルアーカイブ」公開画像(整理番号②徳1)、②同前(整理番号③徳3)、③同前(整理番号④徳2)。
- (39) 出典④「とくしまデジタルアーカイブ」公開画像(森文庫資料。資料番号なし)、⑤同前(古文書番号②イワム01534)、⑥同前(資料番号②H000708)、⑦同前(資料番号なし)、⑧国文学研究資料館「国書データベース」公開画像(マイクログ請求記号②099-0778-012。高知県立高知城歴史博物館所蔵(山内文庫。ヤ2911229)、⑨同前(資料番号②H000652)、⑩同前(森文庫資料。資料番号なし)、⑪国文学研究資料館「国書データベース」公開画像(マイクログ請求記号②099-08171002。山内文庫(ヤ2911215))。
- (40) 前掲注(5)『角川地名徳島』「むや撫養(鳴門市)」の項(七〇一頁)。

- (41) 『続日本紀』和銅五年正月一六日条、『江都督納言願文集』五ノ女人大江氏為母五七日(『大史』三四一九三六頁)。
- (42) 『大史』七一六三二頁(『大般若波羅蜜多經』卷三六九)、一三五〇七頁(『大乘入楞伽經』卷一・二四〇七、『仏説菩薩行方便境界神通變化經』卷上)、二九四〇五頁(『禪秘要法經』卷上・下以下)等。
- (43) 前掲注(5)『角川地名徳島』「むや撫養(鳴門市)」・「[中世]撫養」(七〇一頁)。
- (44) 『大史』五一六一五六頁。
- (45) 『秀吉事記』四国御発向并北国御動座事(『大史』一一一七二五七頁以下)、『三須文書』天正一三年七月六日秀吉朱印状(同三三頁以下)。
- (46) 徳島県板野郡教育委員会編『板野郡誌』(名著出版、一九七二、初出一九二六)五五三頁。
- (47) 前掲注(39)⑧。
- (48) 二ノ阿波国(前掲注(25)翻刻一八三頁)。
- (49) 注(42)参照。
- (50) 『大史』五一九四七頁以下、また同五七二七頁以下所載の『阿波志』『阿府志』等近世地誌。
- (51) 『群書類従』合戦部(続群本20一四一頁)。
- (52) 『大史』五七二六〇七頁。
- (53) 『春日社司祐維記』大永元年九月二四日条、一〇月二三日条、十一月一日条等(『大史』九一三三三六〇七頁)。
- (54) 『水記』大永元年六月二八日条、『今川為和集』二(『大史』九一三三三八頁)。
- (55) 『水記』大永七年七月一三日条。
- (56) 東京大学史料編纂所架蔵謄写本(内題「藤原姓日野豊田系図抄録」、請求番号〇二〇七五二二一九)。
- (57) 西岡虎之助『莊園史の研究 上巻』(岩波書店、一九五三)八〇八頁以下。義種の「撫養島之御所」への言及は八一〇頁。
- (58) 『永正十三年八月日次記』三月一五日条(『大史』九一三二二六六頁)。
- (59) 『鳴門市史』二五六〇九頁。なお、この古墳が近世に義種墳墓「將軍塚」とされていった経緯については、石尾和仁「阿州撫養林崎古城山細見之図」及び「將軍塚」絵葉書(『史窓』五一、徳島地方史研究会、二〇二二)をも参照。
- (60) 史料6・史料11の出現は下記の通り。史料6『大史』一一二〇一二頁、史料7『同』一一八五六頁、史料8『同』五八八頁、史料9『同』六〇頁、史料10『同』六二頁、史料11『同』一三七頁。
- (61) 小杉樞郎編『阿波国徴古雑抄』(日本歴史地理学会、一九一三)(以下『阿波国徴古雑抄』活字本)巻五七七五頁。国文学研究資料館「収蔵歴史アーカイブズデータベース」公開デジタル画像(<https://archives.nijiac.jp/G000000252900/data/00142>)『阿波国

- 「復古雑抄続編」 一下（請求番号Ⅱ27A-2/57-3）所収本も同じ。なお、「徳島県文化の森総合公園／とくしまデジタルアーカイブ」の「徳島県立図書館 郷土関係古書」でデジタル画像が公開されている徳島県立図書館所蔵 出石村武勇文庫。資料番号ⅡT209.5/A711）「阿波国古城諸將記」(<https://adeac.jp/tokushima-bunkanonori/catalog/mp000240-200100>)には、該当記述を含む「或説」一二ヶ条がない。
- (62) 「阿波国復古雑抄」活字本（巻七・七六九頁）、同前国文学研究資料館公開デジタル画像。国文学研究資料館「国書データベース」公開デジタル画像「阿波古城記」(<https://kokushonijic.jp/biblio/100153258/16>)にも同文あり（異同を傍注した）。
- (63) 宇山孝人「阿波九城の成立と終焉」（前掲注（4）石井ほか編著書 三三〇頁、三三一頁以下）。
- (64) 宮城一木「阿波国絵図にみる近世初頭の徳島城下町と阿波九城」（前掲注（4）石井ほか編著書）三六六頁。
- (65) 「平凡社徳島県の地名」 「鳴門市」 - 「林崎浦」 - 「撫養城跡」（一七六頁）。
- (66) 「続南行雜録」所引「二条寺主家記抜萃」大永元年三月七日条（『大史』九一・二二六頁）。
- (67) 西尾市岩瀬文庫の古典籍書誌データベースにおける同文庫所蔵「古伝記」（函番号「資料番号」一五二・一九三）の成立・内容解説を参照するに（本文は未見）、巻之一の奥書が一致しており、東京大学史料編纂所架蔵謄写本「森氏古伝記」と同内容と思しい。ただし岩瀬文庫本は二冊であるのに対し、二巻三冊に過ぎない史料編纂所架蔵謄写本（の原本）は冒頭の一部のみと推察される。
- (68) 「阿波国復古雑抄」活字本二二三頁。
- (69) 引用部は『大史』一八一・八六一頁に翻刻あり。
- (70) 『群書類従』合戦部（続群本21・四七二頁）。
- (71) 下三十河存保公塚ヨリ阿波江帰国之事（『続群書類従』合戦部（続群本22下・五〇九頁））。
- (72) 「阿波国復古雑抄」活字本（巻三・二二三頁）。
- (73) 同前二二三頁。
- (74) 中一二四宮加賀守別宮ヨリ船漕帰ル事（続群本22下・五〇三〜四頁）。
- (75) 続群本21・四七二頁。
- (76) 阿南市史編さん委員会編『阿南市史 第二巻（近世編）』（阿南市、一九九五）五九一頁以下。引用文は五九二頁。
- (77) 山本武男「鳴門市の金石文」（『総合学術報告 鳴門市郷土研究発表会紀要 第一号』、阿波学会・徳島県立図書館、一九六五）八三頁。
- (78) 新潟県編・発行『新潟県史 別編3 人物編』（一九八七）七〇頁。
- (79) 請求記号Ⅱ二〇四一・六四二五。
- (80) 小西友直・錦江編『味地草 第四冊』（名著出版、一九七二）三七七頁以下。

- (81) 請求記号二〇七五四八七。
- (82) 太田亮「姓氏家系大辞典 第一卷ア〜カ」(角川書店、一九六三、初出一九三八)「荻原ヲギハラ」の項(八九五頁)。
- (83) 『玉かきの日記』(信濃史料刊行会編・発行『信濃史料第十三巻』(一九五九)六頁)。
- (84) 『香西記』老父茶話之雜記に佳清(『大史』一一一、一八五五頁、香川県編『香川叢書 第三』(香川県、一九四三)所収本二四九頁、同記讃州藤家香西氏略系譜(『香川叢書』所収本)二二二頁に好清に作る)。
- (85) 『南海治乱記』巻一五長曾我部元親十河存保豊州戦記(『南海治乱記』(香川新報社、一九一三)巻之十五一一頁)、『南海通記』巻一八羽柴公九州征伐考長曾我部元親十河存保豊州戦記(角田文衛・五来重編『新訂増補史籍集覧 第二〇冊 武家部 戦記編(八)』(臨川書店、一九六七、初出一八九七)三三八頁)。
- (86) 『香西記』讃州藤家香西氏略系譜(前掲注(84)『香川叢書』所収本二二二頁)。同老父茶話之雜記にも「香西駿河守元載入道宗信」(同二四八頁)。
- (87) 『南海治乱記』巻七香西宗心備前兒島陣記(前掲注(85)翻刻の巻之七八頁)。
- (88) 『備前軍記』巻第四兒島本太城合戦并五流山伏の事(黒川真道編『国史叢書 軍記類纂』(国史研究会、一九一六)二七六頁)。
- (89) 『南海通記』巻一五香西伊勢馬場并西光寺表合戦記(前掲注(85)翻刻三一九頁、三二〇頁)。
- (90) 前掲注(85)翻刻二一九頁。
- (91) 翻刻は『因島市史料 第六集 能島来島因島由来記』(因島市教育委員会編・発行、一九六五)三六〜四〇頁に拠ったが、一部不審な字は意により改めた(「始主計頭」を翻刻は「如主計頭」に作る)。なお奥山芳夫著・真浦地区自治会編『中世の家島 苦瓜助五郎本道と覚円・高島四郎秀景の伝説をめぐって』(真浦地区自治会、一九九一)資料編 一四号(二〇〇頁)の翻刻も参考にした。
- (92) 坂口友太郎編・発行『白鳥町の歴史と伝説』(一九九一)「東讃名家雑考 四宮氏」二九一頁。
- (93) 玉野市史編纂委員会編『玉野市史 続編』(玉野市、一九七二)二四七頁。当該史料は岡山大学所蔵池田家文庫の「御国中神社縁起棟札之写」史料番号P一三三三にあたると思われるが、本稿執筆時までに原文を見ることができなかった。
- (94) それぞれの出典は次の通り。①巻之二 駅亭志 方位考附録 引田城。②巻之五 神祠志上 式外祠 寒川郡 諏訪明神祠、③巻之九 古志 引田城、④巻之九 古城志 乙井城。
- (95) 『三好記』下 長曾加部元親勝瑞二押寄事并洪水出事(統群本22下15二二頁)、『三好家成立之事』(同四七七頁)。
- (96) 『元親記』中 三好合戦之事(統群書類従『合戦部』統群本23上17〇頁、『大史』一一一、一三八一頁)。
- (97) 目代真一編集代表『長宗我部地検帳 安芸郡下』(高知県立図書館、一九六一)安喜郡井尾喜村(二三七頁)、安芸郡和食村(四九二頁)。

- (98) 慶長一四〇一五年の『加藤侯分限帳』（山田康弘・高野和人編纂『青潮社歴史選書4 肥後加藤侯分限帳』（青潮社、一九八七）二六頁）、また『加藤家御侍帳』（同一三三頁・一四二頁）。
- (99) 渡辺金造『日本書誌学大系47（1） 渡辺刀水集二』（青裳堂書店、一九八五）二七頁。
- (100) 引用部は『大史』一一一八六一〜二頁に翻刻あり。
- (101) 『阿波国徴古雜抄』活字本（卷三二二四頁）。
- (102) 卷之六 細川考 讃川引田浦船師記（『史籍集覽』本二二二頁）。
- (103) 卷之三 板野郡 古蹟（国立国会図書館所蔵写本（請求記号Ⅱ八四九四）に拠る）。
- (104) 『南海治乱記』卷五 細川晴元討予州記（前掲注（85）翻刻卷之五二三頁）。
- (105) 『織拾集』（『大史』九一九一七五頁）。
- (106) 森脇崇文「戦国期阿波守護細川家関係者「氏之」の素性について」（『史窓』五二、徳島地方史研究会、二〇二二）。
- (107) 『群書類従』合戦部『三好家成立之事』（続群本21・四六五頁）。
- (108) 若松和二郎『戦国三好氏と篠原長房』（戎光祥出版、二〇二二、初出一九九九）二六頁以下。
- (109) 坂口友太郎編・発行『白鳥町の歴史と伝説』（一九九一）「東讃名家雑考 四宮氏」二九〇頁以下。
- (110) 『東讃諸家系譜』は前掲注（109）坂口著書三〇一頁に抄録。「松浦正一氏蔵」とあり、瀬戸内海歴史民俗資料館編・発行『歴史収蔵資料目録十三 松浦正文庫目録』（一九八九）二二頁によつて「四宮氏系図」「森氏系図」等の中世阿波と関わる重要系図を収めた一冊（整理番号五四九）と知れるが、内容は流布していない。
- (111) これも前掲注（109）坂口著書三〇一〜二頁所載の抄録以外に内容を知り難い。
- (112) 太田亮「姓氏家系大辞典」第二巻キート（角川書店、一九六三、初出一九三八）二七八七頁「四宮シノミヤ」。
- (113) 『日本歴史地名大系 第二〇巻 長野県の地名』（平凡社、一九七九）「長野市」-「四宮庄」（八三三〜四頁）。天竜寺領としての実態は、「天竜寺文書」貞和二年六月日天竜寺領信濃国四宮庄田在家目録案（原田正俊編『天龍寺文書の研究』（二〇一一、思文閣出版）六七頁）、同日三合院院主無極志玄等連署裏書案（同一〇六号（同）、応永二年一〇月晦日諏訪円忠寄進状案（同一〇五号（四二頁）、同日三合院院主無極志玄等連署裏書案（同一〇六号（同）、応永二年九月六日室町幕府御教書案（同三五六号（二〇六頁）、応永二七年八月一日室町幕府御教書案（同三八一号（一一二頁）、文安四年二月二四日室町幕府管領細川勝元施行状案（同四四八号（一三四頁）、年月日欠天竜寺所領目録案（同五六四号（二七〇〜一頁））等参照。
- (14) 『改訂史籍集覧 第十三册 別記類第二』八九七頁。
- (15) 研究史は桃崎有一郎「諏方」上社・下社大祝氏族の素性来歴の再検討―神・金刺・大中臣姓諏方家の出自系譜と信濃武士の

- 御内人化」(『武蔵大学人文学会雑誌』五六三・四、二〇二五) 第一章一五一頁以下参照。
- (116) その系譜的考察は前掲注(115) 桃崎論考第五章Iの二〇九頁以下、第六章I二一八頁以下を参照。
- (117) 面系統の系譜・関係に関する研究史整理と現状で究明可能な諸事実については前掲注(115) 桃崎論考参照。
- (118) 『市河文書』(『大史』六二一四六四頁)。
- (119) 『大史』八一―一三三頁以下に全文。引用部は三三三頁(また『大史』八一―八五七頁)、三六頁(同八一―三五七六頁)、三七頁(同五八六頁)。
- (120) 代表的な古記録上の初見・終見を示すと、『親長卿記』文明一八年八月二八日条、明応七年五月一日条、『実隆公記』長享二年二月二六日条、永正元年九月一日条、『元長卿記』大永四年正月二七日条。
- (121) 『相国寺供養記』明徳三年八月二八日条、『北野社家日記』長享三年五月一日条、『蟻川親元日記』寛正六年一月三日条、『蔭涼軒日録』文明一六年一月五日条。
- (122) 『越前勝山小笠原家譜』『寛政重修諸家譜』(『大史』八一三九―一四六頁以下)。
- (123) 『諸家系図纂』六ノ一小笠原、『豊前豊津小笠原系譜』二(信濃史料刊行会編『信濃史料』第八卷)、『信濃史料刊行会』一九五七(四五〇―二頁)等。上記系図類は没年月日を寛正三年六月一日とする。なお『蔭涼軒日録』寛正二年一月二六日に「禪居庵天与和尚、依小笠原遠江守逝去、被申信州下向之事、即免許」と見える小笠原遠江守は光康と考えられ、康正元年に關東公方成氏退治への出陣を將軍義政の御内書で督促された小笠原遠江守も光康であろう(『東京大学史料編纂所所蔵「小笠原文書」』(『信濃史料』第八卷)三三二頁、三五五―六頁)。
- (124) 『東京大学史料編纂所所蔵「小笠原文書」』文安二年一月二四日室町幕府奉行入連署意見状(信濃史料刊行会編『信濃史料』第八卷)、『信濃史料刊行会』一九五七(二〇五頁)、同文安三年五月四日細川持賢書状(同二一九頁)、彰考館本『小笠原系図』(二一〇頁)等。
- (125) 桃崎有一郎「足利義政の年齢・幼名・少年期立身儀礼と室町殿身内集団」北斗信仰・『今川記』・富樫家紛争と「御親」近衛房嗣」(『武蔵大学人文学会雑誌』五七、二〇二五)一四四―七頁。
- (126) 『勸修寺文書』応永二年一〇月二〇日竹鼻種公避状裏書(『大史』七二二―三九五頁)、同二年四月一日日権大僧都興海讓状裏書(同七一―四一五六―七頁)。
- (127) 久世通章『蹴鞠』(大日本蹴鞠会、一九三八)一九頁所載の額田次郎宗朝宛「飛鳥井宋世(雅康)蹴鞠秘伝書写」写真を釈読して佐々木孝浩「鞠聖藤原成通影供と飛鳥井家の歌鞠二道」(『国文学研究資料館紀要』二〇、一九九四)三四一頁が紹介。
- (128) 延徳四年六月一日条、二六日条、一一月一日条、一三日条、明応二年二月一日条、七月三日条、八月一日条、同三年五月二〇日条、七月七日条、二七日条、一〇月一日条、同六年四月五日条、同七年二月二七日条、四月二七日条、五月一日条、一四

- 日条等。
- (129) 文政二年の『阿賀村国郡志御用書上帳』旧家・医師有節（呉市史編さん委員会編『呉市史資料編 近世2』（呉市、一九九九）三七九頁）。
- (130) 『備前軍記』松田左近將監赤松に叛く事、文明十六年正月二日福岡合戦の事（前掲注（88）翻刻一三〇、一四一・一四三頁）。
- (131) 宇喜多常政を島村殺す并宇喜多家の事（前掲注（88）翻刻一八九〜九〇頁）。
- (132) 備前国所々城主并海賊の事（前掲注（88）翻刻一九八・一九九頁）。
- (133) 八接州守護代事并元一謀叛之事。翻刻は和田英道「尊経閣文庫蔵『不問物語』翻刻」（『跡見学園女子大学紀要』一六、一九八三）六七〜八頁に拠った。
- (134) 所在地は『図書叢刊 壬生家文書』二二三九八号（一〇六頁）、また四一〇二五号（一一二頁）。
- (135) 年欠一二月四日春阿書状（同前二一五三三号（二五〇頁））。
- (136) 森甚一郎「権平塚の由来」（『遺稿集 木瓜の香り』、森先生遺稿集刊行会、一九八五）七九頁。阿南市史編さん委員会編『阿南市史 第二巻（近世編）』（阿南市、一九九五）二九〜三〇頁が同じ婚姻関係について言及しているが、叙述は右遺稿集に依拠し、史料名や史料群名も挙げず、原史料を確認した形跡はない。なお、同編『阿南市史 史料編（近世）』（阿南市、一九八九）五六号（三八一〜七頁）に、森甚一郎氏旧蔵の寛政八年の森甚五兵衛による『森家系図』の抄録が収められているが、記述は男系の事跡に終始し、母系・女系に一切言及がない。
- (137) 『三好記』下長曾加部元親勝瑞江押寄事并洪水出事（『大史』一一一・一二三・七三頁）。
- (138) 『海東諸国紀』道路里数・南海道六州・阿波州・義直、『朝鮮王朝実録』成宗一二年九月一〇日条。
- (139) 天文一六年一二月日撫養隠岐守後家阿子女書状写（天野忠幸編『戦国遺文 三好氏編 第一巻』（東京堂出版、二〇一三）二〇六号（七七頁））。
- (140) 『二水記』尚通公記 永正一七年五月一日条。
- (141) 『統南行雜録』所引『二条寺主家記拔萃』永正一七年二月一七日条、『東寺過去帳』（『大史』九一・一二二頁）。
- (142) 陽明文庫所蔵年欠（大永元年ならん）三月七日足利義植書状（『大史』九一・九二・七二頁）。覚誓と義植の猶子関係は『後法成寺閏白記』永正七年二月二三日条。
- (143) 『壬生于恒記』大永元年三月八日条、『二水記』九日条、一〇日条（『大史』九一・一二六・四〜五頁）。
- (144) 若松和三郎『阿波細川氏の研究』（戎光祥出版、二〇一三、初出二〇〇〇）二七四頁。
- (145) 『統南行雜録』所引『二条寺主家記拔萃』大永元年三月七日条（『大史』九一・一二六・六頁）。

- (146) 『異本塔寺長帳』四(『大史』九一・二二・二六七頁)、『足利季世記』三(公方義種下高国不和ノ事(同二六八頁))。
- (147) 『水記』三月八日条、九日条、一〇日条。
- (148) 『永正十三年八月日次記』三月一五日条(『大史』九一・二二・二六六頁)。
- (149) 『続南行雜録』所引『二条寺主家記拔萃』大永元年三月七日条(『大史』九一・二二・二六六頁)。
- (150) 四(將軍義種御僧居付義晴朝臣被任誠意小郡事(『大史』九一・二二・二七二頁))。
- (151) 『古代取集記録』、『経尋記』『拾芥記』七月六日条(『大史』九一・二二・二頁以下)。
- (152) 『後鑑』大永元年四月一八日条所引『伊勢貞助記』(『大史』九一・二四・〇二頁)。
- (153) 『水記』『菅別記』『拾芥記』『永正二三年八月日次記』七月六日条(『大史』九一・三一・一八頁)。
- (154) 『菅別記』大永元年七月日条、『拾芥記』同七月二八日条(『大史』九一・三一・四二頁)。
- (155) 『春日社司祐維記』大永元年一月一日条(『大史』九一・三三・一六〇七頁)。
- (156) 『晴富宿禰記』明応二年閏四月三日条、八日条、一四日条、一八日条。
- (157) 前掲注(一)若松著書四〇六頁。
- (158) 『島公方阿波公方系』(『足利家文書』、那賀川町史編さん室編『那賀川町史 史料編 平島公方史料集』(徳島県那賀郡那賀川町、二〇〇六)三七二頁)、『系譜写』(同、同三三三頁)。
- (159) 『平島記』(同前四〇三頁)。
- (160) 『菅別記』大永元年七月六日条(『大史』九一・三一・一八頁)。
- (161) 卷之下、前公方家御没落事(『改訂史籍集覽 第三冊 通記第二〇』五三頁)。
- (162) 『尚通公記』『元長卿記』『拾芥記』『宗典僧正記』『実隆公記』『和長卿記』等の永正五年四月九日・一五日・一六日条。
- (163) 『平島殿先祖并細川家三好家覚書』『平島記』『阿州将裔記』(前掲注(158)『平島公方史料集』一四頁、一九頁、二〇頁)。
- (164) 掲注(一)若松著書一七三頁以下。
- (165) 『水記』大永七年七月一三日条。
- (166) 注(160)参照。
- (167) 『後鑑』永正一〇年二月一四日条所引『伊勢貞助記』(『大史』九一・四五・五八頁)。
- (168) 『大史』九一・三三・一六頁。
- (169) 桜井英治『日本の歴史12 室町人の精神』(講談社、二〇〇九、初出二〇〇一)一二七〜八頁。
- (170) 『大史』九一・三一・一九頁。

- (171) 『大史』九一三二一六頁。
- (172) 車谷航「明応年間における和平交渉の展開と「二人の将軍」」(『戦国史研究』八五、二〇二三)、特に一〇〇一頁。
- (173) 注(149)参照。
- (174) 『春日社司祐維記』大永元年三月記(『大史』九一二二六六頁)。
- (175) 『二水記』大永元年三月九日条。
- (176) 『春日社司祐維記』大永元年九月二六日条(『大史』九一三三二六頁)。
- (177) 『春日社司祐維記』大永元年一月一日条(『大史』九一三三一六〇七頁)。
- (178) 『春日社司祐維記』大永元年一月一日条、一四日条(『大史』九一三三二七〇八頁)。
- (179) 『春日社司祐維記』大永元年一月一日条(『大史』九一三三二七頁)。
- (180) 『公卿補任』、『二水記』一月二五日条、二八日条、二月二四日条、二五日条。
- (181) 公方ト高国不和の事(『大史』九一九三〇八頁)。
- (182) 『大友文書』大永四年三月一日圭甫光瓚書状(『大史』九一二六三三三頁)。
- (183) 山田康弘『中世武士選書第33巻 足利義種 戦国に生きた不屈の大將軍』(戎光祥出版、二〇一六)二〇八頁等。
- (184) 長江正一『三好長慶』(吉川弘文館、一九九九、初出一九六八)二五六頁。
- (185) 前掲注(184)長江著書五九頁が、『阿波国徴古雜抄』所引「吉田孫六系図」(二二〇頁)に見える、基長(元長)が天文二年(正しくは元年)の自害時に三二歳という所伝を指摘している。
- (186) 天文二年一月六日妙覚寺文書目録(『大徳寺文書之一』五七四)、『二水記』享祿元年五月二八日条・天文元年一月二〇日条、同三年五月一〇日条。
- (187) 『阿波平島家記録』一下(『大史』一〇一八一二三頁)。奉者の沙弥善行は、『阿波志』(一一一那賀郡・仏利。『大史』同二二六頁)に「三江善行」とある。
- (188) 前掲注(4)天野論考一七六頁以下。
- (189) 真宗史料刊行会編『大系真宗史料文書記録編9 天文日記Ⅱ』(法蔵館、二〇一七)一八二〜四、二〇六、二〇八頁。
- (190) 前掲注(4)天野論考一七七〜八頁。
- (191) 前掲注(4)天野論考一七八頁。
- (192) 前掲注(5)『角川地名徳島』「ひらじま平島(那賀川町)」-「中世」平島郷(六一八頁)。
- (193) 同前、『平凡社徳島県の地名』「那賀郡」-「那賀山庄」(五九七頁以下)。

- (194) 「波多野幸彦氏所蔵文書」一(『大史』六四九-四一八頁以下)。
- (195) 至徳四年閏五月二日天竜寺土貢注文案(『天竜寺文書』、神奈川県企画調査部県史編集室編集『神奈川県史資料編3 古代・中世(3上)』(神奈川県、一九七五)六八〇頁)。
- (196) 延徳二年二月三日後土御門天皇綸旨案(『宣胤卿御教書案』、『大史』八一四〇-二二頁)。
- (197) 「天竜寺文書」文安四年二月二日四日室町幕府管領細川勝元施行状案(前掲注(113)原田編著書四五七号(一三三-三四頁))。
- (198) 前掲注(5)『角川地名徳島』「ひらじま平島(那賀川町)」(六一八頁)。
- (199) 『平島村史』(那賀川町、一九二三、一九八五再発行)八頁、徳島県史編さん委員会編『徳島県史第二巻』(徳島県、一九六六)二〇六頁。
- (200) 至徳四年閏五月二日天竜寺土貢注文案(『天竜寺文書』、神奈川県企画調査部県史編集室編集『神奈川県史資料編3 古代・中世(3上)』(神奈川県、一九七五)六八〇頁)。
- (201) 前掲注(189)翻刻二八六頁、二九一頁。
- (202) 『平島記』(『大史』一〇一一-一五一頁)等。
- (203) 前掲注(4)天野論考一八一-二頁。
- (204) 『群書類従』合戦部(続群本21)。
- (205) 『土佐国蠶簡集』卷之八(『土佐国史料集成 南路志第九卷 年譜拾遺』(高知県立図書館編集・発行、一九九七)七八一号(二四四頁))。『史料稿本』天文二年六月一七日条按文。
- (206) 若松和二郎『阿波細川氏の研究』(戎光祥出版、二〇一三、初出二〇〇〇)四五八頁、同『戦国三好氏と篠原長房』(戎光祥出版、二〇一三、初出一九九九)六二頁。なお前者は没日を二〇日とするが、後者を参照するに二〇日の誤りか。
- (208) 天野忠幸『足利義榮』(榎原雅治・清水克行編『室町幕府將軍列伝』、戎光祥出版、二〇一七)三八八頁。
- (209) 『続々群書類従』第四史伝部所収、七九頁。前掲注(158)『平島公方史料集』も『続々群書類従』本に拠るとして同書を挙げるが、四〇三頁上段の「下略」以下の本文が、『続々群書類従』本と合わない。対比するに、同史料集の一四頁以下で翻刻されている「平島殿先祖并細川家三好家覚書」と同文で、両者を取り違えられていると見られる。本稿では、引用本文は『続々群書類従』に拠る(掲出部は七九頁)。
- (210) 本文は前掲注(158)『平島公方史料集』一四頁、一八頁に拠る。
- (211) 前掲注(204)参照。また前掲注(158)『平島公方史料集』二二頁(底本は『群書類従』本)。
- (212) 前掲注(158)『平島公方史料集』三八五頁。

- (213) 前掲注(4) 天野論考一八一頁
- (214) 『系図写』(前掲注(158) 『平島公方史料集』三八四頁以下)。
- (215) 同前三八五頁、『阿州将裔記』(同二二頁)。
- (216) 『統々群書類従』本七〇頁。
- (217) 以上の諸史料は『天史』一〇一一一五〇頁以下所載。
- (218) 卷一〇「公方家南方御進発同御退治御仕置事」(『改訂史籍集覧第三冊通記第二〇』一九〇頁)。
- (219) 前掲注(158) 『平島公方史料集』一八頁。
- (220) 『平島殿先祖并細川家三好家覚書』(前掲注(158) 『平島公方史料集』一四頁)、『阿州将裔記』(同二〇頁)。
- (221) 前掲注(4) 天野論考一八六〜七頁。
- (222) 関係史料と解説は前掲注(158) 『平島公方史料集』第六節「平島公方の阿波国退去」(九六〜一六三頁)に詳しい。

系図1 『四宮系譜』

(東京大学史料編纂所架蔵謄写本『四宮系譜』(請求記号II二〇七五-四八七)を底本とし、異本(『味地草』所引本)と校合した。底本と異なる異本の字や、底本に存して異本に存しない字は(二字以上の場合は角括弧「」で挟んで)亀甲括弧「」をもって傍注し、底本に存せず異本に存する字は角括弧「」で挿入した)

四宮系譜

姓藤原氏、四宮、家紋鎌添穀葉、元祖諏訪大明神末流系譜相続、天正年中嬰于兵火、後醍醐天皇諭旨・尊氏將軍印章并細川家累世証判・織田信長感状等悉皆焼失、嗚呼惜哉、

中興

∴宗元 四宮左京大夫、娶秋原氏〔女〕、

〔裁①〕

宗継

〔始和泉守、〕  
〔④ナシ〕

四宮左京大夫、

宗純

〔阿州那東郡福井莊椿泊居住、〕  
〔④ナシ〕

四宮肥後守、

宗辰

四宮藏人允、

宗季

〔備前国児島日比戸城主、〕  
〔④ナシ〕

四宮隠岐守、

女子

嫁野口左門、

女子

嫁日下四郎大夫、

女子

嫁服部三郎左衛門、

〔女子④〕

嫁鳥養右京、

女子

嫁八田伝右衛門、

〔宗季子二名、①ナシ〕

某

備前国児島日比戸城主、

四宮主計頭、

女子

讚州城主香西伊賀守室、

宗勝

〔右④〕  
四宮左京大夫、

宗晴

〔大夫④〕  
四宮左馬〔助〕、

事〔于〕長曾我部泰元親、後〔任〕加藤肥後守清

正〔任〕為船〔戰〕将、  
〔④ナシ〕

宗忠 〔阿州撫養林崎城主、〕  
 四宮加賀守、娶〔阿州撫養城主〕小笠原將監女、  
〔後改關丞、宗忠属于三好氏、守撫養城、〕

〔三好氏属、〕天正四丙子年十二月廿七日三好彦次郎長治於阿州別宮浦生害、相当此時宗忠卒家弟宗信等致吊合戦大抽軍忠、※

宗信 〔讚州大内郡曳田城主、後撫養林崎住、〕  
 〔四宮左近大夫、〕

〔三好氏属、天正四年〕○以下ノ文、異本ハ宗忠ノ項ノ※以下ニアリ。 三好氏  
〔衰〕長曾我部 泰元親領四国、宗信肯不随之、〔奉〕任  
〔子〕織田信長公同六年〔戊寅〕年大坂門跡光佐余類  
〔扱〕阿州古橋城、信長公使宗信攻之、於是討捕  
 城主莊野内藏助、是故 信長公賜宗信攻以伊丹・福原・池田三莊之内〔内〕采地、宗信曾与 秀吉公論武有隙、豊臣御治世變姓名匿阿州森志摩守村春之〔之〕家、〔法名現華、歳八十一、〕元和九〔癸亥〕年十一月三日卒、歳八十一、法名現華、〔華カ〕〔ナシ〕下略

〔○以下底本になし。『味地草』所引本に拠り掲げる〕

宗直 森七郎大夫、  
 四宮源助、後改八郎右衛門、  
 寛文二年壬寅八月三日卒、歳七十四、号宗詮、

宗則 四宮勘左衛門、  
 宗祐 四宮彦作、  
 宗友成平兵衛、

宗虎 四宮善左衛門、以諱為法号、貞享五戊辰九月二日死、法名法林院宗虎、

宗由 四宮八郎右衛門、  
 宗仁宇孫兵衛、  
 宗鈴江加右衛門、  
 宗惣田半左衛門、

宗房	四宮兵吉、延宝八庚申三月十三日十八歳死、法名自浄元心、
宗正	四宮八五郎、元禄二己巳二月十日十四歳死、法名主妙宗円、
女子	嫁渡辺小兵衛、元禄七甲戌六月廿九日卒、法名普廓貞照、
女子	嫁村上助之丞、
女子	嫁下司小平、後号多加栄入、

系図2 『森氏古伝記』所載系図抜粋

(東京大学史料編纂所架蔵謄写本『森氏古伝記』(請求記号II二〇七五一一六四)を底本とした。一部人名のみ『四宮系譜』『森古伝記(森一族勳)』との異同を亀甲括弧( )と①で示した)

A

∴佐田九郎兵衛名乗不知  
 姓藤原、因州ヨリ阿州来リ細川氏属、名東郡西  
 黒田村ニ住居、始メ鎌田九郎左衛同脱之、中比筑後守  
 ト云、故在テ佐田九郎兵衛ト改、委ク始ニ顯ス  
 ニ依テ爰ニ省略スル、妻者無伝来、

森筑後守元村

本名鎌田、阿州ニ来リ森飛騨守カ名字ノ譲リヲ請、  
 森九郎左衛門ト云、中比森志摩守ト名乗、板東郡  
 段関村ニ在城、後森筑後守ト云、蜂須賀家へ属シ  
 隠居シテ森九華ト云、委キ事卷ノ末ニ記ス故爰省  
 略スル、

森善左衛門吉村

父ノ水軍ヲ学ヒケル故森飛騨守名字ヲ讓、板東郡  
 土佐泊令居住、猶粗ノ伝卷ノ末記故爰省略スル、

女子 阿州板東郡撫養城主小笠原将監嫁ス、

女子 嫁四宮隱岐守、

女子 阿州板東郡北泊住人森助太夫ニ嫁ス、

B

森筑後守元村

始鎌田九郎左衛門、中比

森志摩守、其後筑後守、隠居剃髪シテ森九華ト改ム、伝記始ニ在リ、

妻者阿州板東郡撫養城主小笠原撰津

守娘、伝曰、撫養表ノ縁ヲ厚センタメ元

村妹ヲ小笠原將監妻トシテ、亦將

監姉ヲ元村妻トスルナリ、

予曰、阿州昔物語ト云旧記曰、

森飛騨守ガ末葉森志摩守ト在リ、

亦久米氏辺集ノ三好記曰、

森志摩守ハ新座者ト在リ、

右ノ貳箇条トモニ慥成ル旧記ニ出ル、

然ルニ予カ先祖ノ伝来ノ品ト思ヒ合セ

テ見ルニ、慥成証拠歴然タレハ、今爰

ニ頭シ置ナリ、九華妻文祿三<sup>甲</sup>午年七

月八日卒、諡台巖妙正禪定尼、

二省略ス、

仙石筑後守村春 幼名無伝来、於朝鮮熊川討死、諡秋月蓮休ト云也、

仙石筑後守村吉 初メ森左馬進、中比森石見、其後森九郎左衛

門、仙石権兵衛秀久ニ遣江仙石ノ名字ヲ繼

仙石筑後守ト改ム、伝譜系統末卷ニ頭ス故爰

二省略ス、

森新正氏村

予カ中興ノ祖ナリ、伝譜系統古伝記卷之六ニ頭ス故爰二省略ス、

女子

讃州住人四官勘左衛門嫁、子孫系統伝不知、

女子

讃州住人服部三郎左衛門ニ嫁ス、長子八同三郎左衛門ト云、其後ノ子孫系統無伝来、

女子

嫁森次郎右衛門、系統山田七兵衛ト云、森甚五兵衛代々ノ家子ナリ、

女子

嫁撫養八郎右衛門、系統森甚六ト云、森甚五兵衛代々ノ家子ナリ、予曰、森家ノ妻族トモ可謂与系統ノ伝後ニ頭ス、

右七人ハ元村妻小笠原撰津守娘ノ腹ニ出生ノ子ナリ、

小笠原氏、姓源、家紋<sup>①</sup>鳶也、往昔ノ伝不詳、爰中

興以來ノ系統ヲ雖頭、其行状不聞伝、惜哉、<sup>予曰、中興</sup>

ノ祖森新正氏村外祖成、<sup>予曰、中興</sup>

ル故、小笠原系統頭ス、

(右文中の家紋は、拡大謄写すれば左の如くである)



C

小笠原摂津守

往昔ノ趣キ詳ニ無伝来、阿州  
板東郡撫養ノ城主タリ、往古ノ家紋松皮菱又ハ  
藤ノ丸、或ハ三目緒ヲ付ル、

女子 嫁森筑後守元村入道九華、

小笠原将監 相繼テ撫養ノ城主タリ、然ルニ甥村春後見トナリ土佐  
泊引越、是故ニ撫養城ヲ四宮加賀守宗虫ニ讓ル、  
〔忠〕

女子 嫁四宮加賀守宗虫〔忠〕  
〔忠〕  
ト改ム、法名ヲハケン華ト云、三好長治討死ノ時ニ至、村春  
ト相伴伊沢頼俊勢ト戦ヒ勇威ヲ振ケル加賀守是也、村春譜ニ  
委シ故爰省略ス、

女子 嫁板東弥右衛門、

撫養八郎右衛門

村春家子ト成ル、後ニハ森甚五兵衛村重  
後見スル、村重所々ハ出陣ノ時ノ留主ヲ  
堅固ニ守リタルナリ、知行百石ヲ禄ス、  
大坂陣ノ時モ村重陣ニ出ル留主居八郎右  
衛門堅タル由、此外ノ伝不詳、

撫養太郎助

撫養弥五右衛門

森三郎兵衛

女子 嫁木津与兵衛、

森三郎兵衛

女子 嫁椋間小吉郎、

女子 嫁宮内新左衛門、

撫養八右衛門

撫養万右衛門

撫養庄左衛門

女子 嫁木内半左衛門、

女子

森甚六

(巻一に以下の奥書あり)

享保四<sub>己</sub>亥年五月十三日 森甚太夫 芳純(花押)

